

令和 7 年 第 2 回

大崎町議会定例会会議録

開会 令和 7 年 6 月 10 日

閉会 令和 7 年 6 月 25 日

大 崎 町 議 会

令和7年第2回大崎町議会定例会

会 期

令和7年 6月10日（火）から

16日間

令和7年 6月25日（水）まで

月 日	曜 日	時刻	本会議	委員会	摘 要
6月10日	火	10	第1日		会 期 の 決 定 議 案 等 上 程
11日	水	9		委員会	付託案件の審査
12日	木	9		委員会	特別委員会（第一中跡地）
13日	金	9		委員会	特別委員会（菱田中跡地）
14日	土				休 会
15日	日				休 会
16日	月				予 備
17日	火				予 備
18日	水	10	第2日		一 般 質 問
19日	木	10	第3日		一 般 質 問
20日	金				予 備
21日	土				休 会
22日	日				休 会
23日	月	9		委員会	特別委員会（第一中・菱田中跡地）
24日	火				予 備
25日	水	10	第4日		付託案件の審査報告

令和7年第2回大崎町議会定例会会議録目次

第1号（6月10日）（火）

1. 開 会	5
2. 開 議	5
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
4. 日程第2 会期の決定	5
5. 日程第3 諸般の報告	5
6. 日程第4 行政報告	6
東町長報告	6
7. 日程第5 報告第1号 令和6年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	7
東町長提案理由説明	7
宮本総務課長	7
8. 日程第6 報告第2号 令和6年度大崎町一般会計継続費繰越計算書の報告について	8
東町長提案理由説明	8
宮本総務課長	8
9. 日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて (令和6年度大崎町一般会計補正予算(第9号))	9
東町長提案理由報告	9
宮本総務課長	9
中山美幸議員	12
東町長	12
岩元保健福祉課長	12
渡邊企画政策課長	13
中山美幸議員	13
岩元保健福祉課長	13
10. 日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて (大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について)	14
東町長提案理由説明	14
谷迫税務課長	15
11. 日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて	

	(大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)	18
	東町長提案理由説明	19
	谷迫税務課長	19
12.	日程第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて (大崎町手数料条例の一部を改正する条例の制定について)	21
	東町長提案理由説明	21
13.	日程第11 議案第26号 土地の処分について	22
14.	日程第12 議案第27号 町有財産(建物)の無償譲渡について	22
	東町長提案理由説明	22
	渡邊企画政策課長	23
	中山美幸議員	26
	東町長	26
	渡邊企画政策課長	26
	中山美幸議員	26
	渡邊企画政策課長	27
	草原正和議員	28
15.	休 憩	28
	渡邊企画政策課長	28
	鷲東慎一議員	28
	渡邊企画政策課長	29
	鷲東慎一議員	29
	渡邊企画政策課長	29
16.	休 憩	30
17.	休 憩	31
18.	日程第13 議案第28号 土地の処分について	31
	東町長提案理由説明	31
	渡邊企画政策課長	31
	富重幸博議員	34
	渡邊企画政策課長	34
	富重幸博議員	35
19.	休 憩	36
	渡邊企画政策課長	36

	富重幸博議員	37
20.	休 憩	38
	中山美幸議員	38
	東町長	38
	渡邊企画政策課長	40
	中山美幸議員	40
	東町長	41
	宮本総務課長	41
	児玉孝徳議員	42
	東町長	43
	児玉孝徳議員	43
	東町長	44
	草原正和議員	44
	東町長	45
	草原正和議員	46
	東町長	46
21.	休 憩	47
22.	日程第14 議案第29号 令和7年度大崎町一般会計補正予算(第1号)	47
	東町長提案理由説明	48
	宮本総務課長	48
	児玉孝徳議員	51
	渡邊企画政策課長	51
	宮本総務課長	51
	児玉孝徳議員	52
	宮本総務課長	52
	中山美幸議員	52
	渡邊企画政策課長	52
	鎌田農林振興課長	53
	中山美幸議員	53
	渡邊企画政策課長	53
	鷲東慎一議員	53
	岩元保健福祉課長	54
	相星教委管理課長	54
	藤田香澄議員	54

宮本総務課長	54
岩元保健福祉課長	55
藤田香澄議員	55
宮本総務課長	55
岡元修一議員	55
渡邊企画政策課長	55
23. 日程第15 議案第30号 令和7年度大崎町介護保険事業特別会計補正 予算(第1号)	56
東町長提案理由説明	56
岩元保健福祉課長	56
24. 日程第16 議案第31号 大崎町過疎地域持続的発展計画の一部変更 についての一部を改正する条例の制定について	57
東町長提案理由説明	57
渡邊企画政策課長	57
25. 散 会	58
第2号(6月18日)(水)	
1. 開 議	65
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	65
3. 日程第2 一般質問	65
富重幸博議員	65
東町長	65
穂園教育長	66
富重幸博議員	66
東町長	67
富重幸博議員	67
穂園教育長	67
富重幸博議員	68
穂園教育長	68
富重幸博議員	69
穂園教育長	69
西竹社会教育課長	69
富重幸博議員	69
穂園教育長	69

西竹社会教育課長	69
富重幸博議員	70
穂園教育長	70
富重幸博議員	70
穂園教育長	70
富重幸博議員	71
西竹社会教育課長	71
富重幸博議員	71
穂園教育長	72
富重幸博議員	72
穂園教育長	72
富重幸博議員	73
穂園教育長	73
西竹社会教育課長	73
富重幸博議員	73
西竹社会教育課長	73
富重幸博議員	74
穂園教育長	74
西竹社会教育課長	74
富重幸博議員	75
穂園教育長	75
西竹社会教育課長	75
富重幸博議員	75
穂園教育長	76
富重幸博議員	76
穂園教育長	76
富重幸博議員	77
穂園教育長	77
富重幸博議員	77
穂園教育長	77
富重幸博議員	78
穂園教育長	78
富重幸博議員	78
穂園教育長	79

富重幸博議員	79
穂園教育長	79
富重幸博議員	80
4. 休 憩	81
児玉孝徳議員	81
東町長	81
児玉孝徳議員	82
東町長	82
児玉孝徳議員	83
東町長	83
穂園教育長	83
児玉孝徳議員	83
東町長	84
穂園教育長	84
児玉孝徳議員	84
東町長	84
児玉孝徳議員	84
東町長	84
岩元保健福祉課長	85
児玉孝徳議員	85
東町長	85
児玉孝徳議員	85
東町長	86
児玉孝徳議員	86
東町長	86
児玉孝徳議員	87
渡邊企画政策課長	87
児玉孝徳議員	87
東町長	87
児玉孝徳議員	88
東町長	88
岩元保健福祉課長	88
児玉孝徳議員	89
岩元保健福祉課長	89

児玉孝徳議員	90
東町長	90
児玉孝徳議員	90
東町長	90
児玉孝徳議員	91
東町長	91
児玉孝徳議員	91
東町長	91
児玉孝徳議員	92
5. 休 憩	92
岡元修一議員	92
東町長	93
岡元修一議員	93
東町長	93
岡元修一議員	93
東町長	93
岡元修一議員	94
東町長	94
岡元修一議員	94
東町長	94
岡元修一議員	94
東町長	94
岡元修一議員	95
東町長	95
岡元修一議員	95
東町長	95
岡元修一議員	95
東町長	96
岡元修一議員	96
東町長	96
岡元修一議員	96
東町長	97
岡元修一議員	97
東町長	97

岡元修一議員	97
東町長	97
岡元修一議員	97
東町長	98
岡元修一議員	98
東町長	98
岡元修一議員	98
東町長	99
岡元修一議員	99
東町長	99
岡元修一議員	99
東町長	99
岡元修一議員	100
東町長	100
岡元修一議員	100
東町長	100
岡元修一議員	100
東町長	100
岡元修一議員	101
東町長	101
岡元修一議員	101
東町長	102
岡元修一議員	102
東町長	102
岡元修一議員	102
東町長	102
岡元修一議員	102
東町長	102
岡元修一議員	103
東町長	103
岡元修一議員	103
東町長	103
岡元修一議員	103
東町長	103

岡元修一議員	104
東町長	104
岡元修一議員	104
東町長	104
岡元修一議員	104
東町長	104
岡元修一議員	104
東町長	105
岡元修一議員	105
東町長	105
岡元修一議員	105
東町長	105
岡元修一議員	106
東町長	106
岡元修一議員	106
東町長	106
岡元修一議員	106
東町長	106
岡元修一議員	106
東町長	106
岡元修一議員	106
東町長	106
岡元修一議員	107
東町長	107
岡元修一議員	107
東町長	107
岡元修一議員	107
東町長	108
岡元修一議員	108
鎌田農林振興課長	108
岡元修一議員	109
鎌田農林振興課長	109
岡元修一議員	109
東町長	109
岡元修一議員	109
東町長	110

岡元修一議員	110
鎌田農林振興課長	110
岡元修一議員	110
6. 休 憩	111
中倉広文議員	111
東町長	111
中倉広文議員	112
東町長	112
中倉広文議員	113
東町長	113
中倉広文議員	114
穂園教育長	115
中倉広文議員	115
穂園教育長	115
中倉広文議員	115
穂園教育長	116
西竹社会教育課長	116
中倉広文議員	116
西竹社会教育課長	116
中倉広文議員	117
穂園教育長	119
西竹社会教育課長	119
中倉広文議員	120
東町長	121
中倉広文議員	121
7. 休 憩	122
東町長	122
中倉広文議員	122
東町長	123
中倉広文議員	123
8. 散 会	124
第3号（6月19日）（木）	
1. 開 議	131

2. 日程第1 会議録署名議員の指名	131
3. 日程第2 一般質問	131
藤田香澄議員	131
東町長	131
穂園教育長	132
藤田香澄議員	132
4. 休 憩	133
東町長	133
藤田香澄議員	133
渡邊企画政策課長	134
藤田香澄議員	134
東町長	134
藤田香澄議員	135
東町長	135
藤田香澄議員	135
東町長	135
穂園教育長	136
藤田香澄議員	136
東町長	136
藤田香澄議員	137
東町長	138
藤田香澄議員	139
東町長	139
藤田香澄議員	140
5. 休 憩	140
東町長	140
藤田香澄議員	140
東町長	140
藤田香澄議員	141
東町長	142
藤田香澄議員	142
東町長	142
藤田香澄議員	142
東町長	143

藤田香澄議員	143
東町長	143
藤田香澄議員	144
東町長	144
藤田香澄議員	144
東町長	144
6. 休 憩	145
中山美幸議員	145
東町長	145
穂園教育長	145
中山美幸議員	146
穂園教育長	146
中山美幸議員	147
穂園教育長	147
中山美幸議員	148
穂園教育長	148
中山美幸議員	148
穂園教育長	149
東町長	149
中山美幸議員	150
穂園教育長	150
中山美幸議員	151
穂園教育長	151
中山美幸議員	152
穂園教育長	152
中山美幸議員	153
穂園教育長	153
中山美幸議員	153
穂園教育長	153
相星教委管理課長	154
中山美幸議員	155
東町長	155
中山美幸議員	156
穂園教育長	157

中山美幸議員	157
相星教委管理課長	157
中山美幸議員	157
7. 休 憩	158
稲留光晴議員	158
東町長	158
鎌田農林振興課長	158
上野商工観光課長	159
渡邊企画政策課長	159
西竹社会教育課長	160
宮本総務課長	161
岩元保健福祉課長	162
渡邊企画政策課長	163
相星教委管理課長	163
稲留光晴議員	163
東町長	164
稲留光晴議員	164
鎌田農林振興課長	164
稲留光晴議員	165
8. 休 憩	165
東町長	165
稲留光晴議員	166
東町長	166
稲留光晴議員	167
宮本総務課長	167
稲留光晴議員	167
宮本総務課長	167
稲留光晴議員	168
宮本総務課長	168
稲留光晴議員	168
西竹社会教育課長	168
稲留光晴議員	168
9. 休 憩	168
稲留光晴議員	169

東町長	169
稲留光晴議員	169
10. 休 憩	170
草原正和議員	170
東町長	170
草原正和議員	171
東町長	171
草原正和議員	171
東町長	171
草原正和議員	171
東町長	171
草原正和議員	172
東町長	172
草原正和議員	172
東町長	172
草原正和議員	173
東町長	173
草原正和議員	173
東町長	173
草原正和議員	174
東町長	174
草原正和議員	174
東町長	174
草原正和議員	175
東町長	175
草原正和議員	175
東町長	175
草原正和議員	176
東町長	176
草原正和議員	177
東町長	177
草原正和議員	178
東町長	178
草原正和議員	178

東町長	178
草原正和議員	179
東町長	179
草原正和議員	179
東町長	179
草原正和議員	180
東町長	180
草原正和議員	180
東町長	181
草原正和議員	182
東町長	182
草原正和議員	182
東町長	183
西竹社会教育課長	183
草原正和議員	183
東町長	183
草原正和議員	184
東町長	184
草原正和議員	184
11. 散 会	185

第4号（6月25日）（水）

1. 開 議	191
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	191
3. 日程第2 行政報告	191
東町長報告	191
4. 日程第3 議案第26号 土地の処分について	191
5. 日程第4 議案第27号 町有財産(建物)の無償譲渡について	191
鷲東大崎第一中学校跡地（土地の処分及び町有財産（建物）の無償譲渡） に係る審査特別委員長報告	192
6. 日程第5 議案第28号 土地の処分について	194
鷲東菱田中学校跡地（土地の処分）に係る審査特別委員長報告	194
藤田香澄議員	196
7. 日程第6 議案第29号 令和7年度大崎町一般会計補正予算（第1号）	197

	稲留総務厚生常任副委員長報告	197
8.	日程第7 議案第30号 令和7年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	199
	稲留総務厚生常任副委員長報告	200
9.	日程第8 議案第32号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	201
	東町長提案理由説明	201
	宮本総務課長	201
10.	日程第9 議案第33号 令和7年度大崎町一般会計補正予算(第2号)	203
	東町長提案理由説明	203
	宮本総務課長	203
11.	日程第10 議員派遣の件	204
12.	日程第11 閉会中継続審査・調査申出書	205
13.	閉 会	205

第 1 号

6月10日 (火)

令和7年第2回大崎町議会定例会会議録（第1号）

令和7年6月10日
午前10時00分開議
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（3番，4番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 令和6年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第 2号 令和6年度大崎町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大崎町一般会計補正予算（第9号））
- 日程第 8 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 9 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第10 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（大崎町手数料条例の一部を改正する条例の制定について）
- (特) 日程第11 議案第26号 土地の処分について
- (特) 日程第12 議案第27号 町有財産（建物）の無償譲渡について
- (特) 日程第13 議案第28号 土地の処分について
- (総) 日程第14 議案第29号 令和7年度大崎町一般会計補正予算（第1号）
- (総) 日程第15 議案第30号 令和7年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第31号 大崎町過疎地域持続的発展計画の一部変更について

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

- | | |
|---------|---------|
| 1番 藤田香澄 | 7番 神崎文男 |
| 2番 草原正和 | 9番 中倉広文 |

3番 岡 元 修 一
4番 富 重 幸 博
5番 児 玉 孝 徳
6番 稲 留 光 晴

10番 中 山 美 幸
11番 鷺 東 慎 一
12番 吉 原 信 雄

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

8番 宮 本 昭 一

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	東 靖 弘	農林振興課長	鎌 田 洋 一
副 町 長	千 歳 史 郎	建 設 課 長	美 戸 博 明
教 育 長	穂 園 正 幸	農委事務局長	松 元 昭 二
会 計 管 理 者	岡 留 和 幸	水 道 課 長	川 越 龍 一
総 務 課 長	宮 本 修 一	教委管理課長	相 星 永 悟
企 画 政 策 課 長	渡 邊 正 一	社 会 教 育 課 長	西 竹 信 也
商 工 観 光 課 長	上 野 明 仁	税 務 課 長	谷 迫 利 弘
町 民 課 長	本 松 健 一 郎		
環 境 政 策 課 長	竹 本 忠 行		
保 健 福 祉 課 長	岩 元 貴 幸		

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	久 保 健 一 郎
次 長	上 橋 孝 幸
次 長	松 元 幸 紀
庶 務 係 主 任	西 ゆ か り

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） これより、令和7年第2回大崎町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉原信雄議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、岡元修一議員及び4番、富重幸博議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（吉原信雄議員） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付してある日程案のとおり、本日から6月25日まで16日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月25日までの16日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（吉原信雄議員） 日程第3「諸般の報告」を行います。

それでは、5月25日に開催されました第23回関東大崎会懇親・交流の集い及び5月27日に開催されました令和7年度町村議会議長・副議長研修会に出席いたしましたので御報告を申し上げます。

はじめに、第23回関東大崎会懇親・交流の集いが、東京都銀座エタニティで開催されました。当日は、近畿大崎町会長をはじめ、鹿児島県東京事務所所長など来賓を含め約50名の参加がございました。

総会では、北村会長の挨拶の後、中塚幹事長より会計報告などの説明があり、承認されました。その後、交流の集いでは、議会の活動や現状について報告を行い、会員の方々と親睦を深めることができました。

次に、5月27日に開催されました令和7年度町村議会議長・副議長研修会に出席いたしましたので、報告をいたします。令和7年度町村議会議長・副議長研修会が、東京国際フォーラムホールAを会場に、日本全国から約2,000人余りの参

加者を得て、全国町村議会議長会の主催により開催され、本町からは、私と副議長、議会事務局長の3名が出席いたしました。

研修会は、最初に、内閣府政策統括官の高橋兼司氏による「広域災害対応を含めた自然体の災害対応力強化に不可欠な「防災DX」と題した講演で、地震などの災害について講演がありました。その中で、広域災害時の自治体間の情報共有にも役立つ新総合防災情報システムとの連携、災害時の物資支援の広域連携を実現する新物資システムの利用促進、クラウド型被災者支援システムの利用促進について述べられました。

次に、明治大学名誉教授の青山やすし氏の「平成からの災害に学ぶ復旧・復興まちづくりの課題」と題した講演で、大きく4つの項目についての講演でありました。

1つ目は、気候変動で激化する水害・火災、2つ目に、地震学・火山学は予測しない、3つ目に、復旧・復興まちづくりの課題、最後に、政治家の役割は大きい、と述べられ、最後に、家庭では食料は1週間ストックをローリングして、カセットコンロも備蓄しておくことが重要であると結ばれました。

最後に、同志社大学名誉教授、新川達郎氏の「災害と議会・議員の役割」と題し、議会は災害にどのように向かうのかとして講演がありました。

はじめに、災害と議会の関係は、無関係、被害者になる議会、被災者としての議員、被災時の議員の役割、議会は災害に向き合えるのかなど、事例を交えて述べられました。

終わりに、議員の皆様による、どんな災害にも強い回復力あるまちづくりに期待しますと結ばれました。

今回の研修会に出席しまして、地震、大雨による災害などの課題や問題点について、一層取り組むべきだと感じました。

なお、議員派遣の報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（吉原信雄議員） 日程第4「行政報告」を行います。

これを許可します。

○町長（東 靖弘君） 令和7年第2回議会定例会に当たり、諸般の行政報告をいたします。

企画政策課関係でございます。大崎第一中学校跡地における野積みの廃ビニールの状況について御報告いたします。かねてから懸念していました野積みの廃ビニール残量が、カラル株式会社の操業により5月末現在でなくなったことを御報告いた

します。当社の操業開始前に約2,000トンあったものが、現在皆無となっております。

以上で、報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これで、行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 報告第1号 令和6年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（吉原信雄議員） 次に、日程第5、報告第1号「令和6年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

町長より報告を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方自治法施行令146条第2項の規定に基づき、令和6年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。

これは、令和6年度大崎町一般会計補正予算（第8号）で議決をいただいております繰越明許費の住民税非課税世帯給付事業など、6の事業に係るものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（宮本修一君） それでは、2枚目の繰越明許費繰越計算書をお願いいたします。

この報告第1号は、令和6年度一般会計補正予算で議決をいただきました繰越明許費につきまして、令和6年度内に事業の全部が完了しないために、令和7年度に繰り越すことを報告するものでございます。

まず、款3民生費、項1社会福祉費の住民税非課税世帯給付事業でございますが、翌年度繰越額は60万6,000円でございます。本事業は、令和6年度の住民税非課税世帯へ、1世帯当たり3万円、さらに18歳以下の児童がいる場合、児童1人当たり2万円を給付する事業でございますが、事業の準備から完了までの期間が短く、年度内に事業完了できなかったため繰り越すものでございます。

款5農林水産業費、項1農業費の農地耕作条件改善事業（病害虫対策型）でございますが、翌年度繰越額は1,460万7,000円でございます。本事業は、病害虫の発生予防や蔓延防止のために行う土層改良や排水対策等に対して助成する事業でございますが、作付面積の大きな耕作者等について、年度内にこの作業を完了できないため繰り越すものでございます。

次の、新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）でございますが、翌年度繰越額は169万8,000円でございます。本事業は、新規就農者の経営発展

のために必要な機械等の導入を支援する事業でございますが、機械の導入が年度内に完了できなかったため繰り越すものでございます。

款8消防費、項1消防費の中央分団詰所新築事業でございますが、翌年度繰越額は390万5,000円でございます。本事業は、中央分団詰所の移転に係る設計業務委託料でございますが、事業完了までの期間が短く、年度内に事業が完了できなかったため繰り越すものでございます。

款9教育費、項2小学校費の菱田小学校校舎等改修事業でございますが、翌年度繰越額は6億5,650万円でございます。本事業は、昭和35年の竣工から老朽化が著しい菱田小学校施設を更新するもので、特別教室を含む管理教室棟、屋外トイレ棟に係る建築・電気設備・給排水設備等を計画しております。国の令和6年度補正予算で採択を受けましたことから、7年度に繰り越したものでございます。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費の農林水産施設災害復旧事業でございますが、翌年度繰越額は1,270万7,000円でございます。令和6年度に発生した災害についての復旧工事でございますが、国の災害査定等の影響により事業進捗が遅れが生じたため、翌年度へ繰り越し、実施するものでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これで報告を終わります。

-----○-----

日程第6 報告第2号 令和6年度大崎町一般会計継続費繰越計算書の報告について

○議長（吉原信雄議員） 次に、日程第6、報告第2号「令和6年度大崎町一般会計継続費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

町長より報告を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方自治法施行令145条第1項の規定に基づき、令和6年度大崎町一般会計継続費繰越計算書を報告するものでございます。

これは、令和6年度大崎町一般会計予算で議決いただいております総合体育館大規模改修事業に係るものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（宮本修一君） それでは、2枚目の継続費繰越計算書をお願いいたします。

この報告第2号は、継続費の令和6年度年割額に係る歳出予算のうち、支出が終わらなかったものについて、翌年度に逐次繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

款9教育費、項5保健体育費の総合体育館大規模改修事業でございますが、翌年度繰越額は1億5,819万2,800円でございます。本事業は、令和6年度から

令和7年度までの2年間の継続費の総額が15億3,500万円で、令和6年度の年割額7億円でございます。このうち、令和6年度の支出済額が5億4,180万7,200円、残額が1億5,819万2,800円となり、この額を翌年度へ通次繰越したものでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これで報告は終わります。

-----○-----

日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

（令和6年度大崎町一般会計補正予算（第9号））

○議長（吉原信雄議員） 日程第7、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大崎町一般会計補正予算（第9号））」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。令和6年度大崎町一般会計補正予算（第9号）は、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございますが、歳入歳出予算の総額に3億9,783万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を160億441万9,000円にするものでございます。

補正の内容は、地方消費税交付金、国・県支出金、繰入金及び寄附金等が確定したことによる財源調整及びふるさと応援基金等の基金積立金が主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○総務課長（宮本修一君） それでは、御説明いたします。今回の補正は、事業実施に係る国・県支出金や交付金等の確定に伴う財源変更が主なものでございますので、それ以外の主なものについて御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、歳入歳出補正予算書、事項別明細書の15ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目4財政管理費、節24積立金は、今後の公共施設整備等に備えるための施設整備事業基金積立金3億7,000万円でございます。目10企画費は、合計で1,379万6,000円の減でございますが、主なものは企業版ふるさと納税の実績に伴い、節12企業版ふるさと納税業務委託料と節18大崎町SDGs推進協議会負担金を補正するものでございます。

16ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目10物価高騰対応重点支援事業費は、合計で663万3,000円の減でございますが、令和6

年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金の事業実績に基づくものでございます。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、合計で2,006万5,000円の減でございますが、これは、特別保育事業等委託料、延長保育事業補助金、一時預かり事業補助金、保育所利用者負担金無償化給付費、ひとり親家庭医療費助成金の実績に伴うものでございます。目2児童措置費1,456万5,000円の減は、児童手当の実績に基づくものでございます。目3物価高騰対応重点支援事業費、節18負担金、補助及び交付金24万4,000円の減は、保育所等給食支援事業補助金の実績に伴うものでございます。

17ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節19扶助費10万円の減は、予防接種費助成金の実績に伴うものでございます。目4健康増進費は、合計70万2,000円の減でございますが、節19扶助費の若年末期がん患者療養支援事業費の実績に伴うものでございます。目5保健指導費は合計で80万8,000円の減でございますが、節12妊産婦健康診査等委託料と節19養育医療給付費の実績に伴うものでございます。目6介護保険費、節7報償費57万2,000円の減は、高齢者元気度アップ・ポイント付与及び介護人材確保ポイント付与の実績に伴うものでございます。

18ページをお願いいたします。款5農林水産業費、項1農業費、目9農地費、節18負担金、補助及び交付金69万9,000円の減は、基幹水利施設管理事業負担金の実績に伴うものでございます。項2林業費、目1林業振興費は、合計で18万9,000円の減でございます。こちらは、森林環境譲与税の確定に伴うもので、主なものは、節12委託料145万7,000円の減、節24積立金、森林環境譲与税基金積立金189万1,000円の増でございます。

19ページをお願いいたします。款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費の補正額は、合計で8,760万3,000円の増でございます。補正内容は、ふるさと納税寄附金及びふるさと納税促進事業の実績に伴う調整でございますが、このうち、主なものは、節7報償費、ふるさと納税謝礼の実績に伴う3,179万2,000円の減と、節11役務費のうち、事務に係る手数料1億5,247万3,000円の減、節12委託料、ふるさと納税推進業務委託料1億9,550万7,000円の減のほか、節24積立金4億7,148万2,000円は、寄附金の確定に伴うふるさと応援基金積立金の増でございます。なお、令和6年度のふるさと納税の実績でございますが、寄附件数は32万4,436件、金額は55億8,974万8,934円でございます。

20ページをお願いいたします。款7土木費、項5住宅費、目3特定優良賃貸住宅管理費、節24積立金104万7,000円の増は、事業費の確定に伴う地域優

良賃貸住宅基金積立金でございます。

21ページをお願いいたします。最後に、予備費を載せてございますが、これは財源の調整によるものでございます。

次に歳入について御説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

款2 地方譲与税から、次の9ページの、款10 地方特例交付金までは、譲与税や交付金の額が確定したことに伴い補正をするものでございます。

款11 地方交付税、項1 地方交付税、目1 地方交付税4億8,294万2,000円の増は、交付確定に伴い普通交付税を増額するものでございます。

10ページをお願いいたします。款12 交通安全対策特別交付金、項1 交通安全対策特別交付金、目1 交通安全対策特別交付金23万9,000円の減は、交付金の額が確定したことに伴い補正をするものでございます。

款13 分担金及び負担金、項1 負担金、目2 衛生費負担金9万円の減は、事業実績見込みに伴う養育医療給付費負担金でございます。

款14 使用料及び手数料、項1 使用料、目4 土木使用料174万2,000円の減は、公営住宅、地域優良賃貸住宅の入退去等の実績に伴う住宅使用料の補正でございます。

款15 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金から、11ページ、12ページ及び13ページの款16 県支出金、項3 委託金までにつきましては、それぞれ説明欄に記載してございます負担金、補助金、交付金等を、事業費の確定や国・県の決定に基づきそれぞれ増減するものでございます。

款17 財産収入、項1 財産運用収入、目2 利子及び配当金75万6,000円の減は、ふるさと応援基金利子の実績に伴う補正でございます。

款18 寄附金、項1 寄附金、目1 一般寄附金6,304万8,000円の増は、ふるさと納税寄附金8,835万9,000円の増、また、災害支援として寄附をいただきましたふるさと納税寄附金138万9,000円の増、及び企業版ふるさと納税寄附金2,670万円の減でございます。いずれも実績に伴う補正でございます。

14ページをお願いいたします。款19 繰入金、項1 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金2億2,000万円の減、目3 人材育成基金繰入金3万8,000円の減、目4 ふるさと応援基金繰入金7,051万円の減、目6 減債基金繰入金5,000万円の減は、それぞれ事業実績に伴い繰入金を減額するものでございます。

款21 諸収入、項5 雑入、目1 雑入は、合計で4,809万1,000円の増でございます。いずれも、実績に伴う補正でございますが、主なものは、過年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,656万4,000円でございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

次に、5ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正でございます。(1)変更でございます。一般会計補正予算(第8号)で議決をいただいております繰越明許費でございますが、事業費の確定見込みにより補正を行うものでございます。款3民生費、項1社会福祉費、令和6年度住民税非課税世帯給付事業の補正でございますが、補正後60万6,000円へ減額するものでございます。

第3表地方債補正でございます。(1)変更でございます。これは、起債の目的欄の災害復旧事業の限度額を、事業費の確定等に基づく同意見込みによりまして、補正前の額から補正後の額に変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、御覧いただきたいと思っております。

以上で、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長(吉原信雄議員) これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○10番(中山美幸議員) まず、歳出のほうの16ページ、款3、目10、物価高騰対応重点支援事業643万円、これの補正がなされているということなんですが、事業実績によるということの説明だけございましたけども、事業実績がどのようなものであったのか、その点について、まずお答えをいただきたい。

それと、歳入の部分、13ページ、寄附金のところですが、企業版ふるさと納税寄附金の減額、これの要因と今後どのような形でなっていくのかという予測、そういったものがあればお示しをいただきたい。その2点について詳細にお示しをいただきたいと思っております。

○町長(東 靖弘君) ただいま、2点ほどの御質問がございましたので、それぞれ担当課長のほうで答弁をさせていただきます。

○保健福祉課長(岩元貴幸君) それでは、まず、令和6年度住民税非課税世帯給付金事業の実績につきまして御報告をさせていただきます。

この事業につきましては、国の総合経済対策ということで1月に臨時議会にて上程させていただきました。その時点で予算の見込みといたしましては、非課税世帯3万円の給付対象者を2,800世帯、それから、その子どもに対する2万円の給付金、これを220名というふうに見込んで補正をさせていただきました。

その後の実績でございますが、6年度中3月末時点で2,583世帯に3万円を、それから子どもにつきましては194人に2万円を、それぞれ支払いまでさせていただきました。その時点で、まだ振込先等の確認ができていない世帯等がございます。繰越しをさせていただきました。

繰越し後の現時点での状況ですが、非課税世帯につきましては、今現在で16世帯、それから、子ども1人に対しまして支給させていただいたところでございます。ということで、令和6年度実績といたしましては8,137万円、それから繰り越

しました令和7年度分につきましては、現在50万円を支給させていただいております。

以上です。

○企画政策課長（渡邊正一君） 13ページの企業版ふるさと納税寄附金の要因と予測についての御質問でございました。

まず、こちらの予算の2,670万円の減でございますが、もともと2億円の予算であったものを、決算額ということで1億7,330万円の減額分を補正でお願いしたいというところでございます。

また、令和5年度と令和6年度の決算額の比較でございますが、対前年度で1億800万円程度の増額となっております。こちらの要因でございますが、昨年度の寄附金の件数が11件でございました。これに対しまして、令和6年度の件数、同じく11件でございましたので、件数としては同じ件数ということでございます。

増額の理由としましては、大口の寄附企業さんがいらっしゃったということで、実績としては大きく伸びたわけでございます。

それと、今後の予測でございます。先ほども申し上げましたとおり、単年度で安定的に寄附金を獲得できるかどうかというのが予測しづらい部分でございます。ですので、現状といたしましては、大きな寄附金があったときには前年度より伸びて、そうでない場合は減るというような形で、1年、1年の大口の件数に左右されるものというふうに認識をしております。

以上で終わります。

○10番（中山美幸議員） 大方了解ですが、先ほどの物価高騰に対する支援事業については、非常に困っていらっしゃる方々が多数いらっしゃったということがわかっているわけですね。残られた方々、先ほど説明がございましたが、これは確実に支援できるかどうか、これについてお示しをください。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 我々のほうで、今計画をしておりますのが、12月13日が基準日だったんですが、この時点で対象になる方につきましては3万円と、子ども1人当たり2万円を給付させていただいております。今後、町独自に当初予算でも計上させていただきましたが、対象にならなかった方につきましては、1世帯1万円と、子ども1人当たり1万円の給付を計画しておりますが、今、この事業が完了した時点で対象者がわかるのかなということで、そこからの支給をさせていただきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（吉原信雄議員） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大崎町一般会計補正予算（第9号））」は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大崎町一般会計補正予算（第9号））」は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

（大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（吉原信雄議員） 日程第8、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、地方税法等の一部改正に伴い、町税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、就業調整対策のための個人町民税の特定親族特別控除の創設、令和7年11月排ガス規制に伴う新基準原付の創設、加熱式たばこの課税方式の適正化に伴う実施時期と激変緩和措置に伴う改正でございます。

なお、今回の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和7年3月31日をもって専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとでございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細

につきましては、担当課長が説明いたします。

○**税務課長（谷迫弘君）** それでは、大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部改正によるものでございまして、大きく5つの内容となっております。1つ目の公示送達では、送達の方法について、2つ目の個人住民税では、特別控除の創設、3つ目の軽自動車税では、二輪車の車両区分の創設、4つ目の固定資産税では、減免規定の改正、5つ目の町たばこ税では、加熱式たばこに係る課税方式の見直しが主なものでございます。

なお、この条例の施行日は、原則、令和7年4月1日でございますが、一部施行日が異なる条項がございますので、異なる場合は、その都度、説明いたします。

それでは、条例案と併せまして配付してございます新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表を御覧ください。アンダーライン部分が、今回の改正箇所でございます。

1ページを御覧ください。条例第18条は、公示送達についての規定ですが、公示送達とは、納税通知書等の書類は郵便等により交付することとしていますが、住所、居所、事務所等が明らかでなく、現地調査を行った上でもなお交付できない場合には、役場の掲示場に必要事項を掲示することで書類の送達があったものと見なす制度でございます。この条では、現在、役場の掲示場に掲示することで行っている公示送達を、町のホームページに公示事項を表示する措置をとるとともに、役場の掲示場または事務所に設置したパソコン等の電子計算機の画面に表示することで公示送達を行うことができるものでございます。

施行日は、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12項に掲げる規定の施行の日でございます。

次に、1ページ最下段から、6ページの1行目にかけてになりますが、ここでは住民税の所得控除が見直され、19歳以上23歳未満の学生年代の特定親族について、既存の扶養控除の対象となる所得要件を超えた場合にあっては、新たに特別控除を設け、控除の額が段階的に軽減する仕組みとするものでございます。

1ページの第34条の2、所得控除についての規定は、所得控除の見直しにより、2ページになりますが、所得控除の項目に特定親族特別控除額を加えるものでございます。

次の第36条の2は、町民税の申告についての規定ですが、ここには町民税の納税義務者は期限までに申告する旨を定めております。この中で、但し書き中、3ページ上段になりますが、所得控除の項目に、今回創設されました特定親族特別控除額を設け、控除対象になる条件として、前年の合計所得金額が85万円以下である

こととすることとさせていただきます。

4ページになりますが、改正案の第2条第16項は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正による項ずれに伴う規定の整備でございます。

次の36条の3の2と、その次の36条の3の3は、5ページに続きますが、町民税に係る申告について、特定親族特別控除の創設に伴い、給与所得者及び公的年金受給者が提出する申告書等について、規定の整備を行うものでございます。

なお、34条の2から36条の3の3までの規定の施行日は、令和8年1月1日でございます。

次に、6ページ、第63条の2は、いわゆるマイナンバー法の一部改正による項ずれに伴う規定の整備でございます。

次に、6ページ下段の第82条は、軽自動車税における種別割の税率についての規定ですが、現行の50ccバイクについては、令和7年11月の排ガス規制への適合が困難であること等によって、今後の生産・販売が困難となるため、第一種原動機付自転車の範囲等が見直され、新基準原付として、原付免許で運転できる区分が創設されました。これを受けまして、地方税法の一部改正において規定の整備が行われ、7ページの第82条第1項になりますが、現行の50ccバイクの新基準原付バイクとして総排気量が125cc以下、かつ最高出力が4キロワット以下の二輪車に係る税額が2,000円とされたものです。これに合わせて、同条内の規定の整備をするものでございます。

次に、7ページ下段の第89条の第2項第2号は、8ページになりますが、マイナンバー法の一部改正による項ずれ、第5項においては新基準原付を創設したことに対応するものでございます。

次に、8ページの下段から10ページ中段にかけての第90条につきましては、身体障害者に対する軽自動車税種別割の減免についての規定です。令和7年3月から、運転免許に係る個人情報を個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードに記録することが可能になりまして、運転時には運転免許証または免許情報が記録されたマイナンバーカード、いわゆるマイナ免許証、もしくは両方を携帯する取扱いになりました。これを受けまして、身体障害者に対する種別割の減免を受けようとする際に提示するものとして、従来の運転免許証に加えてマイナ免許証の提示も可能とするとともに、その確認方法を定めるものです。

8ページの第90条第2項においては、次の9ページになりますが、減免申請時に提示するものとして、従来の運転免許証またはマイナ免許証を提示することとし、併せて、10ページになります、第3項では免許情報を確認するための措置を講ず

る必要があることが追加され、これに併せて同条内の規定を整備するものでございます。

次に、10ページ中段の139条の3と、次の11ページ上段の147条ですが、それぞれマイナンバー法の一部改正によるものと、次の附則第8条の2ですが、12ページの第21項は地方税法の一部改正による項ずれに伴う規定の整備でございます。

次に、12ページ中段の附則第8条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減免について規定されていますが、第13項の追加は、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減免措置の見直しでございます。当該減免措置を適用するには、これまではマンションの区分所有者から所定の申告書の提出が必要でしたが、改正後はマンション管理組合の管理者等から必要書類等の提出があり、要件に該当すると認められたときは区分所有者からの申告書の提出がなかった場合においても適用することができるようになるものでございます。これに併せて、同条内の規定を整備するものでございます。

次に、12ページ最下段の表の右側になりますが、現行の附則第8条の4は、平成30年7月豪雨による固定資産税の特例措置の規定ですが、この特例措置が廃止となったことから、同条を削除するものでございます。

次に、15ページに飛びますが、中段から17ページ下段までの、現行の附則第8条の5は、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例措置についての規定ですが、この特例措置について、常設規定の適用期間終了後も被災者支援を継続するため、適用期限が2年延長されたことに対応するとともに、地方税法改正に合わせた条ずれに伴う規定の整備を行うものでございます。

次に、17ページ最下段から20ページまでの、附則第14条の2の2の追加は、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例についてですが、紙巻きたばこよりも税負担の水準が低く、課税の公平性を欠いている現状を踏まえ、加熱式たばこについて、課税の適正化の観点から、紙巻きたばこへの本数換算の方法を、重量と価格による換算から重量のみで換算する方法に見直しするものです。

18ページの中ほどになりますが、葉たばこを原料としたものを、紙、その他これに類するもので巻いた加熱式たばこ、スティック型といわれていますが、この重量の0.35グラムをもって紙巻きたばこの1本に換算することに、また、スティック型以外の加熱式たばこについては、19ページになりますが、当該加熱式たばこの重量0.2グラムをもって紙巻きたばこの1本に換算することと併せて最低課税の仕組みを導入するなど、規定を創設するものでございます。

この条項の施行日は、令和8年4月でございますが、激変緩和の観点から、令和

8年10月1日の二段階で施行されます。

以上で、新旧対照表による条例改正の説明を終わりました。次に、施行期日等について御説明いたしますので、条例案の4ページを御覧ください。4ページの中段頃の第1条、施行期日でございますが、先ほど説明しましたとおりでございます。

次に、経過措置としまして、第2条は公示送達に関するもの、第3条は町民税に関するもの、第4条は固定資産税に関するもの、第5条は軽自動車税に関するもの、そして、第6条は町たばこ税に関するものを定めております。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について）」は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について）」は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（吉原信雄議員） 日程第9、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、地方税法の一部改正に伴いまして国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。改正する内容としましては、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引き上げと、低所得世帯への軽減措置に係る軽減判定基礎控除額の見直しでございます。

なお、今回の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和7年3月31日をもって専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○税務課長（谷迫利弘君） それでは、大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、大崎町国民健康保険税の課税限度額の引き上げと同時に、現在の経済動向を踏まえ、中間所得層の保険税負担の軽減を図るため、5割軽減と2割軽減の軽減判定の所得算定に係る被保険者1人についての加算額の引き上げによる軽減対象幅の拡充が行われたものでございます。

なお、7割軽減についての改正はなく、現行のとおりでございます。

それでは、条例案の次にあります新旧対照表で改正箇所の説明をいたしますので、新旧対照表を御覧ください。アンダーラインの部分が、今回の改正箇所でございます。

1ページを御覧ください。第2条課税額の第2項は、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額についての規定ですが、医療分の基礎課税限度額を現行の「65万円」を「66万円」に改正し、同条第3項の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額については、現行の「24万円」を「26万円」に改正するものでございます。

なお、第4項には介護納付金課税額の限度額17万円が規定されていますが、今回の改正がございません。

これら医療分、後期高齢者支援分、介護分を合わせまして合計で、現行の「106万円」から「109万円」になるものでございます。

次に、1ページから5ページにかけての第23条国民健康保険税の減額についてでございます。この条には、低所得者に係る軽減措置である均等割額、平等割額の

7割、5割、2割の軽減について、その計算方法、具体的な軽減額が規定されております。

はじめに、1ページの第23条、第1項本文には、国民健康保険税は基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の合算額とし、軽減の対象の場合でそれぞれの軽減後の税額が限度額を超える場合は、限度額を上限とし合算することが規定されていますが、括弧内にそれぞれの限度額が規定されています。このうち、基礎課税額の限度額を、現行の「65万円」から「66万円」に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を、次の2ページに続きますが、現行の「24万円」から「26万円」に改めるものでございます。

次に、2ページの中ほどになりますが、第23条、第1項、第2号は5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定についてですが、被保険者1人につき算定する金額を、現行の「29万5,000円」から「30万5,000円」に改めるものでございます。

次に、3ページの第3号は2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定についてですが、4ページに続きますが、被保険者1人につき算定する金額を、現行の「54万5,000円」から「56万円」に改めるものでございます。

以上で、新旧対照表による説明を終わりました。次に、今回の改正の施行期日等について御説明いたしますので、条例案を御覧ください。

附則の第1項、施行期日でございますが、この条例は、令和7年4月1日施行でございます。第2項は、改正前、改正後のそれぞれの適用区分について規定するものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

（大崎町手数料条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（吉原信雄議員） 日程第10、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町手数料条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、大崎町手数料条例の一部を改正するものであります。改正内容としましては、農業経営基盤強化促進法第21条の一部が改正されたことに伴い、あっせん事業による所有権移転が中間管理事業に統一されたためでございます。

なお、今回の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和7年3月31日をもって専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町手数料条例の一部を改正する条例の制定について）」、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町手数料条例の一部を改正する条例の制定について）」は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 議案第26号 土地の処分について

日程第12 議案第27号 町有財産（建物）の無償譲渡について

○議長（吉原信雄議員） 日程第11、議案第26号「土地の処分について」、日程第12、議案第27号「町有財産（建物）の無償譲渡について」、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本件は、本町が所有しております土地の売払処分について、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

当該土地は、旧大崎第一中学校跡地であり、地域の活性化について事業者からの提案を募集していた土地でございます。このたび、提案に係る審査の結果、本町に所在するS a l アセット株式会社が事業実施の候補者になったことから、売払処分をするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

引き続き、議案第27号について御説明いたします。

本案は、本町が所有しております建物について、地方自治法第96条第1項第6号及び第237条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

当該建物は、旧大崎第一中学校建物であり、地域の活性化について事業者からの提案を募集していた建物でございます。このたび、提案に係る審査の結果、本町に所在するS a l アセット株式会社が事業実施の候補者になったことから、無償譲渡をするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○企画政策課長（渡邊正一君） それでは、御説明いたします。

本案は、旧大崎第一中学校跡地の活用につきまして、事業者から提案募集を行った結果、S a l アセット株式会社が事業実施の候補者になったことから、当該土地を売却処分するものでございます。

議案書の1つ目、土地の所在、地目及び面積でございますが、全部で4筆でございます。大崎町野方字迫谷5960番1の一部、地目は学校用地、面積は2万4,354平方メートル。

次に、大崎町野方字迫谷5956番3、学校用地、991平方メートル。

次に、大崎町野方字迫谷6029番3、学校用地、146平方メートル。

最後に、大崎町野方字迫谷6029番7、学校用地、5.41平方メートルでございます。

次に、処分面積は、4筆合計で2万5,496.41平方メートルでございます。

次に、土地代金でございますが、4,665万8,430円でございます。

なお、土地の価格は、大崎町町有地払下価格の運用基準をもとに、評価額から算定した額が平米当たり1,830円となりまして、面積をかけた金額となっております。

次に、処分の相手方でございますが、鹿児島県曾於郡大崎町野方5956番16、S a l アセット株式会社、代表取締役、澤村恵子でございます。

次に、2枚目をお願いいたします。参考資料1として位置図を添付しております。

次に、3枚目をお願いいたします。参考資料2として地籍図を添付しております。赤字の斜線の部分でございます。

続きまして、4枚目をお願いいたします。参考資料3として提案概要等でございます。事業名は、「感動体験型みんなの農業公園おおさき」となっておりまして、本町の特性に基づき、農業や資源の循環をテーマとしたコミュニティパークの提案でございます。

次に、主な提案内容でございます。1つ目の、農産物のパウダー加工施設のほか、加工工程について視察・見学可能な施設、住民が集う交流施設、物産館、食堂・カフェ、グラウンドの芝生化によるみんなの広場としての活用、オフィス事務所、廃

ビニールからオイルを生成する油化事業などとなっております。

また、これらの施設の運営により予定される雇用人数は、最大15名ほどと伺っております。

次に、投資計画でございます。令和7年度の6,000万円程度をはじめとして、令和10年度までの4年間で25億円前後の投資となっております。

なお、さきに御説明いたしました提案内容及び投資計画につきましては、提案募集いたしました区域に加え、現在、カラル株式会社に貸し付けている土地を含めました跡地全域の計画となっております。

次に、企業の実績等でございます。S a lアセット株式会社は、令和5年12月に本町に設立されております。カラル株式会社の一部業務を引き継ぎ、提案があった、「みんなの農業公園おおさき」事業の受皿法人として準備中の企業でございます。このため、大きな取引等の実績はなく、上記の投資等に当たっては、当該企業が所属するロンツグループ全体で対応されるものでございます。

なお、ロンツグループの概要につきましては、一番下に記載しておりますので御覧いただきたいと思います。

次に、5枚目をお願いいたします。参考資料4、ゾーニング図でございます。こちらは、学校跡地全体について、利用目的ごとにどのように活用していくのかを示した図でございます。ページの一番下、灰色で囲った部分でございます。提案募集を行った区域を農業ふれあい区域と位置づけております。この区域では、一番上が特別教室となっておりますが、こちらをみんなの工房エリアとし、真ん中の管理教室棟2階部分を学びのエリア、1階部分を憩いのエリアとしております。また、その下、グラウンドの部分を芝生化し、みんなの広場として、誰もが集まって楽しめるような多目的広場となっております。

次に、点線で区切っている右側の部分でございますが、こちらは貸付地部分でございます。プラスチックケミカル区域と位置づけられております。この部分は、カラル株式会社が操業している部分でございますが、旧プール・武道場の活用により、廃ビニール等を回収・破碎処理する産業廃棄物処理業、それから、屋内運動場周辺を、破碎・処理されたビニールからオイルを生成する油化事業と位置づけられております。

次に、6枚目をお願いいたします。参考資料5、建物活用図でございます。こちらは、建物の主な活用方法を示しております。ページの上、特別教室棟をみんなの工房エリアといたしまして、お茶と農産物のパウダー加工工場や、加工の工程を見学・体験可能な施設となっております。

次に、ページの中ほど、管理教室棟の2階部分でございます。こちらを学びのエ

リアといたしまして、各種オフィスや環境・資源の循環、木綿加工などが学べる学習教室となっております。また、1階部分でございますが、こちらを憩いのエリアといたしまして、みんなの農業公園事務局のほか、農産物等を取り扱う物産館、食堂・カフェとなっております。

次に、7枚目をお願いいたします。参考資料6、スケジュール案でございます。表の左側に、参考資料4でお示ししたゾーニング図の区分ごとにプラスチックケミカル区域、農業ふれあい区域と、各区域ごとに記載しております。それぞれ令和7年度から、油化事業や現地調査等に着手し、改修工事などおおむね3年程度の準備期間を経て操業予定となっております。

それから、引き続きまして、議案第27号の説明をさせていただきます。

本案は、議案第26号土地の処分についてと同じく、旧大崎第一中学校の活用について、事業者から提案募集を行った結果、S a lアセット株式会社が事業実施の候補者になったことから、当該建物を無償譲渡するものでございます。

また、無償による譲渡とする理由でございますが、議案に記載の建物は、国庫補助の対象施設等で補助事業完了後、10年以上経過した建物でございます。建物の取扱いについて、無償による譲渡の場合は、国庫への納付金が不要であることから、財政的な負担を伴わない無償譲渡とさせていただいた次第でございます。

議案書の1つ目、建物の所在でございますが、全部で2筆にわたって所在しております。大崎町野方字迫谷5960番1と、大崎町野方字迫谷5956番3でございます。

次に、建物の名称でございます。旧大崎第一中学校の管理教室棟、便所、特別教室棟、倉庫、教室棟、倉庫、倉庫、農具の6棟でございます。

次に、面積でございますが、合計で2,732.68平方メートルでございます。

譲渡の相手方は鹿児島県曾於郡大崎町野方5956番16、S a lアセット株式会社、代表取締役、澤村恵子でございます。

譲渡物件の用途でございます。当社から提案がございました農産品の加工施設、地域住民の交流施設、物産館、食堂及び事務所等でございます。

2枚目をお願いいたします。参考資料1として、位置図を添付しております。

3枚目をお願いいたします。参考資料2として、建物配置図を添付しております。灰色に着色した部分が該当する建物でございます。

4枚目をお願いいたします。参考資料3として、事業者からの提案概要等がございます。ここから以降のページにつきましては、さきの議案、第26号土地の処分についてで御説明いたしました同様の内容であり、参考資料も同様のものを添付しておりますので御覧いただきたいと思います。

5枚目をお願いいたします。参考資料4は、ゾーニング図。6枚目をお願いいたしまして、参考資料5は、建物活用図。最後に、7枚目をお願いいたしまして、参考資料6は、スケジュール案でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。まず、議案第26号「土地の処分について」、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号「町有財産（建物）の無償譲渡について」、何か質疑はありませんか。

○10番（中山美幸議員） 2点ほど質問をしたいと思います。

まず、建物の件ですが、全般の審査委員会の中、それから現地説明会の中でも、本建物の中はまだ見ていないというようなことが発言されたとは記憶しているんですが、いろんな計画を出す場合に建物は内覧をした上で計画をされるべきものと理解しているんですが、担当課としては内覧はさせなかったのか、見れなかったというような発言があったように記憶しているんですが、その点について、まずお示しをいただきたい。

○町長（東 靖弘君） ただいまの建物の内覧がされていないということでの御質問でしたので、詳細については担当課長のほうで答弁させていただきます。

○企画政策課長（渡邊正一君） 建物施設の内覧についての御質問でございます。

私どもとしては、公募期間のときに施設のほうを見させていただきたいという申入れがございましたので、内覧というかそういった部分はされているんだろうなという認識でございます。

ただ、プロポーザルの審査会の中でも事業者から説明がありましたのが、詳細な調査は実施できていませんと、もし決まったら、今後させていただきますというような説明でしたので、内覧につきましてはされているんだろうという認識でございます。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員） そうであればですよ、ある程度の計画といいたし、詳細な部分まで内覧されているだろうとは私は思っているんですが、そうすると決定した状態であるというような話であれば、投資計画についても若干の疑義が発生する部分が出てくるのかなと思いますし、それから、先般の現地説明会の中でも、徐々にやっていくというようなことをお話をされておりましたけども、かなりの年数がかかるようなんですね。その間に、利益を得る、利潤が得られる事業、そういったものを見てみましても、先般の同僚議員等の質問に対しても、そこについては明確な

答えがなされていないということがありました。これは、国の補助事業等との対象事業ということにもなるかと思うんですが、どの程度の補助事業を見込んでこういった計画をなされたのか、こういった省庁の、環境かそういったところの事業だろうとは推測できますが、担当課としてはこういった国・県の補助事業を使ってこの事業をされようとしているのか。

それともう1点、確認ですが、これは本町が事業の申請をし、国・県の事業申請をし、責任をもって提案された企業との橋渡しをするというようなことがあり得るのかどうか、その点についてもお示しをいただきたいと思います。

○企画政策課長（渡邊正一君） 投資計画の部分でございますとか、それから補助金に関する御質問であったかと理解しております。

まず、投資計画につきましては、議案にお示ししておりますように、25億程度の投資が見込まれているということで御説明がありました。その根拠と申しますか、事業計画ができるのかという部分なんですけれども、そこについてはS a l A セット株式会社につきましては、先ほど御説明しましたとおり、本町で新しく、みんなの農業公園おおさき事業を実施するための受皿事業として設立された企業でございますので、まだ明確な実績等はございません。ですので、ロンツグループ全体で対応されるというお話がありました。

ロンツグループの中に幾つか企業がございます。1つ目は、ロンツ株式会社という企業がございますが、こちらは建設関係を担っているという企業でございまして、これは特定建設業という資格を持つ建設業をお持ちだということで、事業の元請ができる資格を持っていると説明がありました。こういった部分で建設コスト的なものは圧縮ができるという説明がございました。

それから、事業実施に当たってはロンツ債権回収株式会社というのが、ここもグループの1企業としてございますけれども、ここは九州で数社しか持っていない回収専門の業種をされるということで、こういったノウハウから過去の企業誘致の事業実績をやってきたということで、実績としては自信があると。さらには、財務状況としまして、大手企業に、これは熊本市だと思われませんが、そういった大手企業に対して土地を貸しているので賃借料が発生すると、そういったところで我が社につきましては利益率が高いんだというような御説明がありました。そういったところから、投資計画等は信頼できるものかと認識しております。

それから、補助金についての御質問でございます。国の補助事業の名称でございますが、町としては特段把握をしていないので、この場ではお答えは差し控えさせていただきます。

それから、町のほうが国に、例えばつなぐと申しましょるか、経由して補助金の

申請等をするのかという部分でございますが、そういった部分については一切考えていないというところでございます。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） 質問します。参考資料4、ゾーニング図のところについて質問をいたします。

校舎のほうから貸付地のほうにわたって渡り廊下が貸付地のほうに入っていますが、ここの渡り廊下の譲渡の場合の所有、台風等で屋根が壊れた場合の補修等の責任の所在、また、貸付地の貸付年度が決まっていると思いますけど、それが終わった後に、もし他の事業所がなった場合に事業所が借りとなった場合のことは検討されているのか、今後の展望ですね貸付地の。渡り廊下が侵入している部分について聞かせてください。

○議長（吉原信雄議員） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時22分

再開 午前11時22分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 再開いたします。

○企画政策課長（渡邊正一君） 参考資料4、ゾーニング図の渡り廊下に関する御質問でございます。

ここについては建物ではございません。工作物という位置づけを我々は認識しております。ですので、土地に附属する工作物という認識を持っておりますので、そのまま相手方に、土地込みで売却というような扱いになります。

それから、ここの貸付地部分のところでございます。確かに、渡り廊下の部分で入ってございますが、ここの貸付地の部分はカラル株式会社と今契約をしているところです。令和7年9月末をもって契約期限が、また貸付の期間が決まっておりますので、その後についてはまだ未定でございます。

以上でございます。

○11番（鷲東慎一議員） 1点だけお聞きします。

先般ですね現地調査に議員の皆さんで行ったんですが、その折りにですね、説明された会社が、来ている会社が何社かございました。4社ですか、全部で、会社名が出ておまして、これはジョイントベンチャーであるのか、それともS a lアセット、ここだけで全てをするのかと聞いたら、頭はそこが取るけど会社も一緒にするんだみたいなニュアンスでお話をされていたんですが、責任の所在を含めた、これをジョイントベンチャーである場合、揉めた場合どうなるのか、頭をどこがとっ

てちゃんとできるのか、そのへんの意味合いが微妙に、おいがおいがという形の説明をされていまして、そのへんの御認識と、本当に大丈夫なのかという確認はされているのか、ちょっとそこが気になったものですから、そこは町としてどのように考えているのかお聞きいたします。

○企画政策課長（渡邊正一君） 複数の企業と責任の所在に関する御質問と受け止めております。

確かに現地説明会、あるいは審査会の場でもあったんですが、複数の企業と連携しながらやっていきますというような御説明がありました。具体的には、単なる委託契約といった形ではなくて、業務提携とか共同経営をしていきたいんだという御説明がありました。ですので、私たちとしましては、あくまでも土地の売却、それから建物の無償譲渡についてはS a lアセット株式会社を相手に契約をしたいと考えておりますので、あくまでもS a lアセット株式会社さんと協議をしていくということになります。

それがもしかかった後の部分でございますが、その事業展開につきましてはS a lアセット株式会社さんが全面的に立って、同じグループで対応されたり、もしくは共同経営されていく企業さんとやっていくということが想定されます。我々の契約の相手方は、あくまでもS a lアセット株式会社であると認識をしております。

以上でございます。

○11番（鷲東慎一議員） 共同経営という形で見ていると、今言われたんですが、共同経営という形になると、子会社化しているわけではないので、みんな一緒の土俵で会議をするわけですね。その責任の所在というか、先ほど同僚議員が補助事業のことを言いました、私も補助事業のことは質問させていただきましたけども、現地ですね、勝手に国・県の補助事業を共同会社のどこがされた場合とか、そういう可能性もなきにしもあらずなんですよ。だから、そのあたりも重々、この前の説明会で私が、私がと出てきて話をされた方もいらっしやいましたので、頭をとっていらっしやる会社がどうなっているのか、その不安が、議員の皆さんも多分持ったと思うんですよ。そこは十二分に気をつけられてないと、あのときに言いましたけど、松本商会の二の舞にだけはならないようにと、そこは申し伝えておきます。

以上でございます。

○企画政策課長（渡邊正一君） ありがとうございます。

そのような、不安点、懸念点は、過去の経緯も含めて、重々、私ども理解をしておりますので、今後、協議もあるかと思えますけれども、そういった場で重々意見を伝えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉原信雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております議案第26号及び議案第27号は、大崎第一中学校跡地土地の処分及び町有財産（建物）の無償譲渡に係る審査特別委員会を設置し、これに付託し審査いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号及び議案第27号は、大崎第一中学校跡地土地の処分及び町有財産（建物）の無償譲渡に係る審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定いたしました。

ここでさらにお諮りします。

特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項及び第4項の規定により、議長を除く10名の委員を指名いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました10名の委員を、大崎第一中学校跡地土地の処分及び町有財産（建物）の無償譲渡に係る審査特別委員に選任することに決定いたしました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を定めてその互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を議員控室でしていただきます。

これより暫時休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前11時30分

再開 午前11時35分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、議員控室において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。

委員長に11番、鷲東慎一議員、副委員長に10番、中山美幸議員を選任いたしました。

5分間ほど暫時休憩いたします。40分から再開します。

-----○-----

休憩 午前11時35分

再開 午前11時40分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 再開いたします。

-----○-----

日程第13 議案第28号 土地の処分について

○議長（吉原信雄議員） 日程第13、議案第28号「土地の処分について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本件は、町が所有する土地の売払処分について、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

当該土地は、旧菱田中学校跡地であり、企業の誘致を推進している土地でございますが、このたび、福岡市に本社を置く株式会社トライアルカンパニーから当該地への出店希望があり、町としても誘致企業として誘致したいことから、売払処分をしたいものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○企画政策課長（渡邊正一君） それでは、御説明いたします。

本案は、提案理由でございましたとおり、旧菱田中学校跡地の活用について、株式会社トライアルカンパニーから当該地への出店希望があり、町としても誘致企業として誘致したいことから、土地を売払処分したいものでございます。

議案書をお願いいたします。1つ目、土地の所在、地目及び面積でございますが、全部で4筆となっております。大崎町菱田字源十堀1469番、宅地、面積は1万2,212.63平方メートル。

次に、大崎町菱田字正坂下2519番4、宅地、面積は235.24平方メートル。

ル。

大崎町菱田字正坂下2512番4、宅地、面積は3,993平方メートル。

最後に、大崎町菱田字正坂下2512番3、地目は雑種地、面積は1,520平方メートルでございます。

次に、処分面積は、4筆合計で1万7,960.87平方メートルでございます。

次に、土地代金でございますが、5,029万436円でございます。

なお、金額は、大崎町町有地払下価格の運用基準をもとに、地目の宅地である評価額から算定した額が平米当たり2,800円となりまして、この2,800円に面積をかけた金額となっております。

次に、処分の相手方でございますが、福岡県福岡市東区多の津1丁目12番2号、株式会社トライアルカンパニー、代表取締役、石橋亮太でございます。

次に、2枚目をお願いいたします。参考資料1として、土地の位置図を添付しております。赤色の斜線部分が該当する土地でございます。

3枚目をお願いいたします。参考資料2として地籍図を添付しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

続きまして、4枚目をお願いいたします。参考資料3として、これまでの経緯でございます。当該土地は、菱田公民分館長から請願を受けている土地でございますので、関連する部分から御説明いたします。令和6年2月20日、菱田公民分館役員会において、町と菱田公民分館による菱田中学校跡地及び地域コミュニティに係る意見交換会を実施しております。この意見交換では、過去の会合でありました要望等や活性化策等について、意見の交換を行いました。

次に、令和6年2月27日、菱田公民分館長から、町議会議長に対しまして菱田中学校跡地の地域活性化のための活用に関する請願書の提出がございました。さらに、令和6年10月23日、菱田公民分館役員会において、町と菱田公民分館による菱田中学校跡地及び地域コミュニティに係る意見交換を実施し、2月に実施した意見交換以降の協議状況の報告等を行っております。

続きまして、令和6年11月18日、町から当社に対し、当該土地に係る概要説明を行うとともに、誘致に向けた協議を開始しております。当該地の状況や土地の価格等について協議を重ねながら、最終的に令和7年5月19日に、当社から書面による出店協議申込書の提出がございました。引き続き、令和7年5月26日、表記申込書に対して、町から書面による承諾をしております。

次に、5枚目をお願いいたします。参考資料4として、事業計画概要でございます。施設名称、スーパーセンタートライアル大崎菱田店（仮称）で、大型ディスカウトストアの運営でございます。

次に、企業概要でございますが、九州を主な地盤としてディスカウントストアを運営されておりまして、国内に318店舗を展開されております。商品のラインナップといたしましては、食品、特に生鮮食品に注力しており、非食品では生活用品等を取り扱っております。

次に、企業の財務等の状況でございます。2024年6月期の連結決算では、売上高、営業利益ともに過去最高額を達成し、増収増益となっております。売上高が7,179億円で、前期比9.9%増を記録しているほか、記載のとおりでございます。

次に、設置計画でございます。店舗の延べ床面積が約4,900平方メートルから5,800平方メートルに至る計画であり、規模的には、当社が規定する上から2番目の大きさとなるスーパーセンターと呼ばれる規模とのことでございます。また、建物の構造は、鉄骨造陸屋根平屋建てでございます。

次に、駐車場台数は約290台程度の規模を見込まれ、設備等でございますが、お客様がレジ待ちの必要がないスキップカートと呼ばれるシステムを導入する予定と伺っております。お客様が商品を自らスキャンし、決済ゲートを通することで会計が完了するシステムと伺っております。また、営業時間は24時間でございます。

次に、新規雇用者は約100名が見込まれております。また、地域への貢献性といたしまして、雇用約100名のほか、当社と町が災害支援協定を締結することにより、店舗自体が災害時の食料・飲料水等の備蓄倉庫として機能することを想定しております。

次に、今後の予定でございます。あくまで議決をいただけた場合でございますが、令和7年7月以降に土地売買契約、立地協定及び災害支援協定の締結を予定しております。また、跡地には現在、フェンス、ブロック塀、花壇等の工作物が残存していることや、当時の校舎、屋内運動場の建物を支えていた杭が残存し、除去工事が必要なことから、これらの工事等を予定しております。なお、こちらの部分につきましては、関連予算がございますので、後ほど議案第29号大崎町一般会計補正予算（第1号）のところで御説明させていただきます。以降、令和8年7月頃に校舎による土地の造成工事、令和8年10月頃に建築工事に着工、令和9年7月頃に店舗オープンとの行程を想定しております。総合的に町民にとって買物ができる場所や雇用の場の確保、経済効果、災害時の安心・安全体制の確保など、多方面で本町に貢献される施設であると認識しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はございませんか。

○4番（富重幸博議員） ただいま御説明いただきました。非常の災害に対しての備蓄の面、それから24時間営業、大変そういう意味では歓迎される部分があるかと思いますが、若干、今回のものに対してプロポーザルしたのか、それとも応募をしたのにプロポーザルで提案されてきたのか、それとも、先ほどお話によると、向こうからそういう相談があったというお話がございました。そのお話を進めてこられたんでしょうけれども、最初にトライアルさんのほうから話があったのか、それとも町からホームページで出したのか、そこらあたりについての説明を、まず求めたいと。

それと、菱田中学校跡地が学舎で長年の歴史を持つ、非常に地域の思いのある場所。これについては地域のほうからもコミュニティの問題とか、ここだけに限らず、遊びの場は何かというような住民の声等もございませぬ。懸念されるのは、そういう商業施設、企業がここを丸々買ってしまふ。その後には何も言えない。協定を結ぶ過程で、トライアルさんからお話があった段階で、やはり地域の思いを受け止めて町のほうでいろんな地域要望があった場合には、会社としても誠意を持って検討し、対応するというのは盛り込めなかつたのか。そこあたりが協定の中にはわかりませぬから、誘致企業として取り扱ふと固定資産税の減免とかいろんな優遇措置を講じていくわけでしょうけど、何も町は言えないのか、言える余地があるのか、まず、そこらあたりをお示してください。

○企画政策課長（渡邊正一君） 幾つか質問をいただきまして、整理しながらお答えしたいと思います。

まず、プロポーザルをやつたのかどうなのか、そういった経緯等についての御質問でございませぬ。プロポーザルは結論的に行つておりませぬ。行つたのは第一中学校の跡地でございませぬ。

まず、理由から申し上げますと、第一中については隣接にカラル株式会社が操業しているということ、それから、古い校舎棟が現存しているという状況でしたので、条件的には不利な条件、好条件とはちょっと言い難いかなという部分でございませぬので、先行してプロポーザルをさせていただきます。それから、菱田中につきましては、国道220号線沿いであること、それから土地の状況が更地であつて、活用がしやすい、見込みやすいということがあつたものですから、プロポーザルをすることなく協議に入つたということでございます。

それから、経緯の部分でございます。当社のほうと具体的な協議を進めるに当たつては、これは先方からのお問い合わせがございました。といいますのも、若干、期間的には少し前になりますが、菱田公民分館との協議を我々させていただきます。その中でコミュニティスペースや子どもたちの学習の場の創設とかそういった

要望をお聞きしておりました。その一部の意見としまして、買物ができる場所がやっぱりほしいんだという御意見もいただいておりますので、そういった意見を踏まえながら、そういった中で先方の方からお問い合わせをいただきましたので、これなら菱田地域の皆さんのニーズを満たすことができるのではないかなという想定のもとで協議を進めさせていただいたところでございます。

それから、先ほど御質問でありましたコミュニティのところ、遊び場の部分であったりですが、一旦、協議のほうは大まか終えておりまして、例えばでございますが、地域のほうからの要望をお伝えする場を設けるとかそういったことは今から、これは議決次第でございますが、あろうかと思えます。要望の内容によって、それはかなうのか、かなえられないのか、そういったことになろうかと思っております。極力、私どもも地域の声というのをお伝えしていきたいと思えますし、また、協議の中で菱田地区からございました請願内容もしっかりとお届けさせていただいております。

以上でございます。

○4番（富重幸博議員） 鹿屋のダイワさんの跡にイオンの同じような施設が来ておりました。この場合にはショッピングモールと、建物の中に町並みが形成されているかのごとくそういうふうな設計変更がなされていた。時代の流れはそっちのほうにあると思えます。トライアルさんの場合、鉄骨の1階建て、もし町のほうで中二階建てを一部して全天候型の子どもの遊び場を鹿屋のイオンさんみたいにしてもらおう。そうすると町内外からやはり相当の方々の皆さんが憩えると、私のところも例として鹿児島に孫がおりますが、こっちに遊びに連れてきたときに鹿屋のイオンに連れていけば大喜び、来るたびに行きたい、行きたいと。今からは高速道路ができて、高速道路のインター中心にまちづくりをして最短距離っていうかそういうのがあるわけですが、この場合は220号ということで若干条件はいいというふうには判断するわけですが、地域の分館から上がってきた声というのは地域の声、ましてや大崎町全体で買物弱者がいたり、色々したりしてますから、やはり将来の買物バスの運行とか、もしくは大崎の物産の展示コーナー、そして行政情報のそれもそこで見れるとかという工夫をいっぱい凝らした形でこの建物を生かさないといけない。先ほど九州で2番目とかおっしゃいました。我が町にそれほどの大規模な、実際に学校の敷地というのは校舎跡からもろもろしますと相当な面積があります。そのパワーをやっぱりうまく、本当に生かしてトライアルさんと協議をしていく、全天候型の屋内型の遊び場の場のそこあたりは是非留意をしておいていただきたい。

それともう1点同僚議員なんかと、これは次の議題だからだけど、さきの菱田中学校跡は2億6,000万円のお金をかけて校舎、体育館、プール、武道館を解体

した経緯がございます。杭が100本ぐらい残っているとかいう話を聞いたんですけど、前の工事のときになぜ更地にしなかったのか。誰しも自分の家を解体して売却するときはそこまでしますよね。なぜそれを残してうわべだけのそれで済ましたのか。そのことは今後はトライアルさんと協議をするときに、それだけのお金は町で負担してくださいよというふうになっていくと、やっぱりせつかく約5,000万円で売っても手出しが出てくるわけですね。そこらあたりについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉原信雄議員） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時59分

再開 午前11時59分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 再開いたします。

○企画政策課長（渡邊正一君） 2つの御質問でございました。

せつかくの機会なので工夫を凝らして、例えば全天候型の遊び場、そういったのができないかという御質問だと理解をしております。この点につきましては、大方協議をさせていただきまして、先方さんの説明によりますと、全国に展開する店舗の中で、ある程度建物の規格が決まっているということで説明を受けております。その中で、今、鹿屋店とかございますけれども、そういった規格の中に、さらに2階建てとかそういった部分を恐らく設けることは難しいのかなと、私どものこれは認識でございますが、そういった部分がある。

それから、請願の内容ですけれども、コミュニティスペースの設置というのがございました。当然、我々はその要望を受けて、今回の協議に当たったところでございます。今回の先方さんとの協議に当たりまして、店舗の内部にそういった会議室とか住民の方々が集えるようなコミュニティスペースの設置について検討いただけないかという要望を申し上げさせていただきました。結果としましては、やはり、先ほどの答弁と重なりますけれども、特殊な構造、特にセキュリティとか防犯といった特殊対応をする必要があることから、やはり難しいということでお答えをいただいています。ですので、そういった特殊仕様の部分については、私どもが今認識している部分ではかなり難しいのかなという認識を持っております。

それから、2点目でございます。なぜ杭が敷地に残っているかというところでございますが、ここについては確かに、今回の契約議案については土地の売却でございます。現に所有しているのが町でございますので、相手方に売却をするにあたってきれいな状態で売り渡すというのが基本の考え方であろうかと思っています。

当時の理由としましては、上物を撤去した際に、例えばコストの低減を図る狙いであったりとか、当時の工期の短縮を図る狙い、それから解体に伴う廃棄物、そういった部分の低減、そういったものを図るために一時的に残留することとしていまして、今後の利用計画が具体的になった際に撤去の広報、埋め戻しの方法を改めて検討するというようなことをございました。

以上でございます。

○4番（富重幸博議員） 先ほど、担当課長のほうでコミュニティとの絡みで商業施設にできない。これは最初に望んだのはコミュニティだったんですね。それにトライアルさんが何とかということで応募してこられた。商業施設の中に社会教育課の関係であるそういう分館みたいなコミュニティを置くというのはあり得ないですよ。それは論理の展開として間違っている。コミュニティをつくるんだったら、それ一本。商業施設としてのトライアルさんに相談できる話じゃない。それは社会教育施設の一環だから、それは一緒くたにしないでください。

それから、後年に課題を解決する、杭を残す、そういうことが本当にいいのかどうか。私はその時点でしっかりした更地しておくべきだったのではないかなと。それをひっくるめて、この場合には同僚議員もよくジャパンアスリートに行ったりするときに駐車場としても相当使われている。今度は商業施設として、そこに全部トライアルさんの会社所有になりますから、我が町は県の施設であるジャパンアスリートに対して駐車場まで考える必要はないかもしれないけれども、実際のところ、スポーツを振興するまちづくりというのを標榜されております。そうすると、やはり、ある一定、何らかの関連付けをして駐車場を県が今さらつくってくれるはずはないと思います。あと出しのようなことですから。ですから、町のほうでそれに関連付けて何かをそこに、近くにあれば。だから、極端にトライアルさんの中に全天候型のそういうのをつくれないとすれば、どこか近くにつくって集まるような形にするか、もしくはトライアルさんも、我々はやっぱり現在で考えたら駄目で、未来志向で常に、いままでこうだからというのじゃなくて、トライアルさんの発想自体も、実際にイオンさんとかそういうところが持っているところが非常に集客効果やら地域に親しまれている。我々が今手放そうとしているのは、私どもの地域に長年親しまれた中学校跡地の問題なんです。そこをやっぱり頑張って、町からふるさと応援基金から一部で建物の一部の部分にそういう全天候型のをすればお宅も相当利益があります。建設費の案分で、その部分を少し、全額補助というのはするといけないから、2分の1でも補助しますとか、そうなれば向こうも渡りに船という状況も逆につくり出せるんじゃないかなということで、このことはまた強く要望しておきます。また、この協議の場はあると思いますので。これで私の質問を終わり

ます。

○議長（吉原信雄議員）　ここでお諮りします。質疑者はまだあろうと思いますので、午後1時10分から再開いたします。

-----○-----

休憩　午後0時07分

再開　午後1時10分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員）　再開いたします。

これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○10番（中山美幸議員）　先ほど同僚議員も質問しましたが、若干重複するようなどころもあろうかと思いますが、まず、参考資料として添付してあります参考資料3、これまでの経緯というところですね。これについて、令和6年2月27日、請願を本議会でも受け付けておりました、我々は請願というものは重いものがあるんじゃないのかなと認識をしているわけなんです、そういったところを考えたときに、10月23日、意見交換等をされておりますが、敷地跡についてですね、その後、11月18日、ここで約1か月時間があるわけなんです、企業と概要説明をされる前に、菱田の住民の方々とちゃんと説明がなされているのかどうか。こういうことで考えているんですがというような案としての説明がなされ、住民の同意が大方得られているのかどうかということ、まず1点。

それと、先ほどの課長の説明の中で、建築残余物の撤去のことがありまして、パイルが残っているという話がありました。これは、先ほどの説明によると、多分、後ほど説明するということでしたけども、議案第29号の中で説明をなされるのかなと理解したわけなんです、本来ならば、この案件の中でこれぐらいの費用が必要だということを説明すべきではないのかなと理解しております。

その2点について示していただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君）　まず、午前中の部で、富重議員さんのほうから質問があったことに対して答えさせていただきたいと思います。

トライアルカンパニーのことですけれども、菱田の請願が出ていると中山議員さんのほうからお話がありましたが、そういったことにつきましては議会からの請願でありましたので十分そのことは御理解しているところでありまして、菱田中学校跡地にトライアルカンパニーが進出したいという要望がありまして、実際、私が担当のほうからその話を聞いたときに、1つには地域の活力の場が生まれてきたということで喜びました。それから、もう1つは、やはり雇用が生まれてきたと、これまでも大規模店舗の商業施設がない中で雇用の問題がいつも気にもなっ

ておりましたので、そういった雇用の場が生まれてくるといったことも1つの材料となってくるといふことと、また、そのほかに駐車場のこともあったんですけども、協議する中で商業施設に駐車場の一部を利用させていただきということもお願いできるのかなということ、こちらは話をしたところでありましたが、役場に来られたら一回お会いさせてくれということ、カンパニーの事務局の方々とお会いいたしました。そのときに、私たちも中学校跡地に幼児や子どもたちが集まってくるようなスペースがほしい、そういった館がほしい、そしてまた、バス停もありますので中学生や高校生が集まって過ごせるような場が必要だということもありましたので、若干その話もさせていただきましたけれども、こちらのほうはいい返事をいただいていないというのが実情であります。そういった御質問があったところでありましたが、話し合いの場を持った中では現段階ではそういった状況だということをお話させていただきたいと思っております。

もし、この議案が通ったとしたときに、ジャパンアスリートトレーニングセンターがあるので、そこで大きな大会があるから駐車場をどうするかということが大きな問題でもありましたので、来られた保護者の方々が買物ついでにそこに止めると、一部は認められるかもしれませんが、そういうわけにはいかないだろうということで、議決があったら、新たに駐車場を確保する、ちょっと大規模になるようなところを確保する手立てが必要であるという話を担当課長とはしたところあります。ジャパンアスリートトレーニングセンターは県の施設でありますので、県のほうにも駐車整備をやっていただけないですかという要望はしたいと思っておりますけれども、大体、大きな大会は町が実施したりしておりますので、最終的にそれがかなわなかったときには町のほうで整備していくといった用地選定も、議決になったとしたらそういうふうに取り組んでいきたいという思いがありましたので、今お伝えさせていただきたいと思っております。

それから、中山議員さんの中で、地域住民に説明したかとあったんですけども、やはり我々はまず第一歩は議会だと思っておりますから、議会に提案して、議会の皆さん方にいろいろ説明した後で、次の行動に移るといふことが私たちの考えでありましたので、地域住民そのものには、皆さん方に集まっていただいてこういう施設ができる、こういうふうになるけれどもどうだろうかということはまだまだ説明していないところで、本日の議会提案後のことで、先ほど申しましたような議決があったら、次のステップで説明をしていくべきだろうと考えたところあります。そういったことがありましたので、住民にはまだ説明をしていないところであります。

それから、これまでもコミュニティの施設整備のことで議員さんからも大分御質

問を受けました。これまで、担当課としては地域の方々とコミュニティ協議会と協議をずっとしながらお伝えをしていたと思っておりますけれども、私の考えとしては菱田改善センターがあるので、こちらを使っただけではないですかという答弁もさせていただいたり、そこがスペースが不足するのであればそういったところを整備していきながら、拡充していきながらやっていければという思いがありまして、菱田改善センターを使っただけならありがたいですという答弁をしております。

もう1点は、かつては菱田は小学校、中学校、高校とありましたから、学園都市ということがありました。ですから、今は小学校だけになっておりますけれども、学校の存在は非常に大きいと思っております。いろいろと情報を取っていると、学校の中に地域の人たちが足を運んで、学校でいろんな行事をやる、運動会とか学習発表会のみならず、地域行事を学校でやるというところもある、そういった記事も読んだところであります。地域の核となる学校に地域の人たちが足を運ぶことによって学校そのものが活力が生まれてくるし愛着が生まれてくる、存続につながっていくということもあると思っておりますので、そういったことも含めながら検討していくべきではないかと思っております。コミュニティ協議会から出された請願といったところで、菱田中学校跡地にそういった要望がありました。先ほど申し上げましたようにこういった大型商業施設が大崎町に来るときに地域の皆さん方にとってはメリットが非常に大きいという思いがありましたので、今回の提案はコミュニティの場の整備をやるという以前に、私の判断としてこちらを優先して上げさせていただいたというところではあります。

以上です。

○企画政策課長（渡邊正一君） 2点目の御質問について、答弁させていただきます。

残余物の撤去について、本来であれば、この議会で説明すべきではなかったかとの御質問でございました。まさに御質問のとおり、大事な部分であるので、この案の中で説明だったと認識をしております。おわびを申し上げます。

○10番（中山美幸議員） 今、町長がいろいろと発言されましたけども、ひとつの町のにぎわいづくりをつくるということでは私は評価をします。評価をしますが、その前段としてやはりやるべきことがあるんじゃないだろうか、足元が住民に向いているのかどうかということについていつも考えているんですが、そういったところを考えたときにどうなのかなと思ったり、また、駐車場が狭くなった場合に町でという発言もございました。これには若干疑義を持っています。まず、県の施設なので県で対応すべきことであって、これは県議の方々や、また議会でもこれは県との話し合いをすべきであろうと私は認識しておりますので、まず町ありきではなくて、あれは県の施設なので県が先にやるべきことであると思いますので、そこは十分、町長も考

えていただきたいと思います。

それから、菱田改善センターの件も若干出ていますが、菱田改善センターは現状を見ると、非常に使いづらい、非常に建設年数も古いですよね。そういったところの改善をしながら使っていくということもありかと思いますが、それにはやはり住民の方々が寄り添ってそういったところで行える方策も試行しなければいけないだろうと考えますし、また、学校の中でコミュニティという話がございました。これは、数年前、私もいろんなところでレクレーション等の活動で鹿児島市内の中でもコミュニティが学校の中にあるというのは認識しております。そういった方策も1つの方策かと思いますが、十分に検討し、足元を住民に向けた考え方を先にやるべきだと思いますので、是非、そういったところを十分注意をしながら、1つの活性化の策としては評価しますが、もう少し、そういったところも認識を持っていただきたいと要望申し上げます。

それと、1点、どれぐらいかかるのか、残余物の撤去。次の議案で出しているということなのですが、出しているのであれば、これこれの予算を計上し、これぐらいの予算が必要なんですよということまで説明すべきだと思います。そうすることによって土地の評価額との差額も考えないといけないということが、この議案の中では出てくるんじゃないでしょうか。その点について、幾らかかる予定なのか、どれぐらいの予算を次の議案の中に計上しているのかということをお示してください。

○町長（東 靖弘君） それでは、まず私のほうから答えさせていただきます。

ジャパンアスリートは県の施設であるから県のほうで駐車場等は確保すべきという御意見でありました。先ほども申し添えたところでありますが、まずは県に要望をいたします。その後で、どうしてもとなってきたときには、それぞれ協議していくことが必要だろうと思っております。

改善センターにつきましても、非常に使い勝手が悪いということは大体理解しております、また、古くなっていることも理解しておりますけれども、機能を充実させるための改造といったことは協議をしながら進めていくことが必要かなと考えております。

それから、学校でのコミュニティは新聞等でもいろいろ見だし、雑誌等でも見だし、地域住民が学校の中に足を運んでにぎわいづくりとか活力づくりを地域全体でやるべきで、そのために未来永劫に存続する学校ができるんだという記事も読んだことがありますので、そこらは十分、教育長等とも協議をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○総務課長（宮本修一君） ただいまの質問の中で、残置物に対する予算額の関係の御

質問があったかと思しますので、そこについては私のほうで説明をさせていただきたいと思えます。

まず、残置物についての種類ですけれども、まず校舎棟の解体後に地中に残された杭の数が188点ございます。あと、敷地を囲うフェンス、ブロック、花壇、正門等の撤去を行う予定にしております。これらの撤去に係る費用といたしまして、議案第29号に菱田中学校跡地残置物撤去等工事ということで、総額1億2,000万円計上しております。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） 今、同僚議員からも質問がございました。菱田中学校跡地にトライアルカンパニーが進出してくるということで、町長のほうから地域の活力の場になるとか雇用の問題も解決するとかという御意見もありましたけど、確かに地域の活力の場になると思えます。その点は評価いたしたいと思えます。

雇用の場になるということで、約100名ぐらいの雇用があるということで、この雇用をですね地元の住民を雇用してほしいということで、これは要望をしておきます。他の地域から通われてきたのでは雇用の創出にはならないので、ここは強く要望しておきます。

それから、今、町長のほうからありましたコミュニティを学校の場でということ、これは以前、私が公民分館を菱田小学校の場につくれないかということで質問をいたしました。一緒にできれば素晴らしいことで、いろいろなことも解決し、子どもたちにとってもいい学びの場になると思えますので、是非その点も進めていただきたいと思います。

あと、菱田公民分館から請願が行われております、その件についての意見交換とかあったんですけど、実際、その時点で企業進出の話があるということで請願の内容はわかったけど、中学校跡地にはちょっと難しいということでの回答でした。地域の住民の方もですね買物の場ができるということは非常に喜ぶと思えます。ですが、請願の中でいろんな内容を伝えてはいますが、その件に関して、町長のほうから先ほど言われたように、菱田改善センターを使えないかということでしたけど、その場でも申し上げたんですけど、隣のグラウンドを土日、ソフトボールが使って練習とか試合とか行っていて、駐車場も結構使っていて、駐車場がボールが飛んできたりするから危ないからということで止めさせてもらえない区域が結構あるんですよね、といった点で使い勝手も悪い、先ほど同僚議員が言われたとおり、非常に古い施設であります。そのへんも考えていただきたいと思います。

またですね、中学校跡地の全部を売却という形になっているんですけど、一画にできないかということをお課長には若干申し上げたんですけど、できないような回答

でしたけど、そのへんもまた検討していただきたいと思います。

また、中学校跡地がバス停になっていますよね中学生の、あれをどこに持っていくかということで、この前ちょっと話を伺ったら、とりあえずアスリートトレーニングセンターに借りてできないかということを検討しているということです。大会とかあった場合は、あそこは朝早くから駐車をされて満車になると思いますので、そのへんももうちょっと考えていただきたい。これは早い段階で行っていただかないと、中学生の足となるバスの停留所がないということになりますので、そのへんも十分考えていただきたいと思います。

私が言いたいのは、請願に対する回答を、はっきりと回答をしてくださいというように申し添えているんですけど、ただ、単にこういったのができないというような回答で、ちゃんとした回答がないということで、そのへんはしっかりと回答していただきたいと思います。

以上です。

○町長（東 靖弘君） 請願に対する回答がなされていないということで、これまで企画政策課のほうでいろいろと協議をしながら説明はしてきたと受け止めております。それが文書として出されていないという御意見として受け止めておりますので、ただいま、先ほど申しましたようなことも検討しながら、それができるかできないかも含めながら回答はさせていただきたいと思いますが、しばらくこれは時間を必要とすると思っております。

バス停の問題もあったところではありますが、そういったところも確保は急がないとならないと思っております。

改善センターでソフトボールの大会があって駐車場が狭いというところでもありますので、こちらが年に何回ぐらい大会があるのか、月に何回ぐらい大会があるのか、そういったことも存じておりませんので、そういったスペースがあるのかどうかも調査して検討してまいりたいと思います。

○5番（児玉孝徳議員） 大会が何回あるのか知らないということでしたけど、大会はですね私も何回あるのかは知らないんですけど、練習は毎週土曜日曜やっていますので、分館行事とかあった場合には駐車場が半分ぐらい使えないということがあっています。

また、止められても、そこはボールが飛んでくるから責任が取れないから、ここには止めないでくれというふうにいわれています。そのへんはしっかりと把握していただきたいと思います。

午前中の同僚議員からの質問もあつたんですけど、トライアルの一面に遊び場とか会議室とか設けられないかということで、企画のほうからの説明で、今まで、ほ

かのところでの例がないということできれないというようなニュアンスの答えでしたが、中学校跡地は確かに学舎でしたので、そのへんは強くこちらから要望して、費用を半分とかいろいろ提案して、そのへんを受けてもらえたら用地買収しますよというぐらいの強い姿勢で臨んでいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 広い敷地なので、その一画を少しでもということでありました。そういったことも担当課としては協議をしておりますが、トライアルとしては全部売却をしたいという意見でございます。そういったことで提案もしているところがあります。

それから、先ほどもお伝えしたところだったんですけども、行事や児童生徒とか保護者とか集まってくるので、そういった場づくりということで広げてやっていただけないですかという要望もしたと思っておりますけど、そういったことに対しては会社側としては、担当レベルですけども、否定的であったところです。自分の会社ですべて従来どおりの、ほかでやっているところと同じようにやっていきたいという考え方であったと捉えております。

○2番（草原正和議員） 質問します。午前中の質問で、杭がなぜ残っていたのかということでコストの削減、工期の短縮、残存物を減らすということで答弁をもらったんですけども、また再度掘り返すのであれば、もちろん現場事務所、一回杭は表面上は取って埋め戻しをして、それをまた掘り返すとなってくると経費的にも、工期的にも残存物も同じように出るという形だと整合性がとれない。担当課長も替わっているのですが、ああいう答弁になったのかなとは思っておりますけれども、例えば、以前は宿泊所をつくる予定だったので、その杭を再利用するつもりだったと。そうじゃなくなってしまったので抜かないといけなくなってしまったというのか、そもそもコストカットという部分で本当にあったならば説明がつかないなというところで、まず1点。

続きまして駐車場問題です。ジャパンアスリート、大会等があると、町長も見られたことがあると思うんですけども、大分満車にあそこの跡地がなるんです。7月から、この議案書では撤去の工事が始まるなると、その間、車はどこに止めるんだろうと。この議案が通ったら検討するということがあったけども、やはり複合的に考えるべきではないかなと。だから、出店の時期があって、これでなければ来ないと、この期を逃してしまうというのであれば、これはこれで構わないんですけども、決まったらということではなく、これはこれで今回上げるけど、ちゃんと考えているんですよというのを説明していただければわかりやすいんですけども、どれぐらい検討しているのか、駐車場の逼迫度と、どういうふうに思われているのかです。そこが2点目。

3点目について、駐車場を近隣につくるのであれば、コミュニティセンターと地域の要望、請願も出ているのでつくるといっているのであれば中学校の近くでコミュニティの場を、地区を盛り上げようというのも複合的に考えないとですね、1個、1個、1個、1個という形だと、進めていくのは1個ずつでいいんですよ、説明としては複合的に将来ビジョンを語ってもらわないといけないと思うんですが。また、コミュニティセンターと伴って記念碑ですね、記念碑はスーパーの一角に、駐車場の一角に記念碑だけ残すのか。近くにコミュニティセンター、駐車場をつくるから、そこに看板等を設置して駐車場はこの位置にありました、ちょっとずれていますけどという形で残すのかとか複合的に考えないといけないと思うんですけども、その点について考えを。

○町長（東 靖弘君） 杭のことについては非常に多額の予算を提案しておりますので、御意見をいろいろいただくところです。トライアルカンパニーが進出する段階で、調査をしたら杭が残っているということでしたので、杭を抜かないで有効に活用してほしい、建物と一緒に考えてほしいということでの提案もしております。でも、現実にあそこは構造上の問題がありまして、どうしても無理だと担当からも聞いているところでありましたので提案をさせていただきました。

杭を抜くことによって地盤が軟らかくなったりということもあります、そういった不利なところもありますので、そういったところも担当のほうでは話をしたと思っているんですけど、杭だけは抜いてほしいということだったということで提案させていただいているところでございます。

先ほども、住民にそういった説明をしたのかと中山議員さんからも出たんですけど、私も担当も、どうしても住民に説明する前に議員さん方に説明して、そこから動いていくという考えがずっとあって、先に駐車場を確保するために交渉をしているということはやっていないところです。ただ、こういった土地はここがある、この土地はこれぐらいの広さがある、ここは買収可能だと、売ってくださればとのことですけど、そういう用地選定はやっています。だけど、一步もそこは進めていないので、可決いただいたとすれば駐車場とかは必要になってくるので、そういった動きはスピードを持ってやっていきたいと思っております。

コミュニティの場ということで、先ほど改善センターのお話とか学校施設を使ってとありましたので、私は学校というところに文化の殿堂があったり、皆さんが足を運んだところがあったりするので、そこにみんなが入り込んでいって体育館を活用できたり、教室が開いていたら活用させていただいたり、不足する分はそこに建て増ししていったりということをやりながら地域と一体的にやったほうが一番いいんじゃないのかと常々思っていたところですけども、先ほどコミュニティのこと

について回答を求めるとありましたので、そういったことも検討しながら回答させていただきたいと思っております。

以上です。

○2番（草原正和議員） 今の質問に対しての答えで、杭も調査してみたら残っていたということであるんですけども、調査をしたら残っていたということ自体がおかしいと思うんです、町長説明が。中学校跡地を解体したら宿泊所をつくる予定だったということであるならば、その時点でわかっていたはずなんですね。解体したときも途中で工事を止めているわけなので、その時点でわかっているわけなんですよ。契約破棄をしたときもわかっている状況なんですよ。結果論として、責任をとるか悪いという意味じゃなくて、説明は説明で何でなのかというところが、調査したら残っていたというのはつじつまがどうしても合わない。町民の方からそういう質問があったときに、議員は何をしていたんだ、それを認めたのかといわれると、説明があった上で今後はこうしようとか、それは見落としでしたねと、人間なので見落としとか失敗とかあると思います。ただしですね説明は説明でちゃんとなされていれば、そういう事情だったんですねとなるんですけども、今の説明では、売ろうと思って調査したら残っていたということであると、なかなか説明が厳しいと思いますので、そのへんはですねありのままの推移、また、今までの経過で説明していただければ、過去のことは過去のことで変えられませんので、残っているものは残っているんですよ、撤去しないとイケないものは撤去しないとイケない。

また、トライアルさんが来たことで雇用、また税収ですね、建物、土地、税収が入ってくる。また、災害が起こったときに食料や物品の協定を結んでもらえれば地域のためになる。いろんなところでですね活力につながると思うので、そういうことで足を止めるべきではないと思います。

ただし、説明は説明で、しっかりつじつまの合った説明をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 失礼いたしました。確かに工事をする段階で、それだけ残して工事をしたんですから、先ほど調査をしたら残っていたと、忘れていた部分もあったと思っておりますが、その言葉は適切ではありませんでしたので、校舎解体の折に杭は残したという状態であるということでもあります。

○議長（吉原信雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております議案第28号は、菱田中学校跡地土地の処分審査特別委員会を設置し、これに付託し審査いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、菱田中学校跡地土地の処分審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定いたしました。

ここでさらにお諮りします。

特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項及び第4項の規定により、議長を除く10名の委員を指名いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました10名の委員を、菱田中学校跡地土地の処分審査特別委員に選任することに決定いたしました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を定めその互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を議員控室でさせていただきます。

これより暫時休憩といたします。

-----○-----

休憩 午後1時43分

再開 午後1時47分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、議員控室において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。

委員長に11番、鷲東慎一議員、副委員長に10番、中山美幸議員を選任いたしました。

-----○-----

日程第14 議案第29号 令和7年度大崎町一般会計補正予算（第1号）

○議長（吉原信雄議員） 日程第14、議案第29号「令和7年度大崎町一般会計補正

予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,481万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を134億9,672万6,000円にするものでございます。

歳出の主なものは、菱田中学校跡地残置物撤去等工事、デジタル地域通貨導入に係る経費、スマート農業・農業支援サービス事業補助金、中央分団消防詰所新築工事などがございます。歳入は、国・県支出金、財産収入及び地方債の増が主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（宮本修一君） それでは、御説明いたします。

まず、歳出のほうから御説明いたしますので、歳入歳出補正予算事項別明細書の9ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、国・県支出金の決定に伴います財源変更でございます。目6財産管理費、節12委託料199万円の増は、款8で御説明します中央分団消防詰所工事及び大崎第一中学校跡地売却に係る登記委託料100万円と公共施設整備事業の支援業務委託料99万円でございます。節14工事請負費1億2,000万円は、菱田中学校跡地残置物撤去等に係る工事費でございます。節16公有財産購入費147万8,000円の補正は、土地開発基金が保有する土地を一般会計で取得する経費でございます。目10企画費、節1から節18のうち、自治体国際化協会年会費から国際交流員国内移動負担金までの負担金については、国際交流員の招聘に係る経費でございます。節18負担金、補助及び交付金1,265万6,000円のうち、大崎町企業立地促進補助金633万6,000円の増は、申請見込額に伴うものでございます。空き家除却推進事業補助金350万円の増は、申し込みの増加に伴うものでございます。コミュニティ助成事業補助金110万円は、一般社団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として行うコミュニティ助成事業補助金でございますが、田中自治公民館が行う持続可能な自治公民館活動促進事業が交付決定を受けたことから補正するものでございます。

10ページをお願いいたします。目12電算情報管理費、節12委託料1,622万2,000円は、健康アプリ導入に係る業務委託料407万円、デジタル地域通貨導入に係る業務委託料1,215万2,000円でございます。節18負担金、補助及び交付金66万円は、健康アプリ利用に係る負担金でございます。

項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費、節1 2 委託料は、町民課カウンターにセミセルフレジを設置するための導入業務委託料1 3 8万6, 0 0 0円でございます。節1 3 使用料及び賃借料は、セミセルフレジのサービス利用料1 8万円でございます。

項5 統計調査費、目2 委託統計調査費、国勢調査委託金の交付決定に伴い、それぞれ補正するものでございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目7 障害者福祉費、節1 3 使用料及び賃借料7 3万3, 0 0 0円は、障害福祉管理システムのクラウド回線利用に伴うデータ使用料でございます。

1 1 ページをお願いいたします。項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、節1 8 負担金、補助及び交付金1 2 0万円の増は、対象利用者の拡充に伴う放課後児童健全育成事業補助金の補正でございます。目3 物価高騰対応重点支援事業費は、合計で7 0 0万1, 0 0 0円の補正でございますが、これは食材等の高騰により影響を受けている保育所等の支援に係る事務用消耗品費2 0万1, 0 0 0円と、保育所等給食支援事業補助金6 8 0万円でございます。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費、節7 報償費2 5 0万円の補正は、さきに御説明しました健康アプリ利用促進のための健康促進ポイントでございます。項2 清掃費、目1 し尿塵芥処理費については、起債限度額の増に伴う財源変更でございます。

款5 農林水産業費、項1 農業費、目7 畜産業費は、家畜伝染病発生に備えた車両消毒を行うための用地取得に係る経費についての補正でございます。

1 2 ページをお願いいたします。目1 0 農業研修施設管理費、節1 1 役務費2万円は、各農業振興センター、野方地区活性化センター利用料について、公共施設予約システムからの電子決済実施に伴う手数料でございます。目1 2 営農推進費、節1 8 負担金、補助及び交付金5 9 2万円は、スマート農業・農業支援サービス事業補助金でございます。

款8 消防費、項1 消防費、目2 非常備消防費、節1 2 委託料及び節1 4 工事請負費は、中央分団消防詰所工事の新築工事に係る監理業務委託料4 0 0万円と、工事費2億円でございます。節1 8 負担金、補助及び交付金1 7 7万4, 0 0 0円の増は、消防団員として長年活動していただいた退団者に対する慰労金を補助する消防団員退団慰労金補助金でございます。目3 防災対策費、節3 職員手当等2 0 0万円は、災害発生時に係る職員の時間外勤務手当でございます。

款9 教育費、項4 社会教育費、目2 公民館費、節1 1 役務費3万5, 0 0 0円の増は、各公民館利用料について、公共施設予約システムからの電子決済実施に伴う

手数料でございます。節13 使用料及び賃借料70万円の増は、中沖公民館敷地内の樹木伐採に係る機械借上料でございます。

13 ページをお願いいたします。項5 保健体育費、目2 体育施設費、節11 役務費10万6,000円の増は、各体育施設利用料について、公共施設予約システムからの電子決済実施に伴う手数料でございます。

款10 災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費、目1 農林水産施設災害復旧費、節13 使用料及び賃借料300万円の増は、林道災害の復旧作業等に係る機械借上料でございます。

最後に予備費を載せてございますが、これは財源の調整によるものでございます。以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入でございますが、7ページをお願いいたします。

款15 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金968万6,000円の増は、健康アプリ導入業務、デジタル地域通貨導入業務、セミセルフレジ導入事業、また、当初予算に計上しておりました電子契約システム導入業務に係る、新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）でございます。目2 民生費国庫補助金については、国の制度見直し等に伴い、子ども家庭総合支援拠点運営事業補助金から利用者支援事業補助金へ組み替えるものでございます。

款16 県支出金、項2 県補助金、目1 総務費補助金70万円の増は、当初予算に計上しておりました菱田地区のコミュニティモデル地区支援に係るコミュニティ・プラットフォーム形成促進事業補助金でございます。目2 民生費補助金434万9,000円の増は、保育所等給食支援事業費補助金359万9,000円、子ども・子育て市町村応援交付金75万円でございます。また、国の制度見直し等に伴い、子ども家庭総合支援拠点運営事業補助金から利用者支援事業補助金へ組み替えを行うものでございます。目4 農林水産業費補助金592万円の増は、スマート農業・農業支援サービス事業補助金でございます。

項3 委託金、目1 総務費委託金55万8,000円の増は、土地利用規制等対策費交付金及び国勢調査委託金の交付決定に伴う補正でございます。

款17 財産収入、項2 財産売払収入、目2 不動産売払収入9,694万8,000円は、大崎第一中学校跡地及び菱田中学校跡地売却に伴う補正でございます。

8ページをお願いいたします。款19 繰入金、項1 基金繰入金、目4 ふるさと応援基金繰入金1,605万円は、歳出で御説明いたしました大崎町企業立地促進補助金の財源として予定しているものでございます。

款20 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金6,300万円は、財源の調整によるものでございます。

款21諸収入、項5雑入、目1雑入110万円の増額は、コミュニティ助成事業助成金でございます。

款22町債、項1町債、目1衛生債270万円の増額は、起債限度額変更によるものでございます。目4消防債1億9,380万円の増額は、歳出のところで御説明いたしました中央分団消防詰所新築工事の財源として予定しております。

次に、4ページをお願いいたします。第2表地方債補正でございます。(1)変更でございますが、過疎対策事業(ソフト分)につきましては、起債限度額変更に伴い補正するものでございます。緊急防災・減災事業債につきましては、先ほど御説明しました中央分団消防詰所新築工事の実施に伴い、起債限度額を930万円から2億310万円へ変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、御覧いただきたいと思います。

以上で説明を終わりますが、14ページ以降に給与費明細書を添付してございますので御参照ください。

○議長(吉原信雄議員) これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○5番(児玉孝徳議員) まず、9ページですね、大崎町企業立地促進補助金は、どこに幾ら、その内容を教えてください。

それから、次のページのデジタル地域通貨導入業務委託料ですね、デジタル地域通貨ですね、幾らの金額で何人にするのか。それとデジタル地域通貨、大崎町民だけが使えるのか、どのような形で行うか、その内容まで詳しく教えてください。

○企画政策課長(渡邊正一君) 企画政策課でございます。ページは9ページのところで、大崎町企業立地促進補助金633万6,000円の補正増のお願いでございます。

内容としましては、株式会社ダイツール技研がダイヤモンドバイト事業部の製造工場、令和7年1月に操業を開始したというところで、こちらの申請予定ということで考えております。

以上でございます。

○総務課長(宮本修一君) デジタル通貨についての御質問でございますのでお答えさせていただきますと思います。

デジタル地域通貨につきましては、特定の地域のみで利用できる通貨のことになります。これは、地域経済の活性化や地域内の資金循環を促進する目的で導入するものです。通常の法定通貨とは異なりまして、自治体が独自に発行し、地域内の商店やサービスで利用できる電子的な通貨のことで、スマートフォンアプリや地域通貨カードを通じてキャッシュレスで使えるのが特徴となっております。

先ほどの委託料の内訳についてでございますけれども、デジタル地域通貨導入業

務委託料1,215万2,000円の内訳につきましては、デジタル地域通貨導入に係る構築費が440万円、システム使用料が616万円、地域通貨カードの発行費が113万円が主なものでございます。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） 町内業者だけのところで使えるのか、購入は誰でも購入できるのか。単価的な、1,000円が何口とかそういった縛りとかの点はどのようになっていますか。

○総務課長（宮本修一君） 利用につきましては、町内の商店街で使うのが前提でございます。

まず、そのポイントに関してなんですけれども、今回、先行して健康アプリに対するポイントの導入ということを考えています。まず、この健康アプリの活用方法につきましては、健康アプリとデジタル地域通貨アプリをスマートフォンに取り込んで行うものになります。一定の基準をクリアすれば、月1,000ポイントを上限に、自動でポイントが付与されまして、獲得したポイントは地域通貨として使用することができる仕組みになっております。1ポイント1円でございます。

以上です。

○10番（中山美幸議員） まず、企画費の中の国際交流員渡航負担金、それからオリエンテーション負担金、移動負担金、3節含めてですが、渡航負担金については現状の国際交流員が一時帰国をされる予定なのか。それとも新たに要請されて、こちらのほうに渡航されてやられるつもりなのか、その点、説明をお願いいたします。

続きまして、農林水産業費の12ページ、営農推進費のスマート農業・農業支援サービス事業補助金、国の補助事業であるようですが、592万円。これは農業用のどういったスマート農業を目指しているのか、どういった補助事業なのか、その要項内容についても詳しく説明をお願いいたします。

○企画政策課長（渡邊正一君） 予算書は9ページでございます。国際交流員の経費についての御質問でございます。

ただいま現任の国際交流員が2名おります。そのうち1名、ベトナム出身の国際交流員がもうすぐ任期満了ということで帰国をする予定でございます。それに代わりまして、新たに3名の新規の国際交流員を採用を見込んでおりますので、新規の3名の採用見込みに伴う関連経費をお願いしているところでございます。つきましては、ここの節1報酬のところに報酬額がございまして、ここに5名と、人数のほうも記載をさせていただいておりますが、この5名につきましては、現任の国際交流員が2名、それから新たに新規に採用する予定の交流員が3名、うち現任の国際交流員につきましては1名帰国ということで、1年間トータルの累計人数のほうで起債

させていただきます。

以上でございます。

- 農林振興課長（鎌田洋一君） スマート農業に關しましての要項内容についてでございますが、農業者の高齡化、それから減少が進む中において、農業の持続的な発展を因るためにスマート農業技術の導入と、それから生産・流通・販売方式の転換、これらを支えるための農業支援サービス事業体の育成、そして促進等の取組を総合的に支援するという事業でございます。

内容につきましては、農業公社が令和6年度開設しておりますが、そちらで農業機械の導入に係る経費を国の補正に応募しておりましたが、このたび採択されたので、これを補正するものでございます。

それから、なお、導入する機械につきましてはトラクターと水田ハローになります。

以上でございます。

- 10番（中山美幸議員） 先ほどの企画のほうの説明の中で、新規3名ということがございました。もちろん、これは語学力に優れた人材であろうと推測するわけですが、国はどこなのか。先ほどはベトナムの方が帰国なされるということだったんですが、あと、今回3名予定者について、国籍、語学力の程度についてお示しをください。

- 企画政策課長（渡邊正一君） まず、新たに予定している国籍でございます。ここににつきましては、ベトナムの現職の職員が帰国予定でございますのでベトナム、フィリピン、インドネシア、この3か国でございます。

私たちの考えといたしましては、町内に、現在540名程度の外国人の方々が居住しておられます。そのうちの、インドネシア、フィリピン、ベトナム、ミャンマーの国籍の方々が、このうちの95%を占めていますので、この上位4か国の人員を揃えまして、大崎町としては対応してまいりたいと考えております。

また、語学力の部分でございますけれども、こちらは国際交流員としてジェットロプログラムを通じての申し込みをいたしますので、それなりの語学の堪能な人員が来るものということで私たちのほうとしては認識をしております。

以上でございます。

- 11番（鷲東慎一議員） 1点だけですね、11ページの物価高騰対応重点支援事業ですね、保育所の給食支援事業が補助事業で出ています。国じゃなくて県からの歳入ということで歳入のほうにも出ていましたが、これは保育園だけじゃなくて、今、問題になっている小学校、中学校、SNS等を今見ると、給食がおかずが唐揚げ1個で御飯とみそ汁、そういう現状が、今、日本国内で起こっていますというのを最

近見かける機会があるんですが、本町はどうかわからないんですけども。そのへんのことを考えると、保育園だけじゃなくて小学校、中学校のそういう補助事業も考えるべきじゃなかったのかなと、そのへんは考えていなかったのか。県の補助事業だったから、これにただ上げただけなのかなと思ったんですが、本町としてはどのように考えていらっしゃるのか御説明ください。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 保育所等の給食支援事業補助金でございますが、これはおっしゃるとおり県の事業ということで県からの歳入をいただいておりますが、県が主導して行う事業ということで今回は。以前もこれまでも行ってきた経緯もあるんですが、今回も給食の支援ということで県の主導でやるものでございまして、本町としましてはとりあえず県のほうの事業に従いまして、今回補正させていただきました。

その他の事業につきましては、まだ、今のところは検討していないところです。
以上です。

○教委管理課長（相星永悟君） お答えいたします。

小中学校の学校給食の件でございますけども、昨年から完全無償化ということで運営しておりますので、保護者の方におきましての負担はないところでございますが、材料等の購入経費につきましては、この事業の案内はあったところでありますけども、現段階ではこの事業の採択は管理課としては見送ったところでございます。

それから、給食のメニューの件でございますけども、今のところ、大方、学校給食については、量が少ないとか、あるいはまずいとかいうような評判は聞いておりません。

以上でございます。

○1番（藤田香澄議員） 先ほど、ほかの議員からも質問がありました健康アプリとデジタル地域通貨の件なんですけれども、もう少し御説明いただきたいんですけども。先ほどの委託料に関してはシステム導入関係の費用だということがわかったんですけども、その下の健康アプリ共同利用負担金と、あと、その次の健康促進ポイントは、それぞれ何なのかと、それぞれの関係性について教えていただければと思います。

○総務課長（宮本修一君） 今の御質問の、10ページの健康アプリ共同利用負担金のことについての質問でございますけれども、答えさせていただきたいと思います。

この健康アプリにつきましては、高知県日高村というところが開発したアプリでございまして、そこのアプリを利用させていただくために共同で利用負担金が発生しますけれども、現在のところ、静岡県西伊豆町、高知県日高村、大崎町という形で、3市町村で負担金を分け合って運営をしていくというところになります。

以上です。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、11ページの健康促進ポイントにつきましてですが、今、説明のあった健康アプリを導入いたしまして、それを活用いたしまして、例えば歩数でいきますと、1日例えば8,000歩以上歩いていただければ10ポイントポイントがつかますよというような形で、それを加算いたしまして月額で最高1,000ポイントというような付与をするという形で、それが例えば1年であれば1万2,000ポイント、これが1ポイント1円ですので1万2,000円のポイントが付きまして、それを地域通貨として利用できるというためのポイント付与の分の予算となります。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） わかりました。

あと、1点だけなんですけれども、それぞれの委託料、負担金、あるいは現金からポイントに換算する費用は、1つの企業に対して発生する支払いを行う費用になるのでしょうか。

○総務課長（宮本修一君） このところ出てきております健康アプリとデジタル地域通貨については、それぞれ支払先は別でございます。それぞれで経費を算出して支払うことになります。

以上です。

○3番（岡元修一議員） 9ページの企画費での空き家除却推進事業補助金なんですけれども、これは補正で何件分を予定しているのか。また、今年度は何件を目標としているのか、数字がありましたらお示してください。

○企画政策課長（渡邊正一君） お答えいたします。

空き家除却推進事業補助金、今回で350万円のお願いでございます。内訳としましては、今回の350万円が4件分に該当いたします。今のところ想定しておりますのが、益丸地区、横瀬地区、横瀬地区、永田地区を想定しておりまして、この件数見込みで350万円をお願いしたいというところでございます。

それから、1年間の目標的な数字でございますが、具体的にはそういったものは立ててはおりませんので、今回350万円の補正をお願いすることによって、今の予算現額が600万円になる見込みですので、600万円の中で住民の方の要望等があれば対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉原信雄議員） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第1項の規定により総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

**日程第15 議案第30号 令和7年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算
(第1号)**

○議長（吉原信雄議員） 日程第15、議案第30号「令和7年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,998万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億906万円とするものでございます。

補正の主なものは、令和6年度の介護給付費国庫負担金等の精算に伴います補正増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、御説明いたします。補正予算書の6ページ及び7ページをお開きください。

はじめに、7ページの歳出から御説明いたします。

款3地域支援事業費、項3包括的支援事業・任意事業費、目6認知症総合支援事業費、節10需用費17万6,000円は、認知症初期集中支援事業などを進めるに当たって、窓口等での相談に対応するためのパンフレットの購入費及び認知症ケアパスの作成に向けての印刷製本費でございます。

款7諸支出金、目2償還金、節22償還金、利子及び割引料2,981万円でございますが、令和6年度分の介護給付費確定によります精算に伴う介護給付費負担金や地域支援事業交付金等の国及び県などからの超過交付分を返還するものでございます。

次に、6ページの歳入を御説明いたします。

款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金、節2過年度分の6万5,000円は、令和6年度分の介護給付費確定によります精算に伴う支払基金からの追加交付分でございます。

款8繰越金、目1繰越金2,992万1,000円の増額でございますが、歳出で説明いたしました地域支援事業費や返還金の財源調整のために補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第16 議案第31号 大崎町過疎地域持続的発展計画の一部変更について

○議長（吉原信雄議員） 日程第16、議案第31号「大崎町過疎地域持続的発展計画の一部変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、大崎町過疎地域持続的発展計画の一部を変更するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○企画政策課長（渡邊正一君） それでは御説明いたします。

議案書の2枚目をお願いいたします。表の左側が変更前、右側が変更後となっております。また、アンダーラインの部分が変更箇所でございます。

令和7年度の当初予算において議決をいただいた事業につきまして、変更後の欄に示しておりますそお鹿児島農協が、事業主体のそお鹿児島農協ピーマン選果機導入負担金事業を過疎対策事業債の対象事業とするため、新たに追加するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第31号「大崎町過疎地域持続的発展計画の一部変更について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第31号「大崎町過疎地域持続的発展計画の一部変更について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

-----○-----

散会 午後2時25分

第 2 号

6 月 1 8 日 (水)

令和7年第2回大崎町議会定例会会議録（第2号）

令和7年6月18日
午前10時00分開議
於 会 議 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名（5番，6番）

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番 藤田香澄	7番 神崎文男
2番 草原正和	9番 中倉広文
3番 岡元修一	10番 中山美幸
4番 富重幸博	11番 鷺東慎一
5番 児玉孝徳	12番 吉原信雄
6番 稲留光晴	

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

8番 宮本昭一

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	東靖弘	農林振興課長	鎌田洋一
副町長	千歳史郎	建設課長	美戸博明
教育長	穂園正幸	農委事務局長	松元昭二
会計管理者	岡留和幸	水道課長	川越龍一
総務課長	宮本修一	教委管理課長	相星永悟
企画政策課長	渡邊正一	社会教育課長	西竹信也
商工観光課長	上野明仁	税務課長	谷迫利弘
町民課長	本松健一郎		
環境政策課長	竹本忠行		
保健福祉課長	岩元貴幸		

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 久保健一朗

次 長 上 橋 孝 幸
次 長 松 元 幸 紀
庶務係主任 西 ゆ か り

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） これより、本日の会を開き、直ちに開議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉原信雄議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、児玉孝徳議員、及び6番、稲留光晴議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（吉原信雄議員） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は通告順により許可いたします。

まず、4番、富重幸博議員の質問を許可いたします。

○4番（富重幸博議員） 皆さん、おはようございます。私は、さきの通告に基づき、大崎町における歴史資料編纂の認識を問うということで質問をしております。

まず、最初に、町史編纂に対する基本認識をお示しいただくということで質問に入っております。本町における通史としての大崎町史編纂の重要性について、私は去る令和3年3月10日に開催されました行政一般質問において、できるだけ早期の歴史書完成を目指して取り組んでいただくよう強く要望いたしましたところがございます。そのときも、冒頭申し上げましたが、郷土史の編纂は、今日に至る先人の命と暮らしを守るための知識や様々な知恵が凝縮された、実生活を取り巻く貴重な記録の宝庫であります。この記録は、国内外との社会情勢をはじめとするもろもろの変化との兼ね合いの中にあって、先人がどのような苦労を重ねて今日の我が町の発展に寄与されたかを如実に記録したもので、いつの時代にあっても地域にある課題や、その原因、そして先人が知恵を尽くしてどのような対応をして今日の我が町の形ができたのかについて、これからの我が町の担い手である現役世代や未来の担い手世代にとっても大きな財産となるべきものであります。

そこで、質問の本題に入る前に、町長及び教育長に、再度、歴史の記録ということに関してどのような認識をお持ちかお尋ねし、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

先人の残された足跡は、本町の発展に大きく寄与するものと考えております。その足跡を残すことは、これからの大崎町におきましても非常に重要なことだと考えております。

今回予定している町史編纂につきましては、昭和50年に発刊された大崎町史以

来となり、約50年ぶりになります。さきの町史は、明治維新から第二次世界大戦までをまとめてあります。今回の町史編纂は、さきの町史の後編と捉え、戦後から昭和、平成、令和の大崎町の歩みについて後世に伝えるとともに、大崎町の歴史に関連する貴重な資料の収集と保管といった目的を持つものと捉えております。

また、町史編纂を単なる記録作業に留めるのではなく、町民の記憶と誇りを未来につなぐといった文化的基盤づくりという観点からも大変意義があることだと認識しております。

以上でございます。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

町長のほうから町史編纂に対する認識がありましたので、私のほうからは教育的な意義を踏まえた町史編纂に対する認識についてお答えいたします。

今回の町史編纂によって5つの教育的意義があるのではないかと認識しております。1つには、大崎町にはこんな歴史があったんだと気づき、大崎町への関心や誇りが芽生え、帰属意識が高まるのではないかとということでございます。2つ目は、大崎町に関する身近な資料や人々のことを学ぶことが多く、自ら調べ、考えるといった主体的・探求的な学びができるということでございます。3つ目が、なぜ大崎町にこの文化が根付いたのか、なぜ、この産業が盛んだったのか、どのように変化してきたのかといった問いが生まれ、時代背景や因果関係など歴史的な思考を育むことができることです。4つ目が、大崎町の地域の中では異なる立場や背景を持つ人々の歴史が存在し、それらを知ることで多様性への理解や共感が育まれることです。最後、5つ目ですが、過去を知るということは未来を考えることにつながり、これからの大崎町のまちづくりへの意識が芽生えていくということでございます。

これらの教育的意義を踏まえ、本年度からの大崎町教育振興基本計画にも町史編纂のことを掲げております。文化財の保存活用の具体的な取組の内容といたしまして、令和8年度の刊行を目指して、本町の戦後を中心とした町史編纂事業を促進するとともに、戦後の各分野における調査内容を整備・分析し、地域住民が活用できるようにしますと記述しているところでございます。

以上でございます。

○4番（富重幸博議員） 町史編纂に当たっては、我が町の現代史を記録しておく意味で、大きな意味があります。今回の歴史編纂が極めて長期にわたる編纂を余儀なくされたということに鑑みまして、町長は平成10年代から現在までに当たっておられます、今6期目ということですが、そういう観点からいつか、教育行政は教育長、そして、それに対する予算措置は町長の責任ということ踏まえて、平成の時代に昭和に対しての歴史編纂をまとめるべきではなかったかと私は思

うわけですが、町長として、この点に関してどのような責任を感じておられるかお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

今回、町史編纂をする中で、調査員の方々も地域住民の方々に聞き取り調査を行っていると聞きます。戦後の昭和史については、その時代をよく知る多くの地域住民や行政職員が御存命であった、もっと早い段階で着手すべきではなかったかという思いはあります。

先ほども申し上げたとおり、町史編纂は大変意義があることだということで、大崎町の歴史や文化を未来へつなげる責任ある事業だと考えております。現在、編纂作業が継続しておりますので、進捗状況も確認しながら、戦後編の町史編纂への使命を強く感じているところでございます。

町史を残すために必要な資料については、今後の執筆を進めながら、不足分を探す作業もあると思います。大崎町役場を上げて、後世に残す貴重な歴史になるように情報の収集に努めたいと思います。

以上です。

○4番（富重幸博議員） 今、町長のほうからお考えをお示しいただいたところでございます。特に、通史としての大崎町史について、このままではいけないということで今回、質問の課題に取り上げたわけです。特に、戦後も昭和20年8月に終わっているということは、終戦あたりの語り部の方々がどんどんお亡くなりになる、鬼籍に入っていかれる。それが音声の記録として残されたりしていければ一番よかったのかなと思いますが、先ほど取り上げますように、昭和20年8月までをまとめたもの、それ以降の続編ということでの編纂に取り組まれるわけですが、現代史の空白を埋める作業に着手することにより、郷土史としての成果品として取りまとめ、その成果を学校教育や一般的な社会学習に活用することにより、郷土史愛好家のみならず、町内外に大崎町の歴史や町の在り方の変容等について情報発信していくことは、非常に大事なことであります。

そこで、この取組については大変な御苦勞があったことと思いますが、さきの一般質問以降、今日までの間、つまり令和3年度から令和6年度まで、4か年間において具体的にどのような取組を進めてこられたかについて説明を求めます。

○教育長（穂園正幸君） これまでの取組状況について、お答えいたします。

令和3年度から4年度までは、町史をどのような形に仕上げていくのか、そのために必要な組織体制づくりをどのようにすべきかを含めまして、大崎町史編纂委員会設立準備のための協議を重ねてまいりました。令和5年3月23日に、大崎町史編纂委員会及び大崎町史編纂調査部会設置規定を制定いたしまして、令和5年4月

14日に第1回の大崎町史編纂調査部会を、そして4月27日に第1回の大崎町史編纂委員会を開催いたしました。

調査部会では、17名の調査員を地域住民の中から委嘱いたしまして、目次構成案に基づき、調査員の皆様に割り当てた分野での情報収集を令和5年度から令和6年度にかけて行っていただきました。

また、編纂委員会は令和5年度から6年度にかけて4回実施しておりまして、町史編纂の編纂方針や構成、あるいは編纂の期間、本の企画や資料、民間業者の導入や執筆分担について協議をいたしたところでございます。

令和6年度につきましては、現代史以外の専門的な知識が必要な分野につきまして、有識者で執筆分担をし、執筆の依頼をしているところでございます。また、令和6年度から、株式会社ぎょうせい九州支社と大崎町史編纂事業支援業務委託契約を締結いたしまして、目次構成の組み直しを行い、現代史の執筆に着手しているところでございます。

以上でございます。

○4番（富重幸博議員） 関連して、どのような形で初期の構想を立ち上げ、資料等の収集や歴史書編纂の方向性をまとめてきているかについてお尋ねいたします。

先ほど来申し上げますように、昭和64年、西暦1989年まででございますが、昭和20年9月以降、1945年以降となりますと、足かけ80年の歳月が比較すると過ぎています。次の平成の時代も全体で31年度までありますので、資料の収集や各種調査についても並大抵の難易度ではなかったかと推測しますが、資料等の収集や聞き取り調査についても、火災や老朽化等による家屋の滅失や、さらにお亡くなりになった方々も相当数のぼることから、大変な御苦勞があったかと推察いたします。どのような形で初期の構想を立ち上げ、資料等の収集や歴史編纂の方向性をまとめてきているか、最初のコンセプトが非常に大事でございますので、また、取組の達成度等についてどのように認識しておられるかお示してください。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

第1回の編纂委員会では、まず、町史編纂事業の取組に当たりまして大綱を作成し、編纂の目的、基本方針、構成や期間、組織体制、地域住民への情報提供の在り方など、初期の構想を立ち上げたところでございます。特に基本方針につきましては、単に大崎町の戦後の歴史だけではなく、日本や世界の歴史の中でどのように本町が歩んできたのかをしっかりと捉えること等を明記いたしました。

次に、方向性につきましては、第1編で大崎町の環境や人口などを、第2編では先史から太平洋戦争終戦までの歴史の概要を、第3編が中心となりますが、現代編でありまして、終戦後から令和8年度までの本町の歩みを、行財政あるいは産業、

保健福祉、建設、交通、教育など各分野ごとにまとめます。最後の4編は普通年表となります。

以上でございます。

○4番（富重幸博議員） さて、関連して、現時点での資料収集点数はどの程度の規模になっているかについてお尋ねします。実際に、昭和の残りの対象年表と平成年間を足しただけでも約76年、これに令和6年度までの記述を加えますと、先ほど私が申しあげましたように80年近いわけです。あらゆる事象に郷土史の専門家の視点を踏まえた膨大な編集の作業が待ち受けていることとなります。

そこで、まず、現時点で取りまとめた資料等の点数はいかほどかお示してください。

○教育長（穂園正幸君） 現時点での収集点数につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○社会教育課長（西竹信也君） お答えいたします。

現時点で執筆に必要な資料としまして収集いたしましたのは、国や県及び本町の書籍資料等を合わせまして920点となります。

以上でございます。

○4番（富重幸博議員） それほどの膨大な資料を編集していき、先ほど教育長のほうからも説明ありました編纂の方向について取りまとめていくとなると、裏付けとなる予算的なバックアップが必要になってまいります。令和4年度から6年度にかけての町史編纂に係る予算手当の状況、年度ごとの取組状況を併せてお示してください。

○教育長（穂園正幸君） 予算の手当と年度ごとの取組状況につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○社会教育課長（西竹信也君） まず、これまでの予算手当についてお答えいたします。

町史編纂に係る予算執行額については、令和3年度、調査員の謝金としまして4,000円を執行しております。令和4年度は、執行額はありません。令和5年度は、調査員及び編纂委員との謝金を合わせまして121万3,000円を執行しております。令和6年度は調査員及び編纂委員との謝金と、町史編纂事業支援業務委託料を合わせまして347万7,400円を執行しております。

続きまして、年度ごとの取組についてお答えいたします。

先ほどの教育長の答弁と重複するところもあるかと思いますが、令和3年度から4年度にかけまして、先進自治体からの情報収集と古写真や情報の提供を呼びかけておりました。また、令和4年度は、町史の目次構成と調査体制案を検討し、大崎町史編纂委員会及び大崎町史編纂調査部会設置規定を制定しております。令和5年度には、第1回大崎町史編纂調査部会及び町史編纂委員会を開催いたしました。な

お、調査員の皆様には、令和5年度から6年度にかけて各分野ごとに情報収集を行っていただきました。また、町史編纂委員会は、令和5年度に3回行っておりました、第1回目の委員会では、町史編纂大綱を作成し、目的や基本方針、構成、編纂期間などを決定しております。令和6年度は、株式会社ぎょうせい九州支社と大崎町史編纂事業支援業務委託契約を締結し、町史構成の組み直しを行い、現代史の執筆に着手しております。

以上でございます。

○4番（富重幸博議員） 令和3年3月に一般質問を行ってから、予算で見ていくと物足りないなという思いがするわけですが、もろもろのアウトライン、コンセプトを取りまとめるのにはそういう期間もやっぱり必要ではなかったのではないかと理解いたします。

さて、町史編纂に係る予算の編成ができなかった事情については大体おわかりですが、全体のコンセプトをまとめていくのに自治体間との情報収集、民間業者の関与、いろいろお話しいただいたんですが、その間、何か、これだけ期間がかかったという事情を含めて、特殊な部分が何かあったら説明を求めます。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

令和3年度は町史編纂のための情報収集のための調査員への謝金を執行しております。令和4年度は予算の執行はされておりませんが、文化財等を担当する職員を増員して体制づくりを行うと同時に、近隣市町村の情報収集、目次構成案の検討、編纂委員会の設立などを中心に進めてまいりました。

当初は、これまでの町史編纂の進め方といたしまして、研究者、あるいは郷土史家のそういう方々と自治体が協働をして取り組むものと考えておりました、民間委託については考えていなかったところでございます。

しかし、令和5年に民間委託に関する情報を得まして、第2回編纂委員会で民間委託の是非について協議し、導入することを決議いたしましたところございました。

以上でございます。

○4番（富重幸博議員） それでは、質問通告の4番目に入りますが、これまでの調査体制や資料の収集など、基本的な作業について一定の成果があったと認識しているかについてお伺いします。

町史編纂のような大きな事業になってまいりますと、資料等の収集についても一定の期間が必要であったことと理解いたします。そこで、令和3年度から6年度においては、十分な成果が得られたと認識されているのか、資料の収集についての現時点での担当部局の評価をお尋ねいたします。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

調査体制の組織といたしましては、繰り返しになりますが、編纂委員会と編纂調査部会がございます。令和3年度から4年度は体制づくりの準備に時間を要しまして、資料収集が進んでおりませんでした。令和5年度から資料収集に取りかかっております。先ほどもありましたが、920点に及ぶデータ及び書籍資料等が集まっております。

今後は、民間委託した株式会社ぎょうせい九州支社から掲示される草稿に基づきまして、調査委員の方々には草稿内容の確認と不足する情報収集の協力を得たいと考えております。

また、令和5年度を中心に、調査員の方々に調査をしていただきました。ただ、一方で、どれほどの情報をどのような形で掲載されるのかが不透明な状況でありましたので、調査に当たっては、分野によっては資料収集しにくかったようでございます。そのような中、株式会社ぎょうせい九州支社に支援業務に加わっていただきましたので、これまでの経験、あるいは所蔵するデータ量から、調査員等の資料収集をカバーすることができ、一定の成果はあったのではないかと認識しております。

以上でございます。

○4番（富重幸博議員） 関連してですけど、具体的な町史編纂に係る関係者はどのような構成となっているかについてお尋ねいたします。

町の歴史編纂に係る組織として文化審議会委員の方がいらっしゃるということで、垂水フェリーを私は利用するときに垂水史談会会報があるんです。毎回持って帰るんですが、史談会ができてから100年近くおるようです。会員数37名ということで、講演会の開催や町歩き講座、埋もれた文化財の修復とか美化作業もされているようですが、このようなことを参考にした場合に、我が町ではどんなふうに住民の皆さん方の体制になっているかを説明を求めます。

○社会教育課長（西竹信也君） お答えいたします。

町史編纂調査部会の調査員につきましては、文化財保護審議会委員4名のほかに、歴史探学会おおさきの会員5名、役場OBから7名、かごしま探検の会から1名の計17名で構成されております。

また、町史編纂委員会につきましては、教育長を編纂委員長として町史編纂調査部会から選出されました委員4名と、そのほかに有識者として志學館大学教授の原口泉先生と、かごしま探検の会代表理事の東川隆太郎先生の顧問として町史編纂委員会に参加いただいております。

以上でございます。

○4番（富重幸博議員） 関連しまして、今後の後継者育成についてどのようにお考えかをお尋ねします。先ほど説明いただきました文化財審議会や歴史探学会の皆さん

がおられるようですが、今回の郷土史の編纂のような大きな事業については、今後のことを考えますと、やはり後継者育成、これは役場職員もそうですが、民間のそういう歴史愛好者とか、高齢化がどんどん進んできておるかと思えます。後継者育成についてのお考えをお示してください。

○教育長（穂園正幸君） 町史編纂事業を推進するに当たりましては、文化財保護審議会や歴史探学会おおさきは非常に重要な役割を果たしているところでございます。

地域住民の郷土の歴史に対する興味を深めるためには、行政だけでなく、地域住民との連携した取組が必要とされておりますが、文化財保護審議会や歴史探学会おおさきは、今後も文化財保護活動の中で貴重な存在となると認識しております。

しかしながら、議員さんのほうからもありましたが、文化財保護審議会も歴史探学会おおさきも高齢化しております、後継者育成は課題となっているところでございます。

そこで、学校教育においては、社会科や総合的な学習の時間における郷土学習を充実させたり、あるいは一般向けには郷土学習講座や歴史探訪を開催いたしまして、特に青年団等の各種団体と連携し、若手世代にも郷土の歴史に興味を持っていただける学習機会をつくる働きかけをしていきたいと思っております。

また、文化財保護審議会や歴史探学会おおさきと連携して、後継者育成型の養成講座の検討も必要と考えているところでございます。

以上でございます。

○4番（富重幸博議員） 今、教育長のほうから説明いただきました。大変大事なことでございます。後継者育成についても、鋭意努力のほどをお願いいたします。

さて、町史編纂に当たる役場職員の育成についてお尋ねします。大崎町史という考え方からいきますと、最近のグリーンロードや高速道の開発行為で歴史的な発見があったりとかございます。古代史から現代史に至るまでの間、やはり、ある程度そういうことに通底した知識をお持ちの職員も大事になってまいります、この点について、職員の育成自体についてはどのようにお考えでしょうか。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

町史編纂では、旧石器時代から古墳時代までと、奈良時代から平安時代まで、そして鎌倉時代から江戸時代初頭までの3つの時期に区分いたしまして、役場内の職員から専門的知識のある職員に依頼をいたしまして、執筆を分担しているところでございます。

また、現在、埋蔵文化財に関わる担当職員が社会教育課に配属されておりますが、今後の緊急な開発、あるいは大規模な開発の対応に支障を来すことがないように、今後も職員の育成につきましては非常に重要なことだという認識を持っているところ

でございます。

職員の育成や採用につきましては人事に係ることでもございますので、今後、町長部局とも協議してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○4番（富重幸博議員） 次の、令和6年度大崎町史編纂事業支援業務委託の経過についてお尋ねします。

曾於市も曾於市になってからこういう歴史編纂の取組を新聞記事で拝見いたしました。志布志市はもう既に発行しておりますが、やはり専門的な業者がそこに入って、その知見を生かしながら、職員の場合はほかの業務も抱えている中での作業でございますので、株式会社ぎょうせいさんを選定されたというのは大変いいことだと思います。

そこで、支援業者の選定理由と委託の期間、委託料の額について、まずお尋ねします。

○教育長（穂園正幸君） 委託の経過等につきましては担当課長の答弁とさせていただきます。

○社会教育課長（西竹信也君） お答えいたします。

まず、町史編纂事業支援業務委託に係る業者選定の理由についてでございますが、株式会社ぎょうせい九州支社は、全国でも唯一、自治体史の編纂・編集・出版を手がける業者であり、長年にわたり地域史や行政資料の編集・刊行を専門とし、多くの地方自治体や公共団体から高い評価を得ている業者であります。特に町史編纂に関しましては、その豊富な経験と専門的な知識を基盤として多様な地域資料の収集、整理、編集において確かな信頼性と技術力を持っていることが選定に至った理由であります。

続きまして、業務委託の期間及び委託料についてでございますが、令和6年度の委託期間は令和6年5月24日から令和7年3月31日まででございました。業務委託料の契約金額につきましては337万400円でございます。

以上でございます。

○4番（富重幸博議員） ただいま説明いただきましたが、関連いたしまして、町史編纂事業支援業務委託の関連です。業務完了後、今、令和7年度でございますので、3か月が経過しようとしております。この委託業務の成果等について説明を求めます。

○社会教育課長（西竹信也君） 業務委託の目的、内容、成果等についてお答えいたします。

初めに、この委託業務の目的につきましては、令和8年度の発刊を目標としてお

りまして、大崎町史を編纂するに当たり、業務全般における支援を委託し、両者協議のもと、効率的・効果的な業務遂行を行うことを目的としております。

続きまして、業務内容は5点ございます。1つ目は、編集企画業務で、具体的には書籍全体の構成案及び大崎町史完成までの工程を提案するものでございます。2つ目に、現代編原稿作成のための資料収集及び分析業務でございます。第二次世界大戦後から現在までの内容の執筆のための資料収集及び分析を行います。3つ目に、現代編目次案の作成でございます。これは、資料収集及び分析の作業と連動して行うものでございます。4つ目に、町史編纂業務に係るアドバイス業務でございます。主に、編纂委員会に参加して書籍作成に必要な共通事項を決めるための助言や資料提供をしていただきました。5つ目に、デジタルアーカイブの作成でございます。本町の商工観光課が所蔵していた広報誌のうち、昭和24年4月発行の第1号から平成15年3月発行の第554号までをPDF化いたしました。支援業務を得て、目次構成等ができたことによりまして、観光までのスケジュールや資料収集の方向性が鮮明になったというのが、最大の成果であったと思っております。

以上でございます。

○4番（富重幸博議員） 続きまして、通告の6番目、令和7年度の予算措置と取組についてお尋ねします。

株式会社ぎょうせいへの業務委託は、令和6年度末、第1回目が使用料ということでございましたが、今後、2段階目があるんじゃないかなと思うわけですが、それが令和7年度のものになるわけです。本年度の予算措置と執行状況、並びに取り組もうとする具体的な事務事業の内容について説明を求めます。

○教育長（穂園正幸君） 令和7年度の予算措置と取組等につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○社会教育課長（西竹信也君） 令和7年度の予算措置と取組についてお答えいたします。

本年度の町史編纂作業に係る予算額につきましては、町史編纂調査員の謝金として10万2,000円、町史編纂委員会委員の報償費として3万6,000円、町史編纂有識者への謝金として14万9,000円、町史編纂有識者の費用弁償として2万7,000円、町史編纂事業支援業務委託料として1,217万1,000円を計上しております。

また、本年度の取組についてでございますが、町史編纂委員会は本年度は3回の開催を見込んでおります。町史編纂調査部会につきましては、今後、草稿が上がってきた分野につきまして随時、その分野の担当調査員に内容確認と追加資料収集の協力をお願いする予定でございます。

また、本年度の支援委託業務につきましては、令和6年度に引き続きまして、町史編纂事業支援業務委託として、これまで調査員が収集した資料や、過去の広報誌、総合計画、町制施行記念誌などの基礎資料をもとに草稿執筆作業に着手し、年度内に原稿の作成を終える予定でございます。

なお、草稿を作成しながら、原稿執筆に当たり情報が不足する資料につきましては、庁舎内各課に個別のヒアリングや調査員の協力を得まして、さらなる情報収集と資料収集を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（富重幸博議員） 通告の7番目に関係するわけですが、資料編集で役場内関係各課の資料収集はどうなっているかということで、先ほど、資料収集について920点の説明がございましたが、役場内の関係各課はそれぞれいろんな形で、いつ、担当課は資料収集の協力依頼をするんだろうかと思っていたところです。

多種多様な書類が保存してございます。しかしながら心配されるのは、役場内でも人事異動等で職員の入替えがあったりします。そして、経験豊富な過去を知っている職員が既に退職されていたり、もろもろの事情があるのかなと思います。戦後からの現代史にわたる担当課に協力を求める中で、通常業務を抱えながらのことでございますので大変だろうなと想像するわけです。大変な作業になることだろうと思いますが、担当課割り振りの現時点での件数、見込み、進捗状況、見通し、これについてお示しく下さい。

○教育長（穂園正幸君） 役場内の関係各課の資料収集につきましては、担当課長の答弁とさせていただきたいと思います。

○社会教育課長（西竹信也君） お答えいたします。

各分野ごとに関係各課にお願いしておりますが、かなりの情報収集ができております。現在、約128件が役場内から情報が集められておりまして、進捗状況としまして、教育行政と学校教育の草稿が現在上がってきており、内容の確認と不足する情報の提供について、管理課、町内小中学校、県立串良商業高等学校へ依頼をしているところでございます。

今後の見通しにつきましては、各分野において実際に草稿ができた段階で不足する収集資料が具体的に明らかになってくると思われまします。随時、リストに基づきまして、所管課に内容の確認と不足する情報提供を依頼する予定でございます。

以上でございます。

○4番（富重幸博議員） 次に入ってまいります。編集作業に当たっての学者、研究者等のバックアップ体制は万全かということでお尋ねいたします。

当然、専門家のアドバイス、先ほど志學館大学の先生の話も出たとお聞きしたと

ころであります、そういう外からの支援体制は万全かについてお尋ねします。現段階で、時系列でまとめた資料を社会教育課で拝見いたしましたわけですが、昭和24年4月から令和7年3月31日までの件数が2,663件にのぼるようです。膨大な件数がまだ関係課にぼんと流されて、それに集まっているのもあるかと思いますが大変な作業が想定されます。そういうことから全体のページ数が若干は当初の想定から増える場合もあるんじゃないかなと想定したりします。当然ながら学識経験者、専門家等の御意見を伺いながら正確な時代考証を行い、必要な取捨選択を通じて年表作成についても史実にしっかりと裏打ちされたものとなるよう、しっかりと取り組む必要があります。そういう点で、現状での支援体制はどのようになっているかをお尋ねいたします。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

編集作業においても学者あるいは研究者等のバックアップ体制につきましては、編纂委員会の顧問でもあります原口泉先生と東川隆太郎先生に、歴史全般に関する分野についてのアドバイスをいただけるようにしているところでございます。

また、地質に関する分野につきましては、鹿児島大学の准教授の井村先生に専門的な意見を求める体制はできているところでございます。

以上でございます。

○4番（富重幸博議員） 歴史書として出すからには必ず正確な記述でないといけません。実際の話、曾於市も曾於市になってからの歴史編纂で原口先生を頼んだりしているようですが、大変御多忙な中でもしっかりと協力体制を仰ぎながら立派な歴史書を編纂いただくようお願いいたします。

発行見通しは現時点でどのように考えているか、通告の9番目ですが、町長が示されました令和7年度の施政方針及び予算説明要旨によりますと、本町は令和8年1月をもって町制施行から節目となる90周年を迎えることから、令和7年度中に記念式典の開催を予定しておられるようです。その場で、これまで町政発展に御尽力いただいた方々に御臨席いただいて感謝の意を表し、これからの大崎町発展のための新たな出発点にしたいと施政方針で述べておられます。

今回の町史編纂に係る成果品の受領については、令和8年度末になることが想定されております。今度の90周年の町制施行式典で要約版でも出される考えはないかについて、現時点でどのようにお考えかお示してください。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

自治体史の編纂は、地域の歴史や行政の歩みを正確かつ詳細に記録し、次世代へ伝える重要な作業であることから、その所要期間は一定の計画性と慎重さをもって進める必要がございます。

刊行につきましては、編纂委員会での協議を経まして、町政90周年式典の内容を含めて令和8年度刊行を目指すことで決定しているところでございます。議員の質問にある、要約版として別冊を刊行する予定は今のところございませんが、町史の目次程度の要点紹介を町政90周年記念誌の中に盛り込めるのかどうか、今後、関係課と協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

- 4番（富重幸博議員） 要約版についてのお考えも、今お聞きしたところでございます。せっかく90周年式典をするのに要約版がやはりちょっと花を添える、そういう価値があるかと思えます。かなり圧縮したやつでできないか御検討いただきますよう要望しておきます。

次の10番目でございますが、大崎町歴史遺産についての現状認識についてお尋ねします。歴史編纂で我が町を担っていく若い人たちの中には、写真や書物等をもってしてもわからないことがいろいろあることと思えます。このような意味でも、歴史遺産をよりよい保存状態で管理していくことは大変大事なことであります。この点について、現在の取組状況をお示してください。

- 教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

大崎町には多様な歴史・文化があります。これを後世に伝えるために、偏りのない網羅的な調査研究を行うと同時に、歴史遺産をよりよい状態で保存・活用していくことが大切だと認識しております。

取組といたしましては、第4次教育振興基本計画の中でも明記しておりますように、専門職員、学芸員等の計画的な採用と配置、そして外部専門機関や文化財保護審議会や歴史探学会おおさきとの連携を取り、文化財の調査研究体制を充実させるよう取り組んでいきたいと考えております。

また、ほかの行政部門と連携いたしまして、文化財の地域資源としての活用を図るとともに、学校教育や地域活動での活用を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

- 4番（富重幸博議員） 次に、11番目です。本町における歴史遺産の情報管理についてお伺いします。情報重要記録を保存・活用し、未来に伝達することをアーカイブというわけですが、担当課における歴史遺産のデータ管理においてはしっかりと管理されておられるのか、台帳管理なのか、デジタルアーカイブとしての実態について説明を求めます。

- 教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

歴史遺産の情報につきましては、過去に文化財保護審議会委員の協力を得まして、大崎町教育委員会が刊行している研究誌や報告書が多数あるところでございます。

近年の町内の埋蔵文化財発掘調査報告書につきましては、奈良文化財研究所の全国文化財総覧でデジタルアーカイブされたものがネット上で閲覧できます。

しかしながら、それ以外の町刊行の書籍に関しましては、紙媒体でありまして、デジタルアーカイブはされていないのが現状でございます。郷土資料展示室所蔵品につきましては、情報管理が十分にできておりませんで、デジタルアーカイブ作成以前に、保存状態や修復履歴を含めたカルテ作成まで至っていないのが現状でございます。

以上でございます。

- 4番（富重幸博議員） それに関連しまして、本町は全体が分厚いシラス土壤に覆われた地形でございます。歴史遺産の立地場所によっては大雨による浸食に特に弱い傾斜地の下に存在したりしているところも多いのではと思います。歴史遺産について緯度経度の座標を与えて、そしてカルテ化するというアーカイブの取組は是非必要だと思っておりますが、先ほど現在の段階ではとおっしゃいました。今後どうしようとお思いでしょうか。

- 教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

三次元のデータ解析による記録保存といった手法を用いた記録保存は効率的で、後々の情報管理や公開と活用を推進する上でも大変必要だと認識しております。

町史編纂に関してですが、先ほどもありましたが、昭和24年4月から平成15年3月までの町の広報誌につきましては、広報誌数が549部ございました。記事内容でいきますと、総点数が2,663件のデジタルアーカイブが、今現在できているところでございます。

今後、町史に掲載予定の写真等につきましても、編纂の中でPDF化されますので、こういった資料などはデジタルアーカイブが可能と考えているところでございます。そのほか、町内の文化財には、議員がおっしゃいましたように、所在によっては風化しやすいもの、あるいは災害の起きやすい場所にあるものや、災害により損壊のおそれのある文化財が指定・未指定に限らず町内各所に存在しております。予算等もありますので、関係課と協議しながらデジタルアーカイブを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

- 4番（富重幸博議員） デジタルアーカイブについては是非取り組んでいただき、カルテ化して、やはり貴重な財産として残していただきたいと思っております。

次に、民芸品等の収集について取り組む考えはないかについてお尋ねします。民芸品については私どももよく電話機とかスマホに至るまで、ものすごく変化が、パソコンもそうです、電卓もそうです。大崎町の現代史の中でもみなさんでもいろん

な移り変わりをお持ちなんじゃないかと思います。そのようなことを考えた場合に、現在の社会教育課に従属した郷土資料館、このままではなというふうに私としては課題として思っているんですが、その点についてはどのように評価しておられるかお示してください。

○教育長（穂園正幸君） まず、民芸品の収集についてのことにつきましてお答えいたします。

大崎町文化財保護審議会では、これからの民俗文化財として収集しなくてはならないものの1つとして、1970年代から平成期に至る生活用品等を上げていくところがございます。大きな時代の変化の中で、特に電子機器の進化は著しく、ワープロ、あるいはガラケーの携帯電話などを含めまして急速に姿を消していくものも多くあると思っております。事務用品なども、今後、デジタル化の流れの中で姿を消すものも出てくると思えます。今後の収集の在り方、あるいは、先ほどあった郷土資料室等での展示と収蔵の在り方を含めまして、文化財保護審議会あるいは歴史探学会おおさきとも、この課題について協議を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○4番（富重幸博議員） 実際にこの分野になると、多分、今までの大崎町史などで集められたのは、写真とかそういうのが多いのかなと。民芸品となると案外と今の資料館のキャパがそこまではないと、仮に置く場所と、そんなに皆さんからいただいたものを大切に扱わないと難しいのかなと思えますが、やっぱりこれはどんどん消えていくと思えます。そのことについて、子どもたちが郷土を学ぶ上で大変大事になってきます。私たちもそうです。私たちの小学校時代はおうちにあったかまどがあったりして、それから洗濯機がたらいで、そしてテレビは中学校ぐらいでというような時代背景がございました。それほど世の中の変化のスピードは速い。ですから民芸品の収集についても、是非いろんな形で頑張っていただきたい。そうすることが、この後の質問の、大崎町歴史資料館なるものをつくった場合に、資料の収集件数、もろもろがいきいきと皆さんの関心を集めるもとになります。そういうことで、12番目です、大崎町歴史資料館の建設の考えはないか。志布志市においては有明町に志布志市有明農業資料館がございます。農業の様々な用具が資料館の内外に展示してございます。そして、土地改良資料の歴史野井倉開田のもそのような形で展示してございます。このようなことについて、歴史資料館の建設について、未来を担う子どもたちの社会教育学習、それから民俗学、もろもろの郷土研究に活用できると思えます。教育長は、どのようにこれに対して感じておられるかお示してください。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

現在の私たちが抱えている課題について向き合うときに、その解決へのヒントを先人たちの価値判断、あるいは行動などから得ることが大変多いと思います。歴史を学習するという大きな意義がここにあると考えております。歴史資料館は、そういった学びの場であり、また、歴史資料から新たな価値を見いだす研究の場でもあります。情報発信の場でもあると思います。

資料館建設につきましては、予算的な部分等もございますので、その必要性や意義を十分認識しているところでございますので、今後、町長をはじめ、町民の多くの方々の皆さん方の御意見を聞きながら、慎重に検討してまいりたいと思っております。

○4番（富重幸博議員） 歴史資料館について、例えば、先ほど志布志市のお話をしましたけれども、野井倉開田とか昔の農具とか、それを我が町の子どもたちが社会科の郷土学習の中で訪ねていくのも価値があるかと思いますが、行った先でやっぱり我が町とは若干違うわけですね。河川の形成についても、持留川は志布志市ではないわけです。そういうことを考えますとやっぱり地域に根付いた歴史資料館を建設するという事は非常に大事であります。先ほど私が言いましたように、昭和の台所のかまどとか、昭和の初期の頃のテレビとか、そんなのが展示してあるような魅力ある資料館の建設は、我が町は未来の子どもたちに啓発を与える館になりますので、是非建設を検討していただき、次期総合計画には盛り込んでいただければと思います。これについてはもう質問いたしません。提言として、今回の編纂作業で町史のまとめ方の大体の形ができあがることとなります、現代史のですね。ですから、今後は5年もしくは10年をひとくくりにして小冊子の形でまとめてつないで、これから出てきます町制施行100周年記念誌としてまとめていく形につなげられていけないかなと思います。御検討いただきたいと思います。

それから、2番目ですが、通史としてまとめる期間が余りにも長いことから、担当職員、人事異動もあると先ほども申し上げましたが、職員が減らされていく中でもやっぱり兼務という負担も出てまいります。専従職員の配置についても御検討いただくよう提言いたします。

それから、今回の町史編纂に当たっての一定の限られた成果品について、町史編纂につながらなかった部分でも集めたやつは、できるだけアーカイブの形でとにかく保存しておく。あとで意外な方面から評価をいただく可能性もやっぱりあるんじゃないかなと思います。今回集められた民芸品も集められたと思うんですが、これはがらくただなと思うのではないと思います。写真でも資料でも集められたものはアーカイブの中にしつかりと保存をしていただきますよう御要望申し上げます私の質問を終わります。

○議長（吉原信雄議員） ここで、暫時休憩いたします。11時15分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、5番、児玉孝徳議員の質問を許可します。

○5番（児玉孝徳議員） 皆さん、おはようございます。

私は、今回、通告しました人口減少対策と移住・定住促進についてと、高齢者福祉についての2点を質問いたします。

まず、人口減少対策ですが、超少子高齢化による生産年齢人口減少によって行政運営における財源確保の困難が今後懸念されています。本町においても、政策、施策における費用対効果のさらなる厳格化が要求されると思われま

す。そこで、客観的データ、エビデンスに基づく政策立案、EBPM、これは証拠に基づく政策立案のことをいいますが、これも対策の1つとして推進すべきと考えま

す。まず、この手法を用いた若年層・子育て世代の定住促進策はどのようなものがあるか、町長の所見をお伺いいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

EBPM、合理的な証拠に基づく政策立案を用いた移住・定住促進策についての御質問でございます。この合理的な証拠に含まれるものとしては、政策効果の測定に重要な関連条項や統計等のデータが該当するものと理解をしております。この意味では、例えば総合計画においては、本町の人口ビジョンとして2040年、1万1,107人を目標とするデータを用いながら、定住住宅取得補助制度や企業立地促進補助制度に取り組んでおり、総合戦略においては空き家バンク利用者登録数100人や、助成制度活用による転入者数300人を目標とするという数値を用いながら空き家バンク制度や定住住宅取得補助制度に取り組んでいるといったものがござ

います。また、若年層や子育て世代が移住・定住に求める要素といたしましては、総務省が公表している田園回帰に関する調査研究報告書によりますと、移住する際に利用した行政施策について、10代から30代は出産・子育てに係る費用の支援が15%前後で最も高くなっております。また、30代で移住後の暮らしに対する支援が14.9%、移住先の地域や暮らしに関する情報の提供が13.5%と、高い割合

となっております。これらのデータから、子育てしやすい環境であるか、生活を支える施策が充実しているかなどの点が考えられるため、これからも制度の周知と移住・定住の促進に尽力したいと考えております。

以上で、答弁を終わります。

○5番（児玉孝徳議員） ここからの質問もですねすべてEBPM、エビデンスに基づく政策立案としてお答えいただければありがたいと思います。

今、町長が言われました移住・定住、それから子育て施策ですね、これが大事だということで今後なってきます。移住促進においては住環境、住宅支援、仕事の確保と働きやすさ、子育て支援の充実、地域とのつながりなどがございます。

まず、若者が定住しやすい雇用環境の創出に向けた本町の取組についてお尋ねいたします。例えば新規就農者支援、企業誘致、既存産業の活性化など何があり、また、その実績と課題点があればお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町では、産業の振興などを図る目的で幾つかの補助事業に取り組んでいるところでございます。まず、1つ目が、企業価値向上補助金でございます。商工業者の価値向上及び後継者の育成、商工業の活性化を図ることを目的としており、昨年度実績は12件で、901万4,000円であります。2つ目が、空き店舗対策事業補助金でございます。本町の空き店舗等の解消、及び地域経済の活性化を図ることを目的としており、昨年度実績は5件で、231万4,000円でありました。3つ目が、新規創業起業支援事業補助金でございます。町内において起業する新規創業者に対して助成措置を行うことで、町内の産業振興及び雇用促進を図ることを目的としており、昨年度実績4件で、360万6,000円であります。4つ目が、商工業資金利子補給補助金でございます。町内商工業者の体質強化及び経営の安定のため、商工業者の制度資金借入者に対し、利子補給補助金を交付することにより商工業の育成などを図ることを目的としており、昨年度実績4件で6万円です。このほかにも、人材育成事業補助金や販路拡大支援事業補助金、地域応援商品券発行事業補助金など様々な補助金制度により町内産業の振興及び雇用の促進を図っているところでございます。

また、新規就農者支援分におきましては、新たに経営を始める方に対し国の交付金や本町の補助金を活用していただき、経営に必要な機械・施設の導入等を支援しているところでございます。さらに、企業誘致分野におきましては、企業立地促進補助制度を設け、本制度を企業の皆様に周知しながらお問い合わせ、交渉等に臨んでいるところでございます。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） 様々な補助金、支援があるということで、大変ありがたく、また企業価値向上補助金などは非常に使い勝手がよくて、業者の方から大変ありがたいということで意見を伺っているところです。

また、今回、企業誘致ということで菱田中学校跡にトライアルカンパニーができるということで、もし可決されたら人口増加の一因となると期待しています。さらに、既存産業の活性化についても進めてほしいと思います。

それでは、次に、子育て支援施策の効果について質問いたします。現在、本町の支援施策は何と何があるのかお答えください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町における子育て支援策の効果についての御質問でございます。現在、実施している支援施策といたしまして、保育事業や子ども医療費給付、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付などの制度的な施策のほか、町独自策として、保育料や産後ケアの無償化、出産祝い金としての10万円支給などの経済的な支援等を実施しております。

効果につきましては、全国的な出生者数の減少が進んでいる中で、本町の出生者数も減少していることから、数値的には効果が出ているとは言いきれませんが、妊産婦に対します伴走型支援として、助産師が訪問したり、地域子育て支援センターや親子教室で乳幼児の様子をうかがったり、悩みを聞く機会を設けることで療育などの早期支援につながるケースもあるため、そういった支援策として一定の効果が出ているのではないかと考えております。

以上です。

○教育長（穂園正幸君） 教育関係の点につきまして、お答えいたします。

教育委員会管理課では、小中学校入学時に3万円を支給している入学援助金制度や学校給食費の完全無償化などがございます。その効果につきましては、今日の物価高騰の中、家計負担の軽減や、あるいは生活困窮世帯への支援につながっているものと考えております。

社会教育課におきましては、満1歳と満3歳を迎える乳幼児のそれぞれの保護者に対しまして本を贈呈するブックスタート事業、セカンドブック事業がございます。親子で本に親しむ環境づくりにおきまして、その効果が現れることを期待しているところでございます。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） ただいま、新生児祝い金や保育料の無償化とかです。ね入学援助金とか、給食費も無償化されているということで大変ありがたく思っております。このほかに、さらなる充実の可能性について、保育・教育環境の整備、安心して子

育てができる環境づくりのための具体的な今後、計画があるのかお答えください。

○町長（東 靖弘君） さらなる充実の可能性として具体的な計画はあるかとの御質問でございます。現時点では、新たな取組、計画は予定しておりませんが、令和8年度にはこども家庭センターを開設する予定となっており、困りごとのある子どもや家庭の総合的な相談窓口として子育て支援の充実をさらに図りたいと考えております。

以上です。

○教育長（穂園正幸君） 教育環境関連につきまして、さらなる充実の可能性として具体的な計画があるかということについてお答えいたします。

教室のある校舎棟につきましては、空調設備の設置が完了しているところでございます。今後は、屋内運動場、体育館への空調設備を設置する計画がありまして、本年度におきまして実施設計を行う予定にしております。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） こども家庭センターとか体育館への空調を今後整備するというところで、大変ありがたく思います。子育て環境には、温暖化が問題になっていきますので体育館へ空調という点では非常にありがたく、早急な整備を進めてほしいと思います。

それでは、今おっしゃられたほかにですねアプリとかオンラインサービスなどITを活用した子育て支援の可能性はないのかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） オンラインやアプリを活用した支援策は考えられないかとのことでございます。アプリにつきましては、昨年度から、未就学児がいる世帯を対象に医療相談アプリを導入しておりますので、周知方法やさらなる拡充も視野に入れ検討してまいりたいと思います。

また、小児科に特化したオンライン診療などもあるようですので、今後研究してまいりたいと思います。

○5番（児玉孝徳議員） 小児科に特化したアプリなどもあるということで、今、町長のほうでお答えいただきました。本町に小児科はございません。そういった点は是非進めてほしいと思いますが、どのくらいの期間で整備できるとお考えでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 基本的なことは担当課長の答弁にさせていただきますけれども、過去にも、小児科がないということから、やはりこういったアプリの導入は必要だということで、利用者がいるのかどうなのか、少ないのか、多いのかといったところがなかなかわからない。他自治体を調べたときに、そこまで件数が伸びていなかったといういきさつもあって遅れてきているのかという感じはいたしますけれども、そういった計画的なことについてはどのように担当課長は考えているか、あれば答

弁をさせます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） アプリ関係のことですが、今、よく営業等
いただいているのが母子手帳アプリというのも今はございまして、幾つかの営業等
を含めてお話をいただいております。これも、ほかの自治体でも今検討されている
事業でございますが、それに付随しまして、今申し上げたようなオンラインの診療
ができるよというサービスもあるという話は伺っております。

ただ、我々としても金額的なものであったり、いろいろまだ課題もあるというふう
に見ておりますので、時期的なものは申し上げられませんが、今後も勉強
させていただきたいと思っております。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） オンライン診療とかもあるということで、是非ですねそうい
ったものを早急に導入していただければ、子育ての保護者の方々はですね夜中に熱
が出たり具合が悪くなったときに大変心配しておられますので、そういったのがオ
ンライン診療とかできたらですね非常に助かると思っておりますので、早急な整備検討、
勉強をお願いしておきます。

それでは、移住者支援と地域との連携、移住相談窓口の充実、移住者への情報提
供などの状況についてお尋ねいたします。移住者が地域に溶け込むためのコミュニ
ティ支援や地域住民との交流を促進する取組はどのようなものがあるかお答えくだ
さい。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

移住支援と地域住民との交流を促進する取組はどのようなものがあるかとの御質
問でございます。まず、移住者支援の部分につきましては、直接的に当てはまるも
のとして、本年度から開始した移住応援支援金制度がございますので、移住者の獲
得に向けて有効に活用してまいりたいと存じます。

次に、移住者が地域に溶け込むためのコミュニティ支援や地域住民との交流を促
進する取組の部分につきましては、ただいま実施していない状況でございます。移
住者が継続的に定住し、活躍するためには、地域になじみ、地域住民との相互理解
を深めることも重要であると認識しておりますので、今後の課題として捉えており
ます。

以上で、答弁を終わります。

○5番（児玉孝徳議員） 移住応援支援金はあるということで、ただ、移住された方へ
の支援ですね、移住された方は地域のことがわからないなど不安がいっぱいあると
思います。それですから、交流イベントを企画し、例えば移住者を歓迎した歓迎の
場を設けるなど、既存の住民との顔合わせの場を設ける、その場で地域の文化や習

慣などを紹介する、そのような場を設けた集落とかにですねがんばる地域応援交付金に上乗せしてお支払いするなどの施策はできないかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

がんばる地域応援交付金に上乗せするなどの政策はできないかとの御質問でございます。現在の交付金制度は、算定基礎の自治公民館の親睦融和を目的とした事業に該当いたします。この分野に取り組んでいない自治公民館にとりましては、交付額が増加する可能性がございます。また、既に取り組んでいる自治公民館にとりましては、現行制度であると交付額はこれまでと変わらないということになります。また、上乗せの部分につきましては、ただいま御質問をお受けしたばかりでございますので、即答はできませんが、調査させていただきたいと存じます。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） 移住される方にとってはですね本当にその地域の方々と仲良くなりたい、知りたいということがあると思いますので、是非ですねそういったのが進むようにですね、そうしたら集落未加入者も減ってくると考えますので、是非ですね上乗せをしていただくように検討を要望しておきます。

それでは、移住定住には住居支援が大事になります。現在、住宅取得補助金や空き家解体補助金などがありますが、本町でも人口減少で空き家が大変増えています。そこで、新築を建てる以外で空き家対策として空き家バンクがありますが、空き家バンクの活用状況、改修費補助、利用促進に向けた取組について質問いたします。

今まで、どれぐらいの利用実績があるのか。問題点や改善点などもお答えください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

初めに、空き家バンク制度の活用状況についてでございます。まず、令和7年度の6月現在の状況でございますが、空き家16軒の登録に対して、契約成立件数ゼロ件でございます。こちらは、新年度が始まってまだ2か月半の期間での状況でございます。実績となりますが、令和6年度は、空き家34軒の登録に対して、契約成立件数が6件ございました。また、令和5年度は、空き家28軒の登録に対して、契約成立件数が5件ございました。

次に、改修費の補助といたしましては、空き家等リフォーム補助制度がございます。まず、令和7年度の6月現在の状況でございますが、申請件数が11件で、補助金見込額が1,875万5,000円でございます。実績で申しますと、令和6年度は申請件数が14件で、補助金額が1,265万円となっております。また、令和5年度は申請件数が11件で、補助金額が838万6,000円でございます。

さらに空き家の利活用促進に関する御質問でございますが、こちらは先ほど申し

上げました空き家バンク制度や補助制度を継続するとともに、その他、大崎町SDGs推進協議会、株式会社LIXIL及び鹿児島大学と共同で実施している空き家改修実証事業に取り組んでおりますので、効果を見極めたいと考えております。

以上で終わります。

○5番（児玉孝徳議員） 空き家改修の実証実験をされているとのことですが、その効果とかそういうのがわかればお答えください。

○企画政策課長（渡邊正一君） お答えいたします。

空き家改修の実証事業に対する効果の部分でございます。ただいま、本事業につきましては取組中でございまして、まだ完了をしていないというところでございます。今の見込みとしまして、今年度の9月、10月、その辺りの時期に完了できればいいのかなと思っております。なお、本事業につきましては、2つの視点からの実証実験と捉えておりまして、1つは、対象物件については上町の物件でございますけれども、ここが不動産そのものとして活用できないかという視点からの実証実験。それから、2点目に、こちらをリフォームすることによって廃材が一部出てまいりますので、そういった廃材を経済活動、例えば学術的な研究から新商品の開発に向けた取組ができないか、経済的な部分につなげられないか、そういった2つの視点からの実証実験を行っておりますので、我々も、今、進捗状況を見守っている状況でございます。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 実証実験が行われているところで、10月ぐらいになるのかということですが、しっかりとその検証をしていただいて、今後に生かせるように要望しておきます。

空き家が少なくなる、移住者が増えてですねそういったのが望ましいので、移住者が増えて人口対策となるように要望しておきます。

それでは、次の質問の高齢者福祉についてお尋ねいたします。高齢者の社会参加の促進についてですが、これは健康寿命延伸のためにボランティア活動や地域活動を促進するなど、どのようなものがあるのかお答えください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町における高齢者の社会参加の場につきましては幾つかのパターンがございますが、就労による生きがいつくりと社会参加を促すシルバー人材センターへの登録や、仲間との生きがい、健康づくり活動を中心とした老人クラブ活動、地域内での通いの場であるサロン活動、介護予防として筋力維持などを目的としたころばん体操などがございます。いずれも、住み慣れた地域で自分らしく生活していくために、そして、閉じこもり、引きこもりなどによる認知機能の低下や孤独死を抑制するた

めにも必要なものであると思っております。

そういう意味でも社会参加の促進は重要であります、そのきっかけづくりとして各種イベントを積極的に開催している団体もございます。例えば、農協の年金友の会やグラウンド協会などはグラウンドゴルフ大会を通じた社会参加の促進を、老人クラブにおいては福祉スポーツ大会などにより会員の増強活動を行いながら社会参加を促進していると言えるのではないかと考えております。

ボランティア等での支援策としましては、先ほど御説明したうちの、例えばサロン活動なども地域住民によるボランティアの一環ではないかと思ひますし、集落活動や分館活動なども地域住民が行う支援活動に当たると考えております。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） 今、いろいろな事業、サロン活動とかお答えいただきました。介護予防、健康増進のための、ただいまお答えいただいた具体的な事業内容、それから参加者の状況ですね、そして今後の展望について、どのようなお考えがあるかお答えください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

介護予防、健康増進事業への参加の状況などについての御質問でございますが、介護予防事業として町が主体的に実施、委託している事業としては、マスターズプロジェクト事業、音楽体操事業、運動器機能向上事業がございます。自主的な活動としては、町が支援しているふれあいサロン活動やころばん体操などがございます。そのほか、老人クラブなどの各種団体活動も、介護予防につながっております。

今後の展開でございますが、介護予防などの通いの場は幾つもの選択肢があってもよいと思っておりますので、今ある事業を地道に展開することで、共に支えあう共助・互助活動を進めていきたいと思っております。

また、今回、DXの推進策として健康アプリを導入予定であります、ウォーキングイベントなどを開催しながら、地域通貨と連動したポイントを付与することによる健康意識の向上を図り、自助活動としての健康増進、介護予防に努めていただきたいと考えております。

なお、活動の参加状況等の詳細につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

以上です。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） お答えいたします。

各事業の参加状況ですが、令和6年度の実績で申し上げますと、まずマスターズプロジェクト事業は、改善センターなど町内4箇所で月に1回から2回の活動を行っております、運動普及推進員による指導のもと、延べ508名の方が参加して

おります。

次に、音楽体操でございますが、毎週金曜日に老人福祉センターで実施しております。計45回の開催で、延べ314名の方が参加しております。

なお、これまで指導していただいた溝口千恵子先生が昨年お亡くなりになられたことから、現在は、これまで参加されていた方々による自主的な活動として活動されております。

次に、運動器機能向上事業は、NPO法人に委託して実施しておりますが、老人福祉センターにおいて運動器具を使った指導のもと、毎週木曜日に実施しております。延べ919名の方が参加しております。

続いて、自主的な活動につきましては、まず、ふれあいサロン活動は集落単位を基本に、地域の通いの場として町内に29箇所ございまして、実数として410名の登録がございます。ころばん体操は筋力低下による転倒リスクなどを回避するための体操を自主的に行う活動として、町内に29箇所ございまして、実数として297名の方が参加していることになっております。

そのほか、老人クラブは町内に26の単位老人クラブがあり、512名が登録されております。シルバー人材センターは、3月末時点で男性145名、女性100名の計245名の登録があり、就労による生きがいに励んでおられます。

町長からもあったように、我々としましては、一つ一つの事業に効果を求めるだけでなく、多様な通いの場を設け、参加する機会を増やすことで少しでも多くの高齢者が社会参加していただいて、そして共に支えあう共助、そして互助による活動の推進と健康アプリ導入による自助活動を推進していきたいと思っております。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） いろいろな形の活動があると思います。今後、参加者が増えるように取り組んでいってほしいと思います。

ただいまありました健康アプリですね、この前、資料をもらったんですけど、このアプリでポイントを加算して町内の業者に使えるようにということですけど、非常にいい案だと思うんですけど、これを高齢者の方が実際、どの商品に交換するために使えるのか理解できていらっしゃるのかとか、そのへんはどうでしょうか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 昨年度までもウォーキングアプリのアプリを導入しておりましたが、今言われるように、なかなか導入するまでが難しいといういろいろ御指摘もいただいております。

今回のアプリにつきましては、以前に比べるとダウンロードが容易であるということですので、一応、そういった意味では我々もいろんな方向から導入を進めたいと、場合によっては、高齢者の活動の場に職員等が出向いて導入をお手伝い

できるような形で進めていければなと思っているところです。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） 高齢者の方も簡単に使えるように指導していただきたいと思
います。

それでは、次に、見守り活動や助け合い活動など、地域コミュニティにおける高
齢者支援の現状と課題、今後の強化策についてお尋ねいたします。どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

高齢者に限らず、子育て世帯や障害を持つ方なども含め、見守り活動や助け合い
活動は地域で生活していく上で、あるいは防災の観点からも重要なことですが、核家族化や共働き、就業年齢の高齢化などにより地域住民を見守る地域の人材
は不足しているものと認識しております。

高齢者の支援についての現状と課題でございますが、食の自立支援事業の配食サ
ービスを通じた見守りのほか、介護が必要な方については介護サービスの提供によ
り何らかの見守りが提供できているのではないかと思われ、また、サロン活動やこ
ろばん体操などに参加している高齢者についても、活動の支援者、または参加者相
互に見守りや助け合い活動ができているのではないかと考えております。

しかし、介護が必要なものの、介護サービスにつなげていない方や、家族と疎
遠となった高齢者などで地域や行政との関わりを拒絶される場合は最悪の事態を迎
えるケースがあり、これが大きな課題であると考えます。

今後の強化策でございますが、現時点では具体策はございませんが、これまで同
様、分館や自治公民館長をはじめとする地域住民によるコミュニティ活動、民生委
員や地域包括支援センターなどによる高齢者の訪問活動、保健師、看護師等による
健診の受診勧奨訪問など、これまでの地道な活動を継続することで関係性を築くこ
とが重要であると考えております。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） 課題として、どこともつながっていらっしゃらない方、参加
されていらっしゃらない方があるということで、地道に訪問活動とかをしていくと
のことですが、訪問を具体的に強く進めてほしいと思います。

最後に、介護保険料の状況と、今後の高齢者数の増加に伴う社会保障費の増加へ
の対応について質問いたします。まず、現在の介護保険料は幾らになっているのか
お答えください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

介護保険料の状況でございますが、御承知のとおり、介護保険制度は3年を1期
として見直しを行っており、現在、令和6年度から8年度までの第9期を迎えてお

ります。第9期の65歳以上の第1号被保険者介護保険料につきましては、所得額などに伴いまして13段階に区分し、そのうちの第5段階を基準額として月額6,700円で設定しております。これは、介護サービス給付費の総額を見込んだ上で、高齢者数で案分した形で算定しております。

なお、令和6年度の介護保険料歳入総額は約3億2,500万円を見込んでおります。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） 今年、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となります。2025問題といわれており、介護ニーズがさらに高まると予想されております。

そこで、今後の高齢者数の増加に伴う介護保険料を含めたところの社会保障費の増加への対応についてお伺いいたします。どのようなものがあるのか、考えられるのか、課題点、その対策も含めてお答えください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町の65歳以上の人口推移を見ますと、令和3年11月の5,042人をピークに、減少傾向となっておりまして、現在5月末時点で4,903人となっております。

しかし、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に移行したことから、後期高齢者の割合が高くなっております。そのため、当面は介護サービスが必要になる方も増加傾向になると見込んでおります。

また、要介護認定の状況を見ますと、認定者数自体は横ばいではありますが、要介護の認定者数が増加傾向となっており、サービス給付費も増加傾向になると考えられます。御承知のとおり、介護保険特別会計は本人負担を除くサービス給付額に対して、その半分は保険料、残り半分は公費負担となっております。よって、サービス給付費が増加することで、介護保険料はもちろん、公費負担分も増加することになりますが、これら社会保障費の財源としましては、税金のほか、消費税を財源とする交付金などが主でございますので、給付費の抑制と財源の確保に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） 介護保険料の増加を抑制するための対策として、介護予防・重度化防止の推進のほかに、本当に必要なサービスが効率的に提供されるよう、ケアプランの最適化や、サービスの重点化を進めるなどの取組が必要になると考えますが、そのような指導などを行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

介護サービス事業の中には行政が主体的に行う介護給付適正化事業がございます。

過剰なサービス提供になっていないか、真に必要とするサービスが提供されているかを確認するため、ケアプランを点検するものですが、より効果的なケアプラン点検となるよう努めてまいりたいと思います。

また、可能な限り、在宅で元気に自分らしく生活することが理想でありますので、地域支援事業や介護予防の充実を図ることで介護サービス給付費の抑制につながるよう、併せまして努めてまいりたいと思います。

また、効果を見極めながら、必要に応じて新たな施策を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） 社会保障費の増加が見込まれるわけですので、なるべくですね増加しないようにいろいろな形で取り組んでいただくよう要望しておきます。

今後ですね、社会全体で高齢化の現状と将来を見据えて、若者の移住定住を進めるなど、持続可能な介護保険制度を構築していくための取組を要望し、私の質問を終わります。

○議長（吉原信雄議員） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。午後は、1時から再開いたします。

-----○-----
休憩 午前 11時57分
再開 午後 1時00分
-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、3番、岡元修一議員の質問を許可いたします。

○3番（岡元修一議員） 今日、私は本町の空き家対策の施策と、持続可能なイノシシ対策の強化に向けてについて質問します。

現在、全国的に空き家の増加が深刻な課題となっています。人口の減少や住宅の老朽化、また社会のニーズや産業構造の変化などに伴い、管理が行き届かない空き家が増え続けています。これにより、地域の安全や環境、さらには経済活動にも様々な影響が出始めています。とりわけ安全面においては、建物の倒壊の危険性が高まることにより、周囲の住民の方々に思わぬ被害をもたらすおそれがあります。また、長期間手入れされていない敷地ではイノシシなどの野生動物が繁殖し、衛生面での不安や景観の悪化につながり、地域の魅力低下にもなります。さらに、空き家の増加により不動産価値が下がることで、近隣の資産価値にも影響が及び、固定資産税の負担ばかりが残る一方で、自治体の対応にも限界が生じているのが現状です。こうした状況は、地域活力の低下を象徴しているともいえるのではないでしょ

うか。

このような背景を受け、国は平成26年11月27日に、空家等対策の推進に関する特別措置法を施行し、全国で本格的な空き家対策が進められています。この法律のもと、自治体が管理の行き届いていない空き家に対して、所有者への助言や指導、さらには是正命令を行うことが可能になりました。本町でも、令和6年7月に、大崎町空家等対策計画が策定され、空き家の有効活用を通じた定住人口の増加や地域活性化への期待が高まっています。

そこで、町長にお伺いします。まず、現在、本町における空き家の実態をどのように把握されており、また、どのようなリスクを認識しておられるか、町としてのお考えをお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

御質問は、本町の空き家の実態把握と危険性の認識でございます。空き家の実態把握につきましては、巡回業務や住民からの連絡・相談、役場庁内からの情報提供等を通じ、実態の把握に努めております。

また、老朽化が著しく、放置されている空き家につきましては、屋根や外壁、基礎部分等の損傷具合によっては倒壊の可能性もございますので、そのような危険性のある物件を把握した場合は、直ちに調査を実施し、所有者等への連絡・通知を行い、必要に応じて除却等の対策を講じていただいているところでございます。

以上で、答弁を終わります。

○3番（岡元修一議員） それでは、大崎町空家等対策計画の中から質問します。資料によると、平成20年の住宅数と世帯数は7,860戸、6,983世帯となっておりますが、まずは、平成20年当時の人口と最新の人口及び住宅数と世帯数をお示しくください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

平成20年4月における人口は1万5,418人、令和7年6月現在における人口は1万1,782人でございます。

また、平成20年4月における世帯数は6,970世帯、令和7年6月現在における世帯数は6,486世帯となっております。

以上です。

○3番（岡元修一議員） それでは、同じく平成20年の空き家数、空き家率は1,430戸、18.2%でしたが、最新の数字をお示しくください。

○町長（東 靖弘君） 平成20年4月以降の住宅土地統計調査に結果の公表値でございます。このため参考値となりますが、令和4年度から6年度まで行いました全棟調査の空き家調査書における空き家数は1,185件、令和7年1月1日の住宅数7,

593件に対しまして、空き家率は15.6%でございます。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） それでは、平成20年の空き家の種類別では、その他住宅といわれる、人の住んでいない住宅が1,480戸、82.5%、賃貸用210戸、14.7%となっておりますが、最新の数字をお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

令和4年度から6年度までに行いました全棟調査及びその他調査におきまして、その他住宅及び賃貸用住宅の種別についての調査を行っていないことから、詳細な数値を把握していないところでございます。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） 比べる同一基準がないのは残念です。

それでは、基本計画の理念で、空き家などの発生そのものを抑制することに重点を置いた取組を推進し、快適な住環境の保全を目指すとされていますが、具体的に取組とはどのようなものでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

空き家の発生そのものを抑制することに重点を置いた取組につきましては、まず、空き家にならないよう、住民からの御相談の際に空き家等バンク制度や移住定住向けの施策について、制度の御案内をさせていただいております。

転入者や町内転居希望者から御相談をお受けした際にも、同様に空き家情報の提供や各種補助制度の紹介などの対応を行い、空き家の利活用を推進しているところでございます。

また、活用できる家屋について、長年放置して活用できない空き家となることを防ぐため、空き家等リフォーム補助制度の御案内を行っております。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） では、問い2の、空き家整理におけるリユースの促進について質問します。

本町は、薩摩川内市の株式会社E COMM I Tと連携協定を結ばれていますが、その目的はどのようなものでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町と株式会社E COMM I Tとは、リユース品の再利用など循環型の経済活動、いわゆるサーキュラーエコノミーを推進することを目的とし、空き家のごみ問題等を含めた社会課題解決に関して包括的に連携し、実施していく協定を、令和4年6月に締結しております。

現在、一般廃棄物処理基本計画において定めるごみ減量化に向けた取組の1つと

して、粗大ごみのリユース引取りの実証を始め、陶器類や小型家電、おもちゃリユース品として有価で引取りを行っていただいております。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） それでは、その意識を空き家などにもつなげられませんか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

基本的な考え方において類似するものがございます。本町、大崎町SDGs推進協議会、鹿児島大学及び株式会社LIXILにおきまして、住宅改修における資源循環実証調査事業に関する協定を、令和6年6月に締結いたしました。本協定では、それぞれの立場で空き家の改修や解体時に発生する廃材がリユースや新しい製品設計などの経済活動につながるのではないかと、あるいは、空き家対策につながるのではないかとという観点から、上町地区にある空き家を実証調査事業として取り組んでいるところでございます。

また、本事業では、空き家を資源として定義し、建具や建材など新製品の開発・販売につなげようとする循環型の経済活動そのものではないかと認識しております。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） それでは、令和5年6月14日に、国による改正法が公布され、同年12月13日に施行されることとなった空家等対策の推進に関する特別措置法において、新たに空家等管理活用支援法人に係る制度が創設されました。

この制度の狙いは、指定により民間法人が公的立場から活用しやすい環境を整備し、空き家等対策に取り組む市町村の補完的な役割を果たしていくことにあります。

では、本町で、この新制度を活用する計画がありますか。あるとすれば、具体的にどのような民間法人と連携し、空き家対策を強化していく方針でしょうか。

○町長（東 靖弘君） 空き家等の管理及び活用に関する支援を行う法人の役割につきましては、空き家等の巡回、草刈り、清掃を行う管理支援、相続や売却の相談等を行う所有者支援、リノベーション支援や空き家等バンクへの登録を行う活用支援、行政による調査や対策の協力、補助金等の周知を行う行政支援が上げられます。

今、答弁いたしました空き家等の草刈り、清掃を行う管理支援以外の支援につきましては、現在、町職員が行っておりますので、今後、必要に応じて活用についての調査を行ってまいります。

なお、令和6年12月1日時点で国土交通省からの鹿児島県内法人の指定数はゼロ件となっております。

以上で、答弁を終わります。

○3番（岡元修一議員） 支援法人を活用した空き家管理活用の具体的なモデルとして、本町ではどのような取組が検討されていますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

具体的な検討は行っておりませんが、想定される例として上げさせていただきます。例えば空き家を改修し民泊や滞在型ツーリズムといった民泊、ゲストハウスとしての活用。また、イベントやワークショップが開催できる町の拠点づくりや、移住者の交流拠点とした交流スペースとしての活用、あるいは空き家をテレワークの拠点とし、シェアオフィス、コワーキングスペースとしての活用。また、本事業では、空き家を資源として定義し、建具や建材など新製品の開発販売につなげようとする循環型の経済活動そのものではないかと認識しております。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） 住民がこの制度を活用するための相談窓口や支援策はどのように整備される予定ですか。

○町長（東 靖弘君） まずは、本町が、一定の実績と体制のあるNPO法人等を空き家等の管理及び活用に関する支援を行う法人として指定する必要があります。

支援策につきましては、今後、本町の空き家等の状況を注視してまいります。

また、相談窓口につきましては、空家等対策計画を策定しました企画政策課でございます。

以上で終わります。

○3番（岡元修一議員） ただ、支援法人の支援については、市町村長の裁量で行うとされています。より研究していただきたいと思います。

それでは、大崎町の空き家再生では、住宅の家財処分や清掃を一般廃棄物処理業の許可を要する事業者に依頼する仕組みですが、この方法では廃棄が中心となる可能性があります。本町のリサイクル率日本一の強みを生かし、廃棄を減らし、資源を有効活用することで地域の活性化と持続可能な発展につながる独自のモデルを築くことができます。特に古物商などを補助対象業に加え、リユースの仕組みを強化することで大崎町ならではの循環型モデルを確立できます。空き家整理で発生する家具や家電、生活雑貨など、単に処分するのではなく、再販・再利用の仕組みを整えれば環境負荷の軽減や地域経済の活性化につながります。所有者も不要なものを適切価格で売却し、経済的な恩恵を受けることが可能になります。

さらに、住民が不要品を売却できる仕組みを導入すれば、持続可能な消費スタイルの定着にも貢献できます。もちろん、古物商にも、処分業者と連携し適切な処理を担うことで、責任を果たすことが求められます。この取組が定着すれば、空き家整理で廃棄物を最小限に抑え、資源が循環するまちづくりを実現できます。大崎町の強みを生かし、廃棄ではなく活用を重視したモデルを確立することで全国の空き家再生の模範となる先進的な取組へと発展できるでしょう。

それでは、最新の残置物処理の補助金活用実績は何件ですか。受けた事業者は、一般廃棄物処理業の許可を有する事業者のみでしょうか。そして、その後の住宅の活用はどのようになっていますか。

○町長（東 靖弘君） 空き家の残置された家財の撤去、処分や清掃に関する補助金は、空き家リフォーム促進補助金の補助対象としております。

清掃のみでの活用実績につきましては、令和4年度に2件、令和5年度に1件の合計3件でございます。補助金交付要綱第4条第1項第3号但し書きにおいて、清掃のみを行う場合は大崎町一般廃棄物処理業の許可を有する事業者への発注に限らないことと規定されており、3件とも産業廃棄物処理業の許可を有する事業者でございました。

また、その後の住宅の活用はどのようになっているかとの御質問でございますが、こちらは3件とも賃貸物件としての活用となっております。

以上で、答弁を終わります。

○3番（岡元修一議員） 補助金制度の目的は、廃棄ではなく、適切な処理と理解していますが、現行の枠組みではリユース・リサイクルを促進する仕組みが十分に組み込まれているでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

補助金事業で回収したごみにつきましては、基本的に廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって適切に処理することが定められておりますので、一般廃棄物処理業者への依頼の場合のみ、リユース・リサイクルが可能という考え方でございます。

空き家リフォーム補助金の目的は、空き家等の流動化を促進し、本町人口の増加と地域経済の活性化を図ることでございますので、リユース・リサイクルの促進する仕組みまで踏み込まれていない状況でございます。

以上で終わります。

○3番（岡元修一議員） 現在、補助対象となっている一般廃棄物処理業に依頼した場合、リユース可能な品目をどのように扱う仕組みになっていますか。

○町長（東 靖弘君） 一般廃棄物処理業の許可事業者へ依頼した場合は、大崎町一般廃棄物処理実施計画に基づき、一般ごみ以外は資源ごみとして中間処理施設のそおリサイクルセンターに申し込まれた後、リユースできる品目に関しましては、資源化される前に株式会社E C O M M I Tが、毎月回収し、リユースされております。

以上です。

○3番（岡元修一議員） 古物商などリユースに関わる事業者を補助対象業者に加えることで、地域の資源循環と経済活性化を促進する可能性について、行政はどのように考えていますか。

○町長（東 靖弘君） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律や、大崎町一般廃棄物処理実施計画との関係性がございますので、しっかりと法令を確認し、関係各所と丁寧かつ十分な協議の上、判断させていただきたいと考えております。

以上です。

○3番（岡元修一議員） 大崎町独自のリサイクル型空き家再生モデルを構築し、他地域の模範となる形で推進する可能性について、行政としてどのように考えていますか。

○町長（東 靖弘君） 現在は考えていないところです。本町においても、空き家の利活用は課題の1つとして認識しており、今後の人口減少や地域資源の有効活用に拠点から、空き家を地域の資源として位置づける取組は、先ほどの答弁で申しましたように、町独自の形で既に実証事業の形で着手中でございます。

なお、御質問の、リサイクル型空き家再生モデルにつきましては、現時点では制度設計や民間等との協力体制の構築など、時間的コストが多分にかかり、着手する段階には至っておりません。まずは、既に協力関係を築いている鹿児島大学、株式会社LIXIL、SDGs推進協議会との実証事業を通じて、町内での理解や関心を高めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） 流れについては理解しましたが、1つ疑問があります。ECOMMIT社が、価値があると判断して有償で引き取った品物について、それが一般廃棄物処理業の事業者により残置物処分の見積り段階において相殺分として正確に反映されているのか。そして、最終的に町民の利益と確実に結びついているのかが気にかかります。このことは、またいろいろ調べてみたいとも思います。

では、問い3の、空き家を活用した子育て世代の住宅支給について質問します。増え続ける空き家を活用し、子育て世代に手頃な住まいを提供することも重要です。新築住宅の価格高騰により、若い世代の住宅取得は大きな負担となっています。

そこで、新築と同等の補助制度に加え、空き家リノベーションを支援する仕組みを導入することで低コストの快適な住まいを確保し、暮らしのゆとりを生み出すことができます。この取組は、住まいの費用負担を軽減し、教育、趣味、家族との時間など、より豊かな生活へとつながります。また、地域に根付いた暮らしを促進し、大崎町ならではの空き家再生モデルを発展させることで、環境保護と地域経済の活性化を同時に推進することが可能です。持続可能な未来に向け、空き家を活用した住宅支援を充実させることで大崎町独自の魅力あるまちづくりへとつなげていけるでしょう。

では、現在の空き家活用施策は、子育て世代への住宅供給をどの程度考慮されて

いますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町が取り組んでおります空き家に対する補助事業としましては、空き家リフォーム補助事業と空き家除却推進事業がございますが、どちらも子育て世帯に特化して実施しているものではございません。

○3番（岡元修一議員） 新築住宅向けの補助制度と比較して、空き家リノベーションを支援する制度の拡充について検討する余地はありますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

定住住宅取得補助事業につきましては、子育て世代に最大100万円の加算がございます。しかしながら、空き家対策の補助事業に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、子育て世代に対する加算等は設けられていないところでございます。本町におきましては、保健福祉、教育分野で各種補助、給付事業を行っており、子育て支援に対する制度は充実していると認識しております。

また、令和7年度から、空き家リフォーム補助事業につきましても補助額の上限を100万円から200万円に拡充したばかりでございますので、新たな拡充につきましては、直ちに検討の対象としくいと考えております。今後も、空き家対策、子育て施策も含め、総合的な対応に努めてまいります。

以上です。

○3番（岡元修一議員） 空き家リノベーションにより住宅供給が今後進んだ場合、移住促進や地域経済への影響について、試算や分析は行われていますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

住宅供給が進んだ場合についての御質問でございますので、限定的な答弁になることを御了承いただきたいと思っております。現に実施している空き家リフォーム補助事業につきましては、平成26年度から令和6年度までに75件の申請があり、リフォームの経費、約1億7,032万6,000円に対し、4,463万3,000円を補助しております。このため、補助金額に相当する4,463万3,000円分が対象者の負担軽減された金額に相当するため、他のサービス費への活用など、地域経済への効果はあったものと考えております。

また、町内業者による工事の施工が補助金の要件となっておりますので、町内業者に対する波及効果があったものと認識しております。

将来的にも住宅の供給戸数や規模、申請者の人数、または補助金額の大小に応じて試算は容易ではございませんが、同じような考え方が成り立つのではないかと考えております。

以上です。

○3番（岡元修一議員） これが他の自治体で成功した子育て世代向けの空き家活用事例があれば、参考にする気持ちはありますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

他市町村での成功実績に基づいた施策であれば、ある程度の再現性がございませので、参考にしたいと考えております。ただし、人口規模や地理的条件といった本町の事情に合わせ、他市町村がなぜ成功したのか、理由を分析し取り組む必要があると考えております。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） 中古住宅取得は決して見劣りする暮らし方ではありません。それどころか、賢い暮らし方であると思います。もし、子育て世代が中古住宅を取得すれば、20年は空き家解消になる可能性もあります。メリットを伝えつつ、さらなる支援を検討してください。

では、問い4の、空き家の公共活用による地域資源化について質問します。空き家活用的手段として、地元住民へ積極的に利活用を働きかける方法も考えるべきです。セカンドハウスとして創作活動の場や、カフェや地元食堂やレストランの開設、老朽化した公民館の代替施設としての活用、災害時の一次避難所としての利用、備蓄品の保管庫としての活用などが考えられます。

では、地域内で公民館からの住み替えが必要になった際、空き家を公共施設として活用する可能性について検討していますか。

○町長（東 靖弘君） 本町におきまして、空き家の利活用は重要なテーマであり、地域資源としての有効活用の観点から、今後のまちづくりに生かせる可能性は大きいと認識しております。

現時点では、空き家を公共の公民館として活用する検討はしていないところでございます。なお、参考までに、本町では、過去、城内地区の空き家であった物件を御厚意で寄附いただき、現在、公共の教育支援施設「なないろキャンパス」として活用している事例がございます。

以上です。

○3番（岡元修一議員） 地域の防災計画に空き家活用を組み込む可能性について、行政としてはどのように考えていますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

地域防災計画における空き家の活用可能性につきましては、住民の皆様の安全と安心を確保する上で重要な提言であると認識しております。近年、大規模な災害が頻発し、その対策は喫緊の課題であり、従来の避難態勢に加え、多様な選択肢を確保することが求められております。本町では、これまでも災害対策基本法に基づき

地域防災計画を着実に推進し、防災拠点としての機能を持つ施設や備蓄品の確保、さらには情報伝達のためのSNS活用など、多角的な取組を進めてまいりました。

しかしながら、高齢化の進展や人口減少といった社会構造の変化を鑑みますと、災害時にすべての方々が安全に避難できるよう、既存の施設だけに頼らない新たな対応策を模索していく必要があると考えております。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） 災害時の一時避難所や備蓄施設としての活用として、空き家を活用するための条件や支援策はありますか。

○町長（東 靖弘君） 本町では、災害時に備え、既存の学校体育館やジャパンアスリートトレーニングセンター大隅など19箇所を一時避難所として指定しております。

しかしながら、すべての避難所に避難者用の備品がストックされているわけではなく、非常食や資機材の大部分は本庁舎、菱田分団詰所、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅、野方改善センターといった主要な施設に保管されており、災害時にはそこから各避難所へ運搬する体制を取っているのが現状でございます。

空き家を災害時の機能として活用することは、避難スペースの確保や物資の備蓄場所として地域における防災力の向上につながるものと認識しております。

しかし、そのためには耐震性や安全性といった施設としての条件整備や、支援対策の検討が不可欠でございます。現在のところ、災害時における空き家の活用に関する条例や支援策はございませんが、今後の災害対策の充実に向け、有識者や地域住民の方々との協議を通じて、空き家の持つ潜在的な可能性について調査・研究を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○3番（岡元修一議員） 是非、あらゆる可能性を考慮してください。

では、問い5の、循環型資源モデルの構築と行政の役割について質問します。行政がリユース品の販売拠点づくりを支援することは重要です。拠点を設けることで、空き家整理や不要品の廃棄を減らし、再利用の機会を提供できます。これにより町全体の廃棄物削減と環境負荷の軽減が期待されます。地元の古物商やリサイクル事業者と連携すればリユース品の流通が促進され、地域経済の活性化につながります。

補助金制度と組み合わせることで業者の参入を促し、資源循環を生み出すことも可能です。また、販売拠点は単なる店舗ではなく、住民同士が交流する場にもなります。不要品の持込みや購入を通じて人と人とのつながり、地域の絆が深まるでしょう。大崎町のリサイクル文化としてブランディングすれば、持続可能な消費に関心のある人々の来訪を促し、町の知名度向上にも貢献できます。リユース品の販売拠点は、環境、経済、社会の両面から大きなメリットをもたらす、大崎町独自の循

環型モデルを強化する重要な要素となるでしょう。

では、地元の古物商やリサイクル業者との連携を強化し、販売拠点を設けるための具体的な施策を検討する余地はありますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

先ほどの答弁と重複する部分がございますが、大崎町SDGs推進協議会、鹿児島大学及び株式会社LIXILと、空き家の改修や解体時に発生する廃材に関して、建材メーカーがリユースや製品設計の在り方について資源の循環を前提とした取組を行っております。産学官が連携して空き家そのものを資源として捉えるこの事業を、大崎町ならではの循環型経済モデルとして構築できる可能性がございます。

今後も、各事業において、これまでの町民の皆様と協力しながら培ってまいりました資源循環の視点を生かしてまいりたいと存じます。

○3番（岡元修一議員） 空き家や不要品を活用したリユース品販売拠点の設置を進めるために、自治体として補助金や支援を提供する可能性はありますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

現在、年2回程度、夏期と冬期で役場のロビーを開放し、衣類を中心に200点以上のリユース品を無償で譲渡する取組を実施しております。地元企業の協力のもと、今後、粗大ごみやおもちゃなどのうち、回収後、利用できるものはそおりサイクルセンターで販売できる仕組みの構築を行ってまいります。

以上です。

○3番（岡元修一議員） 大崎町のリサイクル文化としてブランド化し、観光誘致や持続可能な消費スタイルの促進に活用する構想はありませんか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町の一般廃棄物処理基本計画においては、ごみを処理する時代から利用する社会の構築を目指し、資源の有効利用を推進することを基本理念に掲げており、推進しております。

ブランド化や観光誘致に関しましては、リサイクルに特化したPRだけでなく、大崎町の食や自然、スポーツ、歴史など、あらゆる地域資源をPRできるよう包括的な大崎ブランドの推進を目指し、交流人口の拡大に努めてまいります。

以上で終わります。

○3番（岡元修一議員） では、問い6の、空き家バンクの有効的活用について質問します。本町の広報活動において、空き家等対策をどのように情報発信しようとしていますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

町ホームページにおきまして、空き家等バンクに登録されている物件について掲

載し、移住者や町内居住者に対する情報発信に取り組んでおります。また、ホームページだけでなく、情報誌やフリーペーパー等に本町の分譲地情報や補助金制度を掲載することで、媒体を変えた情報発信にも取り組んでおります。

以上で終わります。

○3番（岡元修一議員） では、空き家が対象となるすべての補助金と内容をお示しく
ださい。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

まずは、空き家等リフォーム補助金がございます。こちらは、空き家の流動化の促進による人口増加と地域経済の活性化を目的とする補助制度で、2か月以上居住していない空き家の改修費用について、補助率2分の1で最大200万円まで補助する制度でございます。

次に、空き家除却推進事業補助金がございます。管理不全な空き家の発生を未然に防ぎ、安全で快適な住環境を実現することを目的とする補助制度で、昭和56年5月31日以前に構築された、1年以上使用のない空き家を除却する費用について補助率2分の1または3分の2で最大100万円まで補助する制度でございます。

以上で、答弁を終わります。

○3番（岡元修一議員） 今の空き家バンクの掲載の形は、書式はいつからですか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

御質問は、空き家等バンク制度のホームページにおける外観的なレイアウト、見せ方についての御質問と理解しております。空き家等バンク制度は平成24年4月1日から開始しておりますので、ホームページの外観、レイアウト等も同時期でございます。

なお、開始からこれまで、一部レイアウトの変更を行っている部分もございます。

以上で終わります。

○3番（岡元修一議員） 私としては、最低100件以上掲載を目標として思ったのは、今の形では本町から積極的に物件情報を得ようとは思いませんでした。特に大崎町を知らない県外からの移住を考えている人からは、なおさらだと思います。大崎町を知らない県外からの移住希望者に向けて、空き家バンクの情報をより魅力的に発信するための工夫はありますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

空き家等バンク制度におけるレイアウト、見せ方につきましては、利用者、登録者から、特に御不満等の御意見はいただいておりませんが、より魅力的に発信するための工夫につきましては必要であると認識しております。

例えば写真の充実や周辺施設の情報、地図の掲載、LINEやチャットなどの導

入といった、本町に人を呼び込む入り口として魅力的なものにしていくことは重要ではないかと考えております。利用者目線での改善案をいただきながら、魅力的な発信について研究させていただきたいと存じます。

以上で、答弁を終わります。

○3番（岡元修一議員） 私も広報広聴委員として、議会だよりの紙面づくりでは視覚的な情報提供が非常に重要です。空き家バンクも1ページに各棟の写真を掲載し、クリックでさらに多くの画像や詳細な物件情報を表示する仕組みを導入すれば、読者にとって魅力的でわかりやすい内容になります。

また、残置物処分を進め、写真にはすぐ住める状態の画像を含めることで物件の価値を高めることができます。居住イメージを伝えることで安心感を与え、閲覧者の関心を引く効果も期待できます。こうした工夫により情報の見やすさと理解しやすさが向上し、より効果的な紙面作りが実現できるでしょう。

さらに、先ほどの空き家関連の補助制度を最初のページに掲載し、読者の目に止まりやすいようにすることで活用を促進できます。視覚的な工夫を取り入れ、大崎町ならではの空き家再生の魅力を伝えることは大事です。

では、空き家バンクの情報を提供する際に、物件の魅力を視覚的に伝えるための基準やガイドラインはありますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

基準やガイドラインは特に設けておりません。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） 空き家関連の補助制度を広報する際、掲載方法の工夫を行う考えはありますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

各種補助制度を広く住民の皆様に御活用いただくためには、わかりやすく見やすい形での情報発信が重要であると認識しております。これまでもホームページや広報誌、窓口でのチラシ配布などで周知を行ってまいりましたが、先ほどの答弁と併せて研究させていただきたいと存じます。

以上です。

○3番（岡元修一議員） 1ページ目から写真を掲載し、クリック後に詳細情報を表示する仕組みを導入することについて、町長はどのように考えていますか。

○町長（東 靖弘君） 視覚的には大変有効ではないかと考えております。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） 近隣自治体では、固定資産税納税通知書に空き家関連の補助金案内を同封しています。本町では、固定資産税係からのお知らせのみです。固定

資産税には空き家や空き地が含まれることもあり、町民への積極的な活用推進策として同様の取組を検討する価値があると思います。

また、空き家バンクの活用を促すため、掲載期限を3年とし、契約時期までに応じた祝い金制度を導入することで早期売却を促進できます。例えば掲載後1年以内の契約で2万円、2年以内なら1万円、3年目はなしとすることで所有者の売却意欲を高め、流通の活性化につながります。もちろん、3万、2万、1万などと金額設定の調整も歓迎です。さらに、定期的な物件情報の更新を促し、空き家バンクの魅力を維持する工夫も重要です。2回目以降の掲載に関しては、さらなる改善策を検討し、より効果的な空き家活用を進めることが期待されます。現在の空き家バンクの利用状況をどのように評価していますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

空き家等バンク制度は、本町における空き家の有効活用や移住定住の促進を目的に運用しております。令和元年度から数えますと、現在までは165件の物件登録、及び46件の成約に結びついた実績がございます。制度の目的に添った形で運営できているとの認識でございます。

以上で終わります。

○3番（岡元修一議員） 空き家対策計画に書かれている居住可能家屋が470棟、補修すれば可能な家屋195棟に対して、令和元年からの登録数は165件、契約は46件、様々な事情があるとはいえ、まだ検討の余地はかなりあると思います。

それでは、物件情報の更新頻度や成約率を高めるための課題は何でしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

空き家の所有者の中には、将来使うかもしれない、親族間で話がまとまっていない、個人の所有物が残されているため、他人に貸すのは不安といった理由から登録を迷われる方がおります。

また、登録された物件の多くは、老朽化が進んでおり、ニーズとマッチしない事情がございます。そのような課題を解決することではないかと考えております。

また、空き家所有者への働きかけや物件情報の見せ方の工夫のほか、各種補助制度と連動して周知を図るなど、制度の有効性を高める取組が必要であると認識しております。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） 行政として、空き家所有者が空き家バンクを活用する際にどのようなサポートを提供していますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

空き家等バンク制度は、あくまでも情報提供の場であることから、登録者と利用

者をつなぐ役割を行っております。

以上です。

○3番（岡元修一議員） 空き家バンクに掲載される物件の平均成約期間はどの程度ですか。過去のデータなどを参考に、空き家バンク購入希望者の関心を高めるために、1回目の掲載期間を3年とすることの妥当性をどう考えますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

制約がなされる物件につきましては、掲載後一月以内が多くございますが、成約に係る平均は10か月程度でございます。

また、掲載期間につきましては、要項におきまして2年間と規定し、希望すれば再登録ができる制度でございます。掲載期間が2年または3年、どちらにせよ、再登録の上、掲載期間の延長ができますので、妥当であると認識しております。

○3番（岡元修一議員） 本町の空き家バンクは、不動産情報の掲載のみを行い、売買契約や交渉、現地確認は当事者間で進める仕組みですが、こうした対応では売りたい、貸したい側と買いたい、借りたい側の円滑なマッチングが難しく、交渉の進展を妨げることがあります。この課題を解決し、より効果的な空き家活用を促進するためには、役場内に専任者を配置し、情報の橋渡し役として機能させることが重要です。専任者が住民や関連業者との調整を行うことで、情報伝達がスムーズになり、空き家の売却や賃貸の成立が加速するでしょう。

こういった仕組みを導入することで、空き家の流通が活性化し、より多くの人が活用できるまちづくりへとつながることが期待されます。空き家バンクに掲載された物件の成約率や、成約までの平均時間に関するデータはありますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

空き家バンクに掲載された物件の成約率につきましては、約28%。成約までの平均期間につきましては、繰り返しになりますが、約10か月でございます。

以上です。

○3番（岡元修一議員） 売りたい、貸したい側と買いたい、借りたい側のマッチングが円滑に進まない主な要因について、行政はどのように認識していますか。

○町長（東 靖弘君） 繰り返しの答弁となりますが、登録された物件の多くは老朽化が進んでおり、移住者や賃貸を希望される方々とのニーズとマッチしないことが要因であると認識しております。

○3番（岡元修一議員） 空き家バンク利用者からの交渉契約の進め方に関する相談件数や、具体的な課題について、行政は把握していますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

特に相談をいただいたことはございません。本制度では、登録者と利用希望者と

の空き家に関する交渉並びに売買及び賃貸借の契約については、一切これに関与しないものとする規定しておりますので、お問い合わせがあった際はこの旨をお答えしている状況でございます。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） 役場内に専任者を配置し、相談窓口として機能させることで効果をどのように考えますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

対応の迅速化や住民サービスの向上につながる御提案をいただき、ありがとうございます。専任者を役場内に置くことにつきましては、不動産業の民間事業者への民業圧迫と捉えられるおそれが、宅地建物取引業法において契約や重要事項の説明は有資格者しか行えないため、これまでと同様、民間事業者と連携した空き家バンク制度の活用が望ましいと考えております。

以上です。

○3番（岡元修一議員） もちろん法に触れることはできませんが、サポートセンターと位置づけて、空き家等情報登録業にされている情報や、その地域の様子を口頭で伝えたり、面会時の仲介などは可能だと思います。百聞は一見にしかずといいますが、百聞伝えることも大事です。また、これから空き家管理活用支援法人に係る制度にも対応は必要になってきます。

それでは、今後に向けた町長の考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） 空き家対策は人口減少社会において避けて通ることができない重要課題であると認識しております。空き家等バンク制度につきましても、家財道具の廃棄等について補助事業の活用を促すなど、登録促進に向けた取組や物件写真等の充実、親しみやすいレイアウトを研究するなど、本町に関心を寄せるための情報発信、民間事業者との連携、本町の実情に合った形での制度改善を図りながら、空き家活用の仕組みづくりに取り組んでまいります。

以上で、答弁を終わります。

○3番（岡元修一議員） よろしく対応をお願いします。

では、次の質問に移ります。

近年、イノシシの生息数が急増し、農産物への被害が深刻化しています。今日、私が一般質問をするのをイノシシが知ってか知らずか、夕べ、うちの庭に現れて、散々荒らして去っていきました。さらに、住民への危険、こういうことで住民への危害も懸念される状況が生じており、敷地内への出没が頻発しています。従来の方策では十分な効果が得られる、地域社会にとっての喫緊の課題となっています。この問題に対処するために、有害駆除補助金の拡充が求められています。現在は駆除

期間に限られた補助制度が導入されていますが、狩猟期間中もイノシシの個体数は増加し続けています。そのため、狩猟期間も同等の補助対象とすることで、より柔軟かつ効果的な対策が可能となります。

実際に駆除を行っている方によると、夏場の山は体力的にも厳しい、潜んでいると思っても山奥まで入りたくない、狩猟時期のほうが動きやすいとの声があります。一方、イノシシの発情時期も12月から2月にかけて、この時期には雄は特に雌を探して行動範囲を広げ、活動性が高まります。このような実情を踏まえれば、狩猟期間も同等の補助対象に含めることで、より効率的な対策を講じることができます。

また、増え続ける害獣に対して、全然、予算内では限定的な支援に留まると考えられます。年間を通じて安定した支援体制に移行することで、持続可能なイノシシの対策を実現できます。特に設置数的有益から捕獲率の高いくりワナへの補助を拡大することで、効果的な駆除活動を支援し、農作業被害の軽減を図ることが重要です。地域の安全と農業の持続可能を守るために、より実効性の高い補助制度への導入が必要不可欠です。この対策は、まさに先手必勝の姿勢で臨むべき課題であると考えます。

では、近年の猟友会別の捕獲数をお示しください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

過去3か年分の猟友会別の捕獲数についてですが、大崎町猟友会が、令和4年度は成獣が29頭、幼獣が7頭、令和5年度は成獣が52頭、幼獣が7頭、令和6年度は成獣が50頭、幼獣が4頭となっております。

次に、野方猟友会についてですが、令和4年度は成獣が109頭、幼獣が12頭、令和5年度は成獣が77頭、幼獣が32頭、令和6年度は成獣が62頭、幼獣が45頭となっております。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） 増え続けると思われるイノシシに対しての捕獲数を聞くと、対応には限界があると感じます。

それでは、農畜産業の被害額はどのようになっていますか。

○農林振興課長（鎌田洋一君） お答えいたします。

イノシシによる農産物の被害につきましては、令和6年度についてであります。稲が被害面積33アール、被害量が1,620キロ、被害金額が39万5,000円となっております。芋類が被害面積83アール、被害量が2,276キロ、被害金額が112万5,000円となっております。飼料作物ですが、被害面積が25アール、被害量が6,219キロ、被害金額は10万6,000円となっております。

以上です。

○3番（岡元修一議員） 前回質問したときに示された令和5年度の実績より、この6年度は芋類の被害が倍増しているのがとても危惧されます。

それでは、現在の駆除補助金の支援対象と条件について詳細をお示しください。

○農林振興課長（鎌田洋一君） それでは、お答えいたします。

毎年3月に行われます、大隅森林管理署や鹿児島県警察署、地元猟友会などの関係機関で構成されます大崎町鳥獣被害防止捕獲対策協議会におきまして、協議決定される有害鳥獣捕獲計画に登録された鳥獣が駆除対象となります。

補助金の支給条件としましては、前提として、まず、役場から毎月、有害鳥獣捕獲従事者に対しまして有害鳥獣捕獲計画に基づく鳥獣捕獲事業指示書を交付しておりますので、その指示書内容に記載された鳥獣が対象となり、銃器の使用及びワナの設置が可能となります。

また、捕獲された場合の確認方法についてですが、国の捕獲マニュアルに準じまして、証拠写真や部位切断などの証拠物の提出方法などをまとめた大崎町有害鳥獣捕獲事業におけるマニュアルに基づきまして、適切な報告がなされた場合につきまして捕獲駆除補助金の支給対象としているところでございます。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） それでは、私が一番願うところの狩猟期間に限定的な支援を行うのではなく、年間を通じて安定した支援体制の移行を検討する可能性はありますか。

○町長（東 靖弘君） 狩猟期間内でのイノシシ捕獲について支援できないかとの御質問だと受け止めました。

鹿児島県では第二種特定鳥獣管理計画に基づき、通常の狩猟期間である11月15日から2月15日までを、一部の市町村を除き、11月1日から3月15日までと狩猟期間が延長されており、本町も延長対象地域となっているところでございます。

お尋ねの、年間を通じた有害鳥獣の捕獲支援についてですが、現在、狩猟期間中に捕獲した場合については、被害が出そうな地域、または被害が出た地域での捕獲を対象に、予算の範囲内で町単独での補助をしているところでありますが、国や県などに支援ができないか、また、近隣市町の状況や猟友会とも協議をしてみたいと思います。

以上です。

○3番（岡元修一議員） 自治体が支援制度について考える中に、狩猟期間は町内外、仮に受けるということがあると思います。しかし、ワナの免許を持った会員の中には駆除を主な目的として、町内設置のみで足りる方もいらっしゃると思います。何

か確約が取れれば狩猟期間でも支援することができるのではないのでしょうか。農業の健全化や地域の安全のために、是非前向きに検討していただきたいと願います。

それでは、捕獲確率の高いとされるくくりワナの設置拡大及び新規会員の獲得のために、補助金の新設や技術支援を強化する計画はありますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

有害鳥獣捕獲には、銃器による駆除とワナによる捕獲がありますが、くくりワナについては後者のワナによる捕獲に該当いたします。現在、猟友会員41名のうち、29名の方がワナの免許保有者であります。岡元議員が言われるように、くくりワナのほうが捕獲率がよいという会員の声も聞きますが、設置に関してはワナを仕掛ける現場の状況によってワナの種類を替えていかなければならないと思います。特にくくりワナについては設置に関して、丈夫な木の幹などの支柱が近くにあることが重要で、また、捕獲した際にイノシシは必死に逃げようとしますので、設置箇所周辺はより荒らされることとなります。現時点においては、ワナの設置方法については会員の判断に委ねているところであります。

また、新規会員の獲得のための補助金等については、狩猟免許取得に関しての事前講習会の受講者に対して5,000円の助成をしているところでございます。

捕獲等に対する技術支援については、現時点での計画はありませんが、県などの関係機関に相談してまいりたいと思います。

以上です。

○3番（岡元修一議員） 今後、地域の猟友会や専門業者との連携を強化し、より効果的な駆除体制を構築する予定はありますか。

○農林振興課長（鎌田洋一君） お答えいたします。

地域の猟友会などとの連携強化など、より効果的な駆除体制を構築する予定はとのお尋ねでございますが、今年度から大崎町猟友会及び野方猟友会から4名ずつ会員を推薦いただきまして、より有害鳥獣捕獲に特化した大崎町鳥獣被害対策実施隊を本年度の4月14日に実施隊として委嘱をしまして、活動していただいているところでございます。

現在、町民の方からの駆除依頼等に対して迅速に対応していただいている状況でございます。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） この問題は、最初に述べましたとおり、先手必勝の姿勢で挑むべき課題であると考えます。今後も、対応の強化をよろしく願います。

終わります。

○議長（吉原信雄議員） ここで、暫時休憩いたします。2時15分から再開いたしま

す。

-----○-----

休憩 午後2時05分

再開 午後2時15分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、9番、中倉広文議員の質問を許可いたします。

○9番（中倉広文議員） 私は、今回、3件の質問をいたします。

まず、町長選挙への所見を問うについてお聞きします。本年12月20日の任期満了に伴う本町町長選挙について、本町の町長としての出处進退が個人的にも気になるところですが、本町住民の関心事として大きな話題の1つであることはいうまでもありません。

そこで、今回、現在6期目の任期も残り半年ほどとなりました東町長に対して、今後、実施が予定されている本町町長選挙に対する現時点での所見を伺い、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

私は、平成13年12月21日、第20代大崎町長に就任いたしました。57歳のときでした。あれから24年の歳月が経過し、この6月、私は81歳になりました。この24年間、健康であることを常に心がけ、早朝のウォーキングに努め、比較的健康で、農林水産業や商工業等の振興、子育てや教育環境の充実、高齢者や障害者の保健福祉の増進、移住定住対策、ふるさと納税の推進など多岐にわたる業務を遂行し、一定の成果を上げることができたように思います。これも、ひとえに町民の皆様の御支援と御協力、議案審議などにおいて切磋琢磨して議論を交わし、住民福祉の増進に御尽力いただいた議会の皆様、財源が乏しい時代、厳しい行財政改革を行い、信頼と絆、共生協働の活力あるまちづくりを目指し、多岐にわたる行政施策の推進に積極的に取り組み、私を支えてくれた職員のおかげであり、心からお礼申し上げます。

御質問は、次期町長選挙について所見を問うでございます。令和3年12月21日にスタートした6期目の任期も、残すところ6か月になってまいりました。6期目半ば頃から、次の町長選挙に向かって考えたことは出处進退、つまり我が身の振り方でした。長年にわたって町政に携わってきたことから、まだまだやれるという自負心、一方では80歳代になり、健康を過信してはならないと自らを戒めるなど、自問自答してきました。

結論として、次期町長選には出馬しないことを決意しました。少子化、高齢化、

人口減少社会の中で、この大崎町をよりよく発展させていくためには、大きな変革も伴います。未来の輝かしい大崎町を築いていく意欲を持った人に、大崎町の発展を託したいと思います。

また、これからも誠心誠意、町政の発展に努めながら任期を終えたいと思います。ありがとうございました。

○9番（中倉広文議員） 次期町長選に出馬をしないと決意をしましたということでした。本町の町長として6期、間もなく24年が経とうとするんですけども、私が知り得る限り、本町始まって以来の長きわたる本町のかじ取りを努められ、これまで様々な施策、事業を展開してこられたところでございます。行政執行の根底には、町長の各選挙ごとの選挙公約とございますか、そういったもの、時代の流れとか、あるいは住民の皆さんのニーズとかしっかりと捉えられて掲げられた町長自身の選挙公約があられたかと思えます。まだまだ6期目の任期途中ではございますけども、町長がこれまで掲げられた公約の実現度はどのように感じておられるか。各期ごとというわけにはいきません、総括で構いませんので、町長が今感じていらっしゃる所管を示していただければと思います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

私は町長選挙に当たり、まちづくりへの挑戦、一隅の照を基本理念に掲げ、平成13年12月21日、町長の職務に就きました。1期目から2期目にかけては政府の三位一体の改革の方針に基づき、町立保育所の民間移管や市町村合併問題、さらには中学校の統合問題など、協議を要することも多く、公約の推進はなかなか厳しい局面がありました。

その中でよかったと思ったことは、金型企業や地元企業の立地を生かした雇用促進が図られたこと、小中学校の教育施設の整備が実施できたことであります。

3期目から4期目にかけては、口蹄疫の発生による、昼夜を問わず車両消毒作業への対応や、せり市の延期、価格下落など、本町の農業、畜産に大きな影響がありました。大崎救急分駐所の開設、東日本大震災への職員派遣、標高柱・標高表示板の設置による防災・減災対策、大崎中学校の大規模改修による学舎の整備と新制大崎中学校のスタート。平成24年に小学6年生、平成26年に中学3年、平成28年に高校3年生と、段階的に医療費の無償化を拡充いたしました。

また、野方インターチェンジの供用開始と、道の駅野方あらさのの開設、特定優良住宅シャーム文化通の供用開始といったものを住民の皆様と協力しながら実現してきました。

また、5期目から6期目にかけては、リサイクル未来創生奨学金制度の創設、全小中学校への空調設備の導入、定住化促進、農業生産基盤の整備、鳥獣被害対策、

ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅のオープン、農業公社やスポーツ観光おおさきの設立、高校生の路線バス定期券購入補助や免許証返納者等に対するタクシー利用券の交付、学校給食費全額無償化など実現してきました。

資源リサイクル、SDGs、ふるさと納税、スポーツを観光の核とした未来へつながるまちづくり、稼ぐ自治体づくり、移住定住など、6期24年にわたり公約の実現に努めてまいりました。

就任当初は財政基盤も弱く、職員提案による施策など、なかなか実現できずに職員に申し訳ないという思いから苦しい時期が長く続きました。この厳しい状況を解消するため、平成27年度からふるさと納税制度に挑戦することを決意し、農林水産業や商工漁業者、PR関係事業者などの連携のもと取り組み、現在に至るまで安定した財源が確保でき、公約の推進のほか、公約以外の子育てや学校環境の整備や高齢者福祉の推進などで活用できるようになりました。

6期24年という長い期間の中で、100%ではありませんが、おおむね実現することができたように思います。

以上でございます。

○9番（中倉広文議員） 合併問題とか中学統合、振り返れば本当にいろんなことがあったなと私自身も思うところでございます。国による三位一体改革がございました、行財政改革ですね。本町財政もなかなか不透明な時期もあって、皆さん本当に必死になって、住民の皆さんの理解を得ながら頑張ってきた経緯もあったかと思えます。おおむね実現してきたという町長の感想でございます。

そのほか、私が把握しきれないいろんな思い、感情があるのかと思いますが、1つ気がかりなことは、毎年、町長の施政方針に基づいて、本町は様々な施策、住民サービスが行われております。今期をもって御勇退ということで答弁がございましたが、今現在進められている本町の新規事業、あるいはサービス、それから、これからまた着手しようとしている跡地問題も、まだこれからございますけれども、そういった事業等について、本年末の任期満了までにその目的がかなえられない場合の対応について、この後、質問で私もいろいろ提案をしますけれども、志半ばで御勇退ということもなきにしもあらずかなと思えますが、町長が替わることになれば、もちろん新たな町長の考え、方針に基づいて行政は執行されるんでしょうが、東町長が進めてこられた、あるいは進めようとしている本町の事業、住民サービスなどの継続性の面も含めて、今後どのように考えているかお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

現在、議会へ提案している旧菱田中学校跡地利用の議案と、旧大崎第一中学校跡地利用の議案の2件がございます。旧大崎第一中学校跡地利用の件については、担

当課において地元説明会を終えておりますが、旧菱田中学校跡地利用については明日午後6時30分から、地元の参加者への説明会を行うこととなっております。それを通して、現在上程しております2件とも、議会の議決を待っているという状況でございます。

また、開業医募集のための医療確保プロジェクトがあります。応募期間を6月9日から7月18日までに設定し、応募待ちの状況です。応募があり、決定した場合でも、事業継続になってまいりと思います。

そのほか、現在も継続している北海道東川町や鹿児島大学、慶應義塾大学との連携協定に基づく交流や事業、台湾との教育交流、バリ州と締結した都市間連携協定を通じた国際貢献、そして、国内外から高い評価をいただき、本町の1つの文化にもなりつつあるリサイクルを通じたまちづくり、あるいはSDGs推進協議会や衛生自治会との連携、まだまだあると思いますが、こうした事業を継続していったほしいなという思いがあります。

そして、今後の本町の課題としては、子どもたちの誰もが、障害の有無にかかわらず分け隔てなく遊ぶことのできるインクルーシブ公園の整備や、くにの松原のプールや中央運動公園の再整備、中央公民館の改築といった大きなものがございます。これらは、次を担う方に引き継いでいってほしいなという気持ちを抱いているところでございます。

以上でございます。

○9番（中倉広文議員） 色々説明をいただきました。町長のカラーで進められてきた様々な施策や、今後の課題も幾つか示されましたが、これ以上深掘りはしません。まだまだ任期途中でございますので、これからも本町行政のかじ取り役として、もちろん体調には十分に御留意いただいて、全力で邁進されますことをお願いを申し上げます。

次に、大項目2点目に入ります。文化財の保護と活用について。本町にある様々な文化財について、その管理、保護の考え方や取組、また活用の方法について幾つか確認をしたいと思います。

本町には横瀬古墳をはじめ、数多くの歴史的な史跡などの文化財が数多くあります。現在の本町にとって、その歴史の土台を築き上げ、これまでつないできた重要な証拠の品でもありますが、それら数々の文化財に対しても、私たちは敬意と感謝の気持ちが必要なのではと感じているところです。

そこでお伺いします。基本的には文化財保護法などに基づいて、それぞれ対応がなされていると思いますが、本町にとってとても大切な文化財、その文化財についてそれらの管理、保護と活用、住民への周知、また、町内を問わず、より広域的な

PRなど、これまでどのような取組がなされてきたかについてお聞かせください。

○教育長（穂園正幸君） ただいま質問がございました、文化財の保護と活用につきましてお答えいたしたいと思います。

文化財の保護と活用につきましては、これまで大きく3点ほど取り組んでまいりました。まず、1点目は、文化財の保存・管理についてでございます。横瀬古墳等の草刈りをはじめまして、損壊が危惧される町指定文化財については移設や補修なども行っております。また、老朽化した文化財説明板等はリニューアルを進めているところでございます。特に重要と認められる未指定の文化財につきましては、文化財保護審議会への諮問を経て、町の指定化を目指しております。

また、文化財保護審議会では、町指定文化財のパトロール活動などを実施しているところでございます。

2つ目は、文化財愛護思想の啓発普及に関してでございます。学校教育活動や社会教育活動で歴史や自然をテーマとした郷土学習を推進し、出前講座などで文化財の活用を図っております。また、令和4年から、FMおおさきと連携いたしまして、地域の歴史を紹介するラジオ番組を放送しております。

3つ目は、観光資源としての文化財の活用についてでございます。コロナ禍以前ではありますが、東串良町、肝付町、鹿屋市などの観光部局や大崎観光案内所と連携した史跡ガイドも行っておりました。

以上でございます。

○9番（中倉広文議員） 今、教育長から答弁いただきましたが、史跡等あるいは文化財等のパトロールの件がございましたが、年間こういった形で実施されているのか、具体的に教えてください。

○教育長（穂園正幸君） 町の指定文化財のパトロールにつきましては、文化財保護委員の方が月に1回程度パトロールをして、実際、破損の状況はないかとか、あるいは管理がどうだろうかというような状況を把握しているところでございます。

○9番（中倉広文議員） と申しますのも、次の質問にかかってくるんですけど、具体的な例で質問しますが。昨年の8月に、本町でも割と規模の大きな地震がありました。その地震の際に、私どもの集落内の神社、ここは地域数集落の関係者で管理をしておりますけれども、その神社に設置されている大きな灯籠が2基ございますが、それが崩れ落ちて、これはどうしたものかなと思って、関係者、私もその関係者の一人なんですけど、関係者一同、本当に困り果てていたんです。この状態を復元するために何かいい方法はないかなと思ひまして、こういったことに関連がありそうな民間業者の方にお聞きしましたところ、何と、その業者さんがボランティアで改修しますよということで、数日後、その現場に来ましたら、すっかり灯籠を元どおり

に復元がされておりました。灯籠が崩れた際に、灯籠の一部が欠けたところもあったんですけども、その部分もきれいに修復がされて大変ありがたくてですね、その業者さんにお礼は申し上げましたけど、本当に感謝しきれない事例があったところですよ。

その業者さんによると、そのときの地震によって本町のほかの箇所でも、灯籠など崩れ落ちていたため、そういったところもボランティアで修復されたとのことでした。

去年の大きな地震で、本町でも各所いろんな被害がありましたけども、本町の文化財等について、去年の地震、あるいはこれまでの台風災害とかいろんな災害等を含め自然災害等の影響によって、そういった事例があったのか、なかったのかですね。先ほどパトロールがあるということでもどこかの時点で確認はされたと思いますが、そういった場合の確認作業も含めて詳細をお聞きします。

○教育長（穂園正幸君） 本町の文化財の去年の地震とか台風災害等での破損の事例につきましては、担当課長のほうで答弁させていただきたいと思います。

○社会教育課長（西竹信也君） お答えいたします。

去年の8月8日に発生いたしました日向灘沖地震におきまして、郷土資料展示室前にあります多目的トイレの水道管が破損したことによりまして、漏水が郷土資料展示室内に流れ込む事案があったところがございます。その漏水の影響によりまして、室内の資料の一部がぬれてしまいましたが、早急に乾かすなどの対応を取ったことから大きな損傷には至らなかったところがございます。

以上でございます。

○9番（中倉広文議員） 施設の関係の答弁でございました。町内のそういった文化財等にはそういった影響はなかったと認識させていただきたいと思います。

次に、本町にある文化財の日常的な現状の確認というのは、先ほどパトロールの件でございましたけれども、そういった管理の状況とか、また、それら文化財の活用について、教育委員会部局、あるいは所管する課の目標とする方向性として適切な施策が行えていたのかどうか、その感想を示していただければと思います。

また、同時に、効果についてどうだったのかということもお聞かせください。

○社会教育課長（西竹信也君） お答えいたします。

文化財の現状確認や管理の状況につきましては、現在、パトロールの実施や指定史跡の環境整備を行っているところがございます。その活用や施策が行えていたかにつきましては、未指定の文化財の件数が多いこともありまして、十分に達成できていないところがございます。

また、郷土資料展示室所蔵品のデータ管理などにつきましても、達成するまでに

は至っていないところがございます。

しかしながら、教育活動や観光資源としての文化財の活用につきましては、郷土への関心を持つ方も少しずつ増えてきていると感じているところがございます。

これまでの文化財保護施策の効果につきましては、文化財の管理状況や活用方法など、現在のところ課題も多いことから十分に達成できていない面も多いと思われまますので、今後も、より多くの方々に関心を持っていただける施策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（中倉広文議員） 確かに、未指定の文化財とか数がたくさんあるのかなと思います。目の届かない部分もあるのかなと思いますが。

次の項目に入りますが、私、横瀬古墳の近くに住んでおります。横瀬古墳の近くに住んでいると、当該古墳の来訪者をよく見受けます、横瀬古墳ですね。町内の方はもちろん、町外あるいは県外ナンバーの方も結構いらっしゃるようです、副町長はよく御存じだと思いますけれども。

それから、そういう方々はしょっちゅういらっしゃるんですけど、今、トイレ棟が整備されておりまして、看板もきれいな看板が設置されておりますが、まず、あそこの看板の説明書きを読まれて、それから古墳に行かれて、古墳のところの看板もあります、あそこもちゃんと読み解かれて登られるんですね。大体、上をずっとくまなく歩かれて、その後、今度は周囲の田んぼのところまで、農道をずっと、ちょっと離れたところから写真撮影をされたりとか、本当にくまなく、いにしえからの、例えば風景とか、そういった文化を感じ取るように楽しまれている様子があります。

そんな中、こういった来訪者の方と、私は行って話をしたりするんですけど、この古墳に係る埋蔵品などの関連の資料館は近くにないんですかとお話をよくされます。先ほど、同僚議員の中でもその関連の質問がございましたが、そのときには、本庁の中央公民館の場所を教えて、その中に歴史資料館がございます、その中に関連する埋蔵品も展示されていると思いますよということをお伝えするんですね。しかしながら、平日昼間だけではなく、土日の来訪者も結構いらっしゃって、その際、土日、役所が休みのため閉館しております、本日は、という旨を伝えると、非常に残念がられる方もいらっしゃいます。近くの方でしたら、また平日にいらしてください、平日昼間は開いていますよという話をするんですが、遠方からいらした方、特に県外からいらっしゃった方は本当に申し訳なく思うところがございます。

できることなら、横瀬古墳など名前の通った史跡の近くに関連の資料館があつて、土日も常駐の管理者のもとで、同様のサービスができれば非常に満足いただけるの

かなと思いますが、先ほど同僚議員の質問で回答がございましたが、資料館の計画はなく、今後の検討課題ということで恐らく認識されているのかなと思いますが。

こういった史跡等を訪問される方々のニーズというのは、実際、そういった文化財を見て、実物を見て、その足で、即座に関連する埋蔵物とか、あるいはそういったものを確認したい、もっともっと詳しい説明があれば、そういう書物ももしあればなというニーズがあろうかなと思いますけれども、近隣では肝付町の塚崎古墳、教育長もよく御存じだと思いますけれども、塚崎古墳の近くに管理者が常駐された資料館がございました。もちろん土日も開館していますし、私も先日確認したところです。2階建てで、1階部分に昔の農具であったり、午前中もありましたが、生活に必要なそういった品物であったりというものが展示されて、2階部分に古墳から出土した埋蔵物が展示されて、いろんな説明もあったところでございます。

管理者の方にいろいろお聞きしましたけれども、丁寧に説明をされて、とてもいい印象を持ったところです。

志布志市の埋蔵文化センターにも行ってまいりました。ちょうど、近隣自治体の団体の方々十数名も見学に来られて、バスで来られていて、大変にぎわっておりました。室内はきちっと説明書きが添えられた常設の展示コーナー、建物の隣の建物では、遺跡発掘作業で出土した土器等の復元作業を作業員の方、職員の方だと思いますけども、三、四名で作業をされておりました。きれいな建物だったんですが、最近できたんでしょうね、その建物には埋蔵品の収蔵庫とか、あるいは文書庫も設置されておまして、こういった分野にとっても力を入れているのかなと思ったところです。

東串良町にも唐人古墳がございます。すぐ隣に資料館がありました。管理者の方にお伺いしましたら、地域の老人クラブで古墳の草払いとか清掃、資料館の管理などを任されているということです。すべてまねしろということではないですけど、そういった事例があったところでした。特に東串良町の唐人古墳の資料館については、標高的に非常に低いところでした、確か標高4メートルぐらいだったですか、恐らく東日本大震災等による、日本全国、津波の脅威を認識した、それより以前に建設設置された建物だろうかと、何ら異論はなかったのかなと思いますが、しかしながら、昨今の事情は違うので、特に公共物におきましては、そういったリスクを最大限に減らして、住民の生命、そして公有財産の確保を図らなければならないということが第一義かなと思います。

また、近い将来に、中央公民館、あるいは本庁舎等の建て替え等の協議、計画なども恐らくなされるのかなと思いますし、その期に合わせて、また資料館の整備なども行われるのかなと個人的には考えるんですが。

しかしながら、実際、課題として、そういった史跡等を訪問される方々の要望というか、埋蔵物をこの目ですぐに見たいというニーズに対して、どういった解決方法があるかなということと提案させていただきたいですが。史跡等の近くに資料館がないということで、時間的に余裕のない方などは中央公民館まで行かれる方は少ないんじゃないかなと思います。現時点で、歴史資料館の新たな設置が難しいのであれば、それぞれの史跡がある場所に説明書きの看板等が設置してございますが、その説明書きと合わせて、中央公民館に補完されている貯蔵品、あるいは詳しい説明等が見られるように、あるいは関連のサイトがあったら、そのサイトにつながるようにQRコード等を付けて、そこを開くとそれぞれのサイトに飛び、資料館の埋蔵品や詳しい説明が確認できるようにすれば、これは活用できる方に限られますけれども、スマホ等を持って活用できる方の方に限られますが、史跡等を訪れた関係者の満足度も、より上がるんじゃないかと思いますが、この件についていかがお考えですか。

○**教育長（穂園正幸君）** まず、議員がおっしゃいました横瀬古墳等の歴史的価値につきましては、私も大丸小校区ですぐ近くで、よくウォーキング等で横瀬古墳の近くも回っておりますが、非常に前方後円墳のああいいうきれいな形で残っている古墳は、大崎町の横瀬古墳が一番じゃないかなと思っているところです。大きさは県内で2位だと聞いておりますけれども、きれいな形の前方後円墳は横瀬古墳は誇れる場所じゃないかなと思いますし、大丸小学校の校歌の3番には、大塚山ということで歌詞に出てくる古墳であるので、そういう親しみを持っているところでございます。

先ほど富重議員のほうからも午前中ございましたが、歴史的に価値のある文化財を含めた史跡、あるいはいろんな遺物というものを展示したり、いろいろ管理していくということは非常に大切だということで、午前中にも申し上げましたけれども、新たな価値を見いだす研究の場であったり、情報発信の場でもあると思っておりますので、それらの資料館の必要性や意義は十分認識しているところでございます。午前中に申し上げましたとおり予算的な部分、また、今、議員からありましたように、今後複合的な部分とか、ほかの施設との建設の関係とかいろんな部分もあるかと思っておりますので、また、町長部局とも協議し、また、多くの方々のいろんな意見を拝聴しながら前向きに検討できていったらいいのかなと思っております。

なお、展示物のQRコード等の詳しい説明板のことにつきましては、担当課長のほうから答弁させたいと思います。

○**社会教育課長（西竹信也君）** お答えいたします。

横瀬古墳やそれぞれの史跡の看板などにQRコード等を付けて出土遺物や発掘調査の詳細な情報を、見学で訪れた方々のスマートフォン等の端末で閲覧するシステ

ムの導入につきましては、郷土資料展示室まで来られない方への対応としましては非常に有効な手法だと考えております。

また、土日祝日等に郷土資料室へ来られた方への対応の御質問もありましたが、郷土資料室の開閉につきましては、土日・祝日、中央公民館が休みであるために社会教育課職員も休日になっているところですが、図書館職員による対応も可能ではないかと考えておりますので、今後、勤務態勢を含めて課内で対応策について協議してまいりたいと思います。

また、先ほど議員もおっしゃったように、今後、また、ほかの自治体などの先進事例を参考にしながら、訪れた方々の満足度を上げられるように、できることから取り組んでまいりたいと思いますが、先ほどあったように予算も伴う可能性もありますので、町長や教育長とも協議をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○9番（中倉広文議員） 前向きに検討していただきたいと思いますが、図書館の方々の手続という話もございました。あそこは土日は開いていますので、そういった手続を経て中が見れるというやり方もいいでしょうし、あるいは、守衛さんもしらっしゃいますので、余り負担がかからなければ守衛さんにもお願いして、開けてもらって中を見学できるというパターンもあるのかなと思います。セキュリティの問題等もございますけれども、そこはまた執行部全体でそういった部分は協議をさせていただいて、今ある課題について、どういったらその場所が見れるか、情報が確認ができるかということに視点を置いて考えていただければよろしいかなと思いますので、是非、前向きに検討していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、大項目2の3つ目の項目に入りますが、こういった古墳などの史跡は南九州では特に大隅半島、志布志湾沿岸に多く顕在しているように見受けられます。そういった文化財に興味を持たれる方々は近隣のいろんな地域の史跡などの文化財も回られて楽しまれているんじゃないかなと思います。こういった史跡など、観光への取組は、本町1町の取組ではなく、時代の起こり、文化の流れの一体的なその地域の歴史的な出来事を確認できれば、興味を持たれる関係者にはよりよい情報の提供、満足度につながるんじゃないかなと思います。

数年前には近隣自治体と連携した事業の活用で、今、古墳の近くにはトイレもございますけれども、関連施設や案内板の設置などが行われてきた経緯もあるようですが、そういったネットワークもございますので、こうした歴史的な背景に基づいた地域一帯となって取り組む史跡巡りルートの提案とか、併せて、地元企業の紹介とか見学であるとか、景観のよい海岸や松林等もございますので、そういったところへ案内するコース設定も一案かなと思います。そういった取組を実施する考えは

ないかどうか、担当の見解を求めます。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

文化財の保存と活用は、地域の歴史や文化を次世代へ伝える重要な役割を担っております。これらの資源を観光事業に結びつけることは、地域経済の振興や地域ブランドの向上にもつながるため、大変意義深い取組であると認識しております。

本町では、コロナ禍前までは観光事業として、近隣自治体と連携し古墳を巡るサイクリングイベントなどに取り組んでまいりました。今後も、本町の松林などの自然景観のPRはもとより、史跡巡りルートの開発を含め、文化財資源を観光資源として活用するとともに、近隣自治体のそれぞれの特色ある文化財資源を相乗効果による集客向上や地域全体の魅力アップにつながるよう、地元企業や近隣自治体と連携し、観光事業への活用に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○9番（中倉広文議員） 是非ともそういったふうに捉えていただいて、進めていただきたいと思います。

それこそが、本町の歴史を築き、つないでくださった先人への敬意と感謝といったものにつながるのかなと思いますので、郷土を愛する気持ちですね、そこがまちづくりの原点と私は考えておりますので、是非とも対応されますようお願いいたします。

大項目3つ目の質問に入ります。旧大丸保育園跡地の活用について、今後の利用についてどのように考えるかということをお聞きします。おおよそ50年以上前に建設されました旧大丸保育所、その前に大丸コミュニティセンターが、恐らく先にできたんじゃないかと私は思っておりますが、これまで数多くの園児の皆さんが、楽しく、健やかに過ごされて利用された個々人の記憶の中には必ず残っている思い出の地であることは間違いはございません。

確か、私が小学校に入学したての頃の開所であったのかなと思います。私自身は、残念ながら入所できませんでしたが、私の子供たちが、皆お世話になりました、楽しく過ごしていたのを思い出します。時代の流れとともに、町立保育所から民間移管されてからも、しばらくは子どもたちの元気な声が聞ける地域のよりどころとなっております。

しかしながら、建設後、約50年となり、施設の老朽化も顕著になりまして、また、東日本大震災で教訓を得た標高の問題等もあり、民間事業者によって保育所の移設が致し方なく施された経緯がございます。

子どもの声が聞こえなくなっていて、早4年近くになりますけれども、ようやく施設の解体が始まろうとする当該地ですが、この跡地が今後どのように活用されていく

のか、地域住民の関心が非常に高い場所でもあります。本来なら、先ほどの質問とも関連しますが、横瀬古墳に係る資料館等の設置が一番好ましいと考えていたが、標高の問題もあってなかなか難しいことは理解しております。

この場所は、大丸地域では割と中心地でありまして、大変立地条件もよい商業地であります。この跡地の活用法をどのように考えておられるか、あるいは考えていくのかお答えください。

○議長（吉原信雄議員） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時59分

再開 午後3時00分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 再開します。

○町長（東 靖弘君） 失礼いたしました。お答えいたします。

旧大丸保育所は、昭和48年4月に大丸コミュニティセンターと併設で開所され、平成26年4月から保育所運営を民間に移管し、その後、令和3年6月に施設の老朽化などを理由として大丸保育園が新築移転されることになり、旧大丸保育所施設は令和3年7月29日に普通財産として返還されております。

これまでリサイクル環境学習拠点施設や横瀬古墳と一体化した文化財の展示施設としての利用方法を検討してまいりましたが、築後52年が経過し、耐震性不足、地盤沈下などを理由として解体を決定し、事業に着手しております。

今後の活用につきましては、現在、明確な活用方法は決定しておりませんが、当該跡地が町の貴重な財産であるとの認識のもと、地域の皆様の意向や、町の全体的なまちづくり計画と整合性を図りながら、その有効活用に向けた検討を継続していく考えでございます。

具体的な用途については様々な可能性を視野に入れ、今後、関係部署間で十分に協議を重ね、最も地域に資する形で、そして住民の皆様にも御理解いただけるよう丁寧に検討を進めてまいります。

以上でございます。

○9番（中倉広文議員） 具体的には今後協議を重ねるということです。隣接する文化財等の関連の施設という考え方もあったんですけど、確かに標高等も考えれば難しいのかなと思います。それが難しいのであれば、これは個人的な考えですけど、当面は多目的な使用ができる、例えば芝生広場とかそういったふうにして活用するのが最善の策かなと考えるんですね。そうした場合に、例えば地域でグラウンドゴルフをされる方々の憩いの場ですね、子どもたちはやっぱり広いところでいろんな遊

びをしたいので子どもたちの遊び場、軽スポーツ等も含めてですね、そういったことができる。あるいは、古墳等に見学に来られる、例えば大勢で来られる場合もございまして、そういった場合の駐車場にもなるのかなと考えておりますので、これはまた、当該地の活用についての検討の中での一材料としていただければと思います。

今、町長の答弁の中で、地域の方々の意向、それから、そういった有効活用に向けて検討をしていくということでしたが、こういった形で地域住民の意向を確認するのか、地域に資する形でという答弁がございましたので、地域の意向の聴取の仕方ですね、こういった形で聴取されるのか。また、どの程度の県等基幹を想定されているのか、そのことについて、もしわかっていらっしゃったらお示してください。

○町長（東 靖弘君） 大丸保育所跡地でありまして、また、横瀬古墳の隣接地でもありますことから、大丸地区の分館役員の方や自治公民館長の方との意見交換による聴取や、古墳に関する大崎町文化財保護審議会、歴史探学会の方などからお話を伺う機会が設けられないかと考えております。

また、期間につきましては、予算を伴う場合も想定されますので、なるべく早い時期に検討してまいりたいと思っておりますが、いろいろと横瀬古墳と旧大丸保育所利用のことについての御質問をいただきました。

以前、国民文化祭が大崎町で開催されました。そのときに全国から横瀬古墳に集まってきました。総合体育館であったんですけども、バスで送迎しながら横瀬古墳を見ていただいて、本当に古墳に関心のある方々がたくさん来られて、横瀬古墳を調査もし、また講演会もあつたりしたところではありますが、非常に貴重な資源を私たちは持っておりますので、見学に来られた方々の駐車場なり、そういった公共性のあるものには必要なかと考えております。时期的なことは、まだ今後の検討となるんでしょうけれども、日本に誇れるような、九州内に誇れるような古墳があるということを考えながら、対応についてはなるべく早い時期に結論を出せるように担当課には指示をしていきたいと思っております。

○9番（中倉広文議員） 地域の方、分館の役員さんとか自治公民館の代表の方とか、それから文化財に詳しい方々等も含めて綿密に協議をしていただきたいと思います。そういった方々の意見を十分反映されて、できましたら、町長の任期中に決断をしていただきたいと思います、こういった方向性を出しますよということを、そういった方向性を出していただきたいと思いますというのが私の願いでありますので、よろしく要望をしまして私の質問を終わります。

○議長（吉原信雄議員） 以上で、本日の一般質問を終了いたしました。

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、
本日はこれをもって散会いたします。

-----○-----

散会 午後3時05分

第 3 号

6 月 1 9 日 (木)

令和7年第2回大崎町議会定例会会議録（第3号）

令和7年6月19日
午前10時00分開議
於 会 議 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名（7番，9番）

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番 藤田香澄	7番 神崎文男
2番 草原正和	9番 中倉広文
3番 岡元修一	10番 中山美幸
4番 富重幸博	11番 鷺東慎一
5番 児玉孝徳	12番 吉原信雄
6番 稲留光晴	

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

8番 宮本昭一

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	東靖弘	農林振興課長	鎌田洋一
副町長	千歳史郎	建設課長	美戸博明
教育長	穂園正幸	農委事務局長	松元昭二
会計管理者	岡留和幸	水道課長	川越龍一
総務課長	宮本修一	教委管理課長	相星永悟
企画政策課長	渡邊正一	社会教育課長	西竹信也
商工観光課長	上野明仁	税務課長	谷迫利弘
町民課長	本松健一郎		
環境政策課長	竹本忠行		
保健福祉課長	岩元貴幸		

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 久保健一朗

次 長 上 橋 孝 幸
次 長 松 元 幸 紀
庶務係主任 西 ゆ か り

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉原信雄議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、神崎文男議員及び9番、中倉広文議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（吉原信雄議員） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は通告順により許可いたします。

まず、1番、藤田香澄議員の質問を許可いたします。

○1番（藤田香澄議員） 皆様、おはようございます。

私は、通告させていただきましたとおり、大きく2つ、本日は質問していきたいと思っております。

まず、1つ目の、地域サービスの担い手づくりと協同的なまちづくりの推進についてでございます。まず、本町では人口減少や高齢化、地域の担い手不足、地域サービスの縮小といった状況が、現に進行していると思っております。こうした状況に対応するためには、ときには町民自らが地域の担い手となり、必要なサービスを自ら生み出していく考え方が必要になってくると思っております。例えば子どもに預かり支援や高齢者の困りごと支援など、従来であれば行政であったり既存の福祉事業所等が担ってきたものです。しかしながら、行政であったり、そうした事業所も人手不足や経営面の制約等により新たな事業を引き受ける余裕がないといった現実もあるかと認識しております。

一方で、できる範囲で社会に関わりたいと考えている町民もいらっしゃいます。そういった方々は、必ずしも毎日働いたり、企業に所属したりすることを望んでいるわけではなく、自分の生活に無理のない範囲で関わりたいといったニーズも持ち合わせていらっしゃいます。

そこで、最初の質問として、まずは現状の認識からお伺いしていければと思っております。

まず、初めに、本町として、現時点で手が届いていなく、課題と感じている福祉や子育て等の地域サービスはどんなものがあるかをお答えいただければと思っております。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町における福祉や子育てなどの地域サービスについては、多種多様ございますが、例えば高齢者福祉の面では、福祉バスによる買物支援や福祉給食サービスによる食事の支援と見守りといったようなサービスがございます。

また、子育てに対する地域サービスとしましては、放課後に児童を預かる、いわゆる学童や子育ての悩みなどを共有するための地域子育て支援センターなどもございます。

いずれのサービスも制度に則って整備され、それなりに行き届いているものと考えますが、それぞれの立場や居住地、生活スタイルなどが異なるため、住民一人一人に対して手厚く行き届いているのかと申しますと、まだまだ課題があるといわざるを得ないと思っております。それら地域サービスを充実させるためには、地域の担い手、人材が必要になりますが、過疎化や核家族化が進んでいることもあり、いずれのサービスも人材不足が大きな課題となっております。

以上です。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

学校現場におきましては、特別支援教育の支援員や正規職員以外の学校助手は、会計年度任用職員で担っております。毎年度募集を行います。募集定員に達しない場合は欠員が生じる可能性がございます。

以上でございます。

○1番（藤田香澄議員） 今、現に行われていらっしゃる行政の施策等をお答えいただきました。実際に、町としても、また教育サイドとしても人手が足りていないという実態があったり、あるいは募集しても集まらないという状況もあられたりするのかと理解いたしました。

私がいろいろと活動したり、様々な方々からお話をお伺いしたりする中では、本当に、先ほど町長からもあったように、もちろん大崎町として様々な支援サービスは基本的な部分はすごく整っているんだけど、あと少しの支援、先ほども少しありました、子どもの短時間での預かりとか、あるいは貧困家庭への経済的支援だけではなく食事の支援であったり、あるいは独居の高齢者の方々の支援、また、障害を持っている方々の支援、引きこもりになられている方々の支援といった必要性も、いろいろと活動していく中で耳にってきます。そういったところをきめ細やかに行政として対応していくのは難しいと私も認識しているので、昨日の町長の今後の方針の中でもありましたけれども、これまでも町民との連携を繰り返し行ってきたというお話がありました、私もそこがすごくこれからも重要だなと思っております。

2つ目の質問に移っていければと思っているんですけども、そういった様々な

地域課題、社会課題の解決をしていくための本町としての取組の1つに、にぎわいづくり事業がえられるかと思えます。これはとても使い勝手がよいと私も認識していて、年々、使う団体も増えていると理解しているんですけども、実際に大崎町として、このにぎわいづくり事業の効果を具体的にどのように捉えていらっしゃるか、まずは教えていただければと思います。

○議長（吉原信雄議員） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 再開いたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本事業につきましては、平成28年度の開始から令和6年度までの実績として、これまで計11団体に活用いただいております。総合的な効果といたしまして、地域の活性化、心身の健康増進への啓発、世代間交流の促進、特産品のPR、教育啓発等の各分野で御貢献いただいたものと認識しております。

また、個別的には昨年度取り組まれた実施団体自らが行ったアンケート調査によりますと、事業目的に対する理解を示す御意見を参加者の皆様からいただいており、徐々に事業の浸透が図られている点がございました。

さらに、別のケースといたしましては、野方六月灯など、複数のイベント開催において当初の想定を上回る人数を記録するなど、にぎわいの創出において住民皆様の御期待にお応えできた点がございます。

さらに、報道機関に取り上げていただく機会も増えてきており、町及び実施団体の取組が発信されることで知名度の向上とイメージアップにも寄与していると評価しております。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） これまでに11団体の支援をされてきたということで、本当に、先ほども申し上げましたが、とても使いやすいもので、この補助事業があることによって有志が集まって、何かを一緒に成し遂げようという機運も醸成されているのかなと思っております。

この事業の効果で、今、いい面もお伺いしましたが、逆に、もともと想定していたものと、もう少しこういった事業提案があったらいいなとか、こういった活動につながっていったらいいなと思っている部分、考えている部分があれば教えていただければと思います。

○企画政策課長（渡邊正一君） お答えいたします。

地域にぎわいづくり事業に対する課題の部分でございます。今行っている地域にぎわいづくり事業に関しましては、令和6年度から制度の改正をさせていただきまして、現行の制度で運用しているところでございます。

ただいま、事業実施から1年程度が経ちました。その中で、事務事業担当課として考えますが、取り組まれた実施団体の皆様の客観的な評価がどうなのかなというのが、まだ1年程度の実施期間でございますので、はっきり捉えづらいというところがございまして、こういったところのどうやって評価を行っていくかというところを我々としては見極めたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○1番（藤田香澄議員） 客観的な評価ということで、その部分も、今年度終わって、また次に広げていくというのに当たって、是非、精査をしていただければと思います。

このにぎわいづくりの補助金、私個人としては結構広がっていく可能性があるなとすごく期待をしております。例えば、これまでに11団体の皆さん、既存の団体もあれば、何かを一緒にしたいということで改めて結成した団体であったりするんですけども、そういった仲間同士が集まって1回企画をすることによって、次はこういったことをやってみようとか、3か年まで使えるとあると思うんですけども、次こういったことをやってみようとか、あるいは、例えば、先ほども町長の答弁の中でもありましたけれども、子ども向けにやった企画で、もう少し子育て支援に発展させていけないかという広がりというもの、各団体で考えられることじゃないかなと思っています。そういった意味でにぎわいづくり事業が、今はどちらかという企画とかイベントをしていくというところで活用されているケースが多いと思うんですけども、例えば日常的な地域のサービスや、それを担っていく人材をつくっていくことを目的とした事業化の支援に発展させていく可能性はどのようにお考えか、お聞かせいただければと思います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本事業を日常的な地域サービスの担い手づくりや事業化の支援に発展させていく可能性についての御質問でございます。本事業は地域のにぎわいづくりや課題解決に取り組む団体への補助を通じて地域の活性化を図ることを目的としております。このため、持続的な事業運営を希望する場合は、あくまでスタートアップのための支援として考えております。

事業化を目指す場合などは、例えば補助対象となる3年度間の期間中に事業化に向けた準備をしていただきたいと思いますと考えております。

また、本制度につきましては、令和6年4月から施行したばかりであります。今後の事業効果等をさらに把握したいため、当分の間は現行制度を維持してまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） 当分はこの制度を維持していくということなんですけれど、今の点をもう一度お伺いできればと思うんですけれども、3年まで1団体が使えるという決まりの中で、3年間準備して事業化の可能性を見いだしていくことはできるんじゃないかという答弁だったのでしょうか、今の点をもう一度お願いします。

○町長（東 靖弘君） はい、御質問のとおりです。

○1番（藤田香澄議員） わかりました。

3年というのはとてもいい期間だなと思います。前の年の反省も含めてアップデートしていくのでとてもいい期間ですので、今のところ、仕組みを変えていく予定はないということなんですけど、できれば継続して申請をされる方々の、今こういう企画に最大20万円を使おうとしているけれども、本当はこういうことをしたいんだよねというような動向も、申請のタイミングや事業報告のタイミングで、是非、聞き出させていただいたりして、そういった種があれば、方法を全力で応援していくみたいなことを担当課としてもしていただけたらありがたいなと思います。

次の質問に移っていくんですけれども、今回の提案の趣旨は、企画とかイベントの主催ということから、その動きを同地域サービスにつなげていくところでして、次の質問が協同労働の考え方に関する質問になります。先ほども申し上げましたが、にぎわいづくり補助金はみんなで集まって一緒に何かをつくって成し遂げていくという考えそのものが、協同労働だなと認識をしております。

協同労働に関しては、質問にも掲載したんですけれども、2022年、令和4年に、国のほうで超党派の議員立法によって労働者協同組合法が新たに施行が開始されています。今までの法人形態、株式会社であったりNPO法人であったりするものの間を取ったような組織を認めていくという流れではあるんですけれども、労働者協同組合法の施行を受けて、こういった協同労働の活動が全国各地で始まっている現状について、町としてはどの程度把握されているのかをお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

現状について把握に関する御質問でございます。令和4年、労働者協同組合法は、地域における多様な働き方を促進し、住民自らが主体となって地域課題の解決や新たなサービス創出に取り組むことを可能とするものであり、全国各地で活用に向けた動きが広がっていると認識しております。例えば広島市においては、各分野での担い手確保という課題に対し、家事や買物代行、耕作放棄地を活用した環境保全と

いった取組が行われております。また、日置市においては、弁当配達事業の取組が実施され、地域の困りごとに住民自ら対応しているといった効果が生まれております。さらに、本町でも持留地区において、児童・生徒の見守り活動から始まった労働者協同組合「こだち」の設立があり、地域に貢献していただいております。

このような事例から、本制度が地域社会にもたらす可能性については認識しており、協同労働による地域サービスの効果等について情報収集を努めてまいりたいと考えております。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

ただいま、町長のほうから持留地区の労働者協同組合「こだち」の設立がございましたが、こだちの運営に関しましては、「もちっこもりのおうち」がございまして、昨年、訪問させていただきました。地域住民や趣旨に賛同された方々の手で館を整備されまして、運営がなされております。この事業の母体が労働者協同組合によるものと把握したのは、この6月に入ってからでございます。

以上でございます。

○1番（藤田香澄議員） 全国各地で広がっていて、広島市の事例や日置の弁当配達の事例なども、この答弁に併せて調べていただいております。

実際そういった事例等を見られて、町長は率直にどのように思われたのか、この町でそういった取組が広がっていくことの可能性について、今の時点でどのようにお考えなのか、お気持ちをお伺いしてもよろしいでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 協同労働は令和4年10月1日に議員立法でスタートしたというお話をいただいたところでございます。法律として、3人以上が協同出資するという形であれば、特に法的な問題でもないということがうたわれております。その中で定款等をつくる必要がありますということが書かれておりますので、法律ではあるけれども取り組みやすい、地域の困りごとを解決できやすいといった法律としてスタートしているものだと思っております。

先ほどの議員の説明の中でも、介護や子育てといったところがあったところではありますが、今まで実施されているところを見ていると、やはり子育て環境の整備や介護といったものが主になっているようであります。広島市の例も非常に出ておりましたので調べさせていただいたところですが、また、そのほかに農業で、それぞれの知見を有する人たちが集まって協同労働で法に基づく構成をしながら、地域の農業の困りごとや、あるいは昨日から出ております空き家に対する、敷地内が相当荒れ放題になっているといったところを解決していこうとか、地域の中で高齢者等が自前でできないものについて、こういった中で支援していこうとかということで、非常に法自体としては1つ1つの困りごとを考えていくと、今、高齢化していく中

で、なかなかやりたくてもやれないということの課題が山積しておりますので、そういうものを行政の中で見つけて、こういった事業を委託できるんじゃないかといった形がたくさんあるのではないかと思います。

ただ、今、こういうもの、こういうものをとなかなか説明がし難いところですけども、一番困るものが、農業の問題や、先ほど出た、空き家の荒れ放題になっているところや、あるいはお墓の見守りであったり、見た中では水道検針業務があったり、実際、水道検針は業務委託しておりますけど、探っていくといろいろあるのではないかと考えております。制度としては、非常にいい法律だと思っております。

○1番（藤田香澄議員） 今、町長の答弁でも、この仕組みの重要な点を幾つかいただいて、御理解いただいているかなと思えました。おっしゃられたように、最低3人で協同出資をして、働いていく。株式会社、法人形態と違う点としては、出資した者が働いて、働く者は出資しなければならないという、みんなフラットな関係性で、かつ、出資の金額に応じて意思決定権があるわけではなく、金額にはよらずに、皆さん平等に1票持っているというものがとても重要なポイントとしてあると認識しています。

そういった取組も、別に今までなかったわけではなく、大崎町である様々な各種団体や地域活動も、結構皆さんで寄り合って井戸端会議なりをされて決めていくということは、身近な部分で多々あると思うので、そういったものをもう少し加速化させていくために、ボランティアによる従事ではなく、賃金を発生させるような形で持続可能な方法を探っていくというのが今回のお話させていただいた内容と提案の趣旨になりますので、是非、御検討を進めて、研究を進めていただければと思います。

広島市の事例もお話しいただきましたけど、私もとても面白いというか、すごくわくわくさせられるような事業だなと思っていて、広島市さんの事例に関しては、必ずしも労働者協同組合という法人形態を立ち上げることを目的とはしてなくて、協同労働の団体、必ずしも法人格は持っていないくて、任意団体でもいいし、NPO等でもいいんですけれども、そういったものを広く支援していく内容になっているかと思います。面白いのが、平成26年から、この取組を雇用推進課でされていて、既に35団体がこの取組を通じて立ち上がっているということで、それだけの団体が大崎町でも活動していたら、どんなにわくわくするだろうと思っております。

広島市さんの支援の仕方が、金銭面による支援と知識面での支援になっていて、知識の面でいくと協同労働を推進するコーディネータを配置されて、企業に向けた支援や、起業後の伴走支援を行っていらっしゃると思います。あと、金銭的な支援でいくと、本町の創業支援にも近いんですけれども、補助率2分の1の限度額100万円

でプロジェクトの立ち上げ支援をされています。これの面白いなと思う部分は、やはり協同労働を推進していくので、設備面だけの補助でなく、人件費に関しても立ち上げに係る様々な、初年度に係る様々な人件費に関しても補助対象となっていて、やっぱり、最初、何か仕事をつくっていくというときに、いきなり、行政からこういう仕事を引き受けられるかとか、地域からこういう仕事を生み出せるかといったハードルはあると思うので、最初の何か月かのランニングに係る人件費もこの補助で見ているので、そこがとても面白い事例かなと思っております。説明が長くなってしまったんですけども、是非、広島市さんの事例や、日置市の事例も、引き続き検討いただければと思っております。

最後の質問と、それに関連して、もう1点ほど質問したいんですけども、まず、最後の質問に関しては、本町として協同労働の仕組みとか可能性について、今後、調査・研究を進める考えは、どのような形で今考えていらっしゃるのか教えていただければと思います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町では人口減少、少子高齢化の進展により、産業、地域、教育などあらゆる分野で担い手を確保していくことが求められております。この意味で、協同労働には地域住民が主体的に課題解決に取り組む仕組みがあり、新たに雇用機会の創出について可能性があること、加えて、地域社会発展の可能性のある点で、課題解決のための手段となりえると考えております。このため、協同労働の有効性については調査させていただきたいと考えております。

私自身もこの法律については非常にいい制度であるし、農業の分野でも収穫時期に一時的に忙しかったりといったところに参入する方法とかないのかと考えたりしました。そして、また、最近では、よく宮園集落が非常に関心が高まっておりますけれども、高齢者の人たち、あるいは障害者の人たちが協同で竹林整備をやっている。法的に資格を取られているわけではないでしょうけれども、お互いの協同という形なのかと思っております。地域の中に本当に高齢者が多くなってきておりますし、働く意欲の高い高齢者の人たちもたくさんいるということがありますので、こういう人たちが時間的でも参入できるような、短時間なら、半日なら参加できるといったことも組み合わせながら、その地域の困りごとや事業の支援といったことにつながっていれば町の活力が生まれるだろうと思っております。

協同労働でワーカーズの方とお会いしたときに、一番最初に実現できていないんですけども、通信教育を通した子どもたちの人材育成をやりたいということでお聞きしたことがあったんですけど、人材支援とか全部できますよという話だったんですけど、実際スタートできなかつたんですけど、フリースクールであったりいろん

な対応ができるのかなと思いますので、我々も担当課と整理していきたいと思っております。

以上です。

- 1番（藤田香澄議員） 是非、おっしゃったように、地域の中でも半日だけ働きたいとか、何かをしながら関わってみたいとか、例えば集落や地区での活動への入り口はすごくハードルはあると思うんですけども、そういったものの入り口にも、例えば、この地域で農業に関する協同労働が行われていたら、そこを切り口に入り込みやすいとか情報を得られやすいということもあると思うので、是非、前向きに検討していただければと思います。

最後、1点だけなんですけれども、今、担当課と協議をされていくということだったんですけど、具体的にどの課と協議をされていくのか気になっています。今回はにぎわいづくり事業の切り口からお話をしたので企画政策課に御担当いただきましたけど、広島市さんの例の場合はかなり労働に主を置いた予算化になっていますので、もしかしたら、ここでは例えば商工が関係するということもあったりするかなと思うんですけども、そこに関しては今の時点でどのようにお考えでしょうか。あるいは農業の分野に関わってくると思いますので。

- 町長（東 靖弘君） 先ほど藤田議員の説明の中でもあったんですが、組織をしたときに、例えば定款をつくる専門知識の人がいたり、それなりの経費がかかるということはあると思っております。組織を起こして仕事を委託してと、いきなりそういったにしても、中身が伴っていないと組織自体が危ぶまれてくるので、そういったお金はどこから出てくるんだろうかと常々考えていて、広島市を見ていたら、上限100万円という補助制度があったので、やはり定款などの規則的なものをつくりあげる事務経費や、あるいは若干の必要経費は生まれてくる。そういったものがないとなかなかスタートできないだろうと、そういった先進事例を見て思ったところでした。

どのように調査・研究をしていくのかということですが、さっき述べた中で、地域の決まり事をいろいろ情報収集することが必要であるし、会合の問題でも実際、こういう高齢者の支援方法があるんじゃないか、あるいは、サロン活動をやっておりますけれども、それがマンネリ化しないでやれるときに、そういった専門知見を有した人が入っていて、組織の充実を、楽しみを与えることができるかといったものをいろいろ模索・検討していきながら、そういった組織を実際、支援措置を講じていくといったところは考えていく必要があると思いますので、基礎的な調査はそう長くかかるわけでもないでしょうけど、担当課と協議をしながら、できるものは前に進めていきたいと思っております。

○1番（藤田香澄議員） 担当課がどのあたりになるのか、これから検討されていくということでしょうか。

○議長（吉原信雄議員） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 再開いたします。

○町長（東 靖弘君） 農業の分野や介護の分野、あるいは教育の分野、若干お話ししたところですが、それぞれ担当課がありますので、担当職員、担当課長等と、それぞれこの分野はどうだとかいうことを協議してまいりたいと思います。

○1番（藤田香澄議員） わかりました。

課を横断しての検討が進んでいくといいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2つ目の質問に入っていきたいと思います。多様な働き方を後押しする創業支援の在り方についてです。こちらも、今までの議論と少し似ている部分もあるんですけども、こちらも社会全体的に柔軟な働き方の推進の支援がどんどん広がっていると思います。副業的な働き方や小規模な創業、従業員が5人以下、あるいは一人での創業であったり、資本金が数百万というような規模の創業等の動きも多々あるかなと思っています。

実際に、2018年に国のほうでも副業・兼業の促進に関するガイドラインを策定されていて、原則、副業・兼業を認める方向で環境整備をしていくことを企業に求めると同時に、ここはすごく重要だなと思うんですけど、副業や兼業は1つの起業の手段としても有効であって、都市部の人材が、例えば地方で副業的に活動するとか、移住してきた方が何か仕事として持っていながら新たに立ち上げていくという可能性もあるというのを、このガイドラインにも明記がありました。なので、町長がおっしゃる移住支援にもすごく深く関わる重要な論点かなと思っています。

小さく始める創業や、自分で店舗を持たないでどこかの場所を借りながら創業するといった可能性もどんどん広げていったほうがいいと思うんですけども、こういった社会の状況を踏まえて今回の質問をさせていただければと思います。

まず、1つ目は、現状の認識ということで、町民の小規模事業や副業的なビジネスに対する本町の支援方針を教えてください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町の新規創業・起業支援事業補助金につきましては、町内の産業振興や雇用促

進を目的とし、安定した事業基盤の構築と地域経済への本質的な貢献を期待しているため、創設されたものでございます。

藤田議員も御認識されているとおり、副業での創業につきまして、補助対象外となっているところでございます。補助対象者要件としまして、

失礼いたしました。先ほど述べた答弁は途中で終わってしまいましたけれども、撤回させていただきます。

お答えいたします。

本町の小規模事業や副業的なビジネスに対する支援につきましては、鹿児島産業支援センターが実施している鹿児島県よろず支援事業を活用しているところであります。この事業は、町内の小規模事業者や新規創業者等に対し持続的かつ継続的な経営支援を行うことで、地域産業の発展と地域経済の活性化を図ることを目的としております。

本事業の方針といたしましては、大きく3つございます。1つ目は、売上アップ・販路開拓支援及び持続発展可能な支援体制の構築でございます。小規模事業者の売上向上を目指し、販売促進や新たな販路開拓を支援するとともに、事業者が自立して成長できる持続的な支援体制を構築するものでございます。

2つ目は、地域ブランド特産品の開発製造及び販路開拓支援でございます。地域資源を活用した特産品やサービスの開発・改善を支援し、IT技術や町の施設を活用した販路開拓を推進することで域外事業を呼び込める魅力ある地域づくりに貢献しています。

最後に、地域活性化に向けて関係機関との連携強化でございます。金融機関や関係団体と連携し、経営課題の設定から解決まで伴走型の支援を行います。経営者や従業員との対話を重視し、個々の事業者の潜在力を引き出し、地域全体の課題解決につなげております。また、本事業は大崎町第3次総合計画の基本理念に基づき、持続可能なまちづくりと経済の循環を推進する施策の一環として位置づけており、今後も町内事業者の皆様が安心して事業活動に取り組めるよう、きめ細かな支援と地域経済の持続的な発展に努めてまいります。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） ありがとうございます。

今実施されている取組等お話しいただきました。よろず支援事業もきめ細やかな相談に乗ってくださるということでも助かっているという声もいただいておりますし、各種支援もいいと思うんですけども、改めて、本町の支援方針としてはどういった形でしょうか。今後も積極的にやっていきますとか、どんどん創業されていくことを支援していければいいといった、そういった方針等は。

○町長（東 靖弘君） 新規創業等で、今、御発言のようなものが出てきたときには、また調整して支援していくことを考えていきたいと思えます。

○1番（藤田香澄議員） わかりました。

新規創業で支援していくに当たって、次の質問になっていくんですけども、現状の新規創業・起業支援補助金がもう少し使いやすく、具体的に言うと副業での創業においても活用できないかお伺いしていければと思います。というのも、日本政策金融公庫の2024年度の起業意識に関する調査結果によると、回答者数が、全国なんですけれども929人の回答がある中で、起業された方々の中で、どういった状況で起業したかというアンケートがあって、どこかに勤務しながら起業するに至ったという方が合計で48.5%いらっしゃるということがデータとしてありました。5割近い方々です。これも、2023年のときはそれが20%だったところが、たった1年で50%に広がっているということで、どこかに所属しながら起業していく選択肢が広がりつつあるのかなと思っています。先ほどの質問で、大崎町の新規創業補助金に関しては副業での創業が難しいと認識しているんですけども、そこを活用できるように広げていく検討はできないのかを御質問させていただきます。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町の新規創業・起業支援事業補助金につきましては、町内の産業振興や雇用促進を目的とし、安定した事業基盤の構築と地域経済への本質的な貢献を期待しているため、創設されたものでございます。

藤田議員も御認識されているとおり、副業での創業につきまして、補助対象外となっているところでございます。補助対象者要件としまして、事業所に勤めていない方及び事業所の役員でない方という要件がございます。主たる生業として新規創業に取り組む方を支援する制度設計となっているため、副業としての事業の場合は補助対象外としているところでございます。

このことについて、どういう職業に就くのか、仕事をされるのかというところは質問に当たって協議をしたところでありまして、こういった答弁になったところではありますが、ただいま御質問の中で、勤務しながら副業、起業というところで約5割の方々がそういう状況があるというお話もあります。我々は地方自治体としてどう対処すべきかがありますけど、もう少しこちらは勉強をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） 是非、検討いただければと思います。

移住・定住の促進の事業として、昨日も答弁がありました移住支援金や住宅取得

補助金などを実施されているということなんですけれども、金銭的な支援ももちろん大事なんですけれども、大崎に来られた際に、どう暮らしやすい環境、仕事をしやすい環境をつくっていくかという環境整備も同時に重要だと私は認識しております。

今回の件がそこにもつながると思っているんですけれども、町長もそういった認識はお持ちですか。

○町長（東 靖弘君） 今回、移住・定住補助金制度をつくった背景があったのは、大崎町に転入してこられたときに仕事そのものに就いていただくことをフォローする、移住後の働き方を含めてフォローしていくことがとても大切であって、そういった補助制度を構築することができたところでもあります。そういったことから、働き方も、先ほどあったような副業的な働き方とかいろいろあるかもしれませんが、ただ、制度としては理解できることでありますから、どうやったらいいかということは検討します。

○1番（藤田香澄議員） 大崎町に来られて仕事を持ってこられたり、新たにつくったり、就職されたりとかすると思うんですけれども、そのときに制約が係らないような補助の在り方を御検討いただければと思っております。

最後の質問に移っていくんですけれども、副業とはまた別に、場所に関しても、どういった場所を活用していくかというところに関しても、今までとは違う社会の流れになってきているかと思っていて、自分で店舗を新たに設けるとかつくっていくのではなく、既存のものを活用したりしながら、例えば、そういった固定費を抑えたり、あるいは固定費を抑えるのを目的とせずに、1つの拠点に複数の事業者が入ることによってコミュニティが広がっていくといった世の中の流れもあるかなと思っております。

そういった流れに対して、3つ目の質問なんですけれども、店舗を持たないビジネスの在り方等も後押ししていくために、空きスペースを活用したシェア店舗、キッチン等を新たに設けたり、あるいは既存の公共施設、特に改善センターを私は考えているんですけれども、そういった場所が営利目的でも活用できるように利活用の幅を拡充する考えはないかをお伺いいたします。

○町長（東 靖弘君） 店舗を持たないビジネスの在り方も後押しするなど、利活用の幅を拡充する考えはないかという御質問です。

まず、農業構造改善センター及び農村環境改善センター、いわゆる改善センターと野方地区活性化センターについては、これまで、その設置目的に鑑み、営利目的での使用については認めておりませんでした。

御質問の、改善センター等の利活用の幅を拡充することについては、やはり営利

を目的とする利用については、設置目的上、認めることは難しいと考えています。

次に、本町では、事業主の高齢化や後継者不足などにより空き店舗が増えてきている状況でございます。本町の空き店舗の解消並びに地域経済の活性化を図っていただくために、新規の創業を考えている方につきましては、大崎町空き家店舗対策事業補助金や大崎町企業価値向上補助金の活用をお願いしたいと考えております。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） 改善センター等の営利目的利用は難しいということなんですけれども、これはなぜかということをもう少しお伺いできればと思います。

近隣の自治体でも、例えば、私が調べた中だと指宿市の利用要項でも、最後に営利目的利用の場合は利用料を2倍とすると設けられていて、営利目的は駄目ですとされているわけでもない事例もあります。どうして難しいのかを教えてください。

○町長（東 靖弘君） 他の自治体が営利目的でも利用できるようにしている理由については様々であろうかと思いますが、本町においては、特定の営利企業や個人の利益のために使用されることは公平性を損なう可能性があることや、設置目的にもある、地域コミュニティの活動が制限される可能性があることを鑑みて使用制限させていただいているところがございます。

今後、他自治体等の対応状況について勉強していけたらと考えています。私が考えている中で、改善センター等は公共用の施設であります、これを多目的に使用するとき、行政財産の使用許可をどうするかがやはり大きな課題でありますので、そこをクリアするためにどうあるべきかと、担当のほうで指宿の事例も調べて、そのような説明もいただいたところですが、このような答弁になりましたので、もう少し調査・研究をさせていただきたいと思います。

○1番（藤田香澄議員） 改善センターは非常に可能性があるなと私も思っていて、設備が整っていて、その中で、そこをつくって販売ができればもちろんいいですし、あるいは料理教室とかをそういった広い場所を使って何人かを集めてやるというのも、手弁当ではなく、それに係る経費や人件費等は収益にできるような使い方が広がると、もっと改善センターとしての魅力も広がっていくのかなと思っています。

あと、空き店舗、シェアキッチンに関してもなぜ難しいのかを、最後にお答えいただければと思います。

○町長（東 靖弘君） 公共的な施設を使って利益を上げていくというところで改善センター等についてはどうなのかということが我々職員間での協議であります。

ただ、条例上、公共施設の中でも空いているところがあったときに活用できるかどうかというところをいろいろ検討すべきじゃないかと私も話をしたところでありました。現段階では、改善センター等で作ったものが、今度は事業者として利益

を生み出していくことに対して、指宿市としては2倍の料金を課していることがありますので、そういうやり方もあるのかなと思ったところだったんですけど、そこまで行き着いておりませんでした。

藤田議員の御紹介のあったチャレンジ塾につきまして、本町においても起業や新規事業への挑戦を後押しし、地域の活力向上を図る観点から、今後、他自治体の先進事例や実施方法等を調査・研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（吉原信雄議員） ここで、暫時休憩いたします。11時10分から再開いたします。

-----○-----
休憩 午前10時58分
再開 午前11時10分
-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、10番、中山美幸議員の質問を許可いたします。

○10番（中山美幸議員） 今回の一般質問は、さきに通告をしておきました教育施設の管理について質問をいたします。

学校施設の管理の目的は、児童・生徒や教職員の生命や心身の安全を確保することにあるかと思えます。さらに、学校で児童・生徒がいきいきと学習や運動などの活動を行うため、児童・生徒の安全の確保が保証されていることが最も重要であると考えます。

そこで、学校施設設置者である町長及び教育部局である教育長は、それぞれにどのような対策を講じられているかをお伺いし、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

学校関係の教育施設管理につきましては、学校の設置者である町が児童・生徒等の安心・安全な教育環境を確保するための対策や対応をする責任があるものと認識しております。

管理している教育施設において、校舎改修などの大規模な改修工事については、学校施設長寿命化計画に基づき、国の各種補助事業を有効に活用し、計画的に実施しております。また、大規模な改修工事などに該当しない学校施設の劣化や不具合等に伴う修繕等については、教育委員会からの要求に基づき、学校施設の管理保全に必要な予算の配分を行っております。

以上でございます。

○教育長（穂園正幸君） 教育施設の管理についてお答えいたします。

学校関係の教育施設の管理及び保全の対策につきましては、施設の安全性を確保し、児童・生徒が快適かつ安心して学べる環境整備に努めているところでございます。学校は、児童・生徒等の安全の確保を図るため、施設及び設備の安全点検や安全指導などを計画し、実施する義務があるため、安全の確保を図る上で支障となる事案がある場合は、遅滞なく必要な措置を講じ、学校施設者に報告することとなっております。

教育委員会は、学校施設者の責務といたしまして、学校からの報告を受けて安全上、必要な対策を講じることとなっております。管理している教育施設につきましては、校舎棟の建物や設備、屋内運動場、プール、遊具のほか、屋外運動場などの学校敷地の整備などがございます。

先ほど町長の答弁でもありましたとおり、校舎あるいは屋内運動場、設備等の大規模な改修工事につきましては学校施設の整備計画に基づきまして、国庫補助事業などを活用した整備を行っております。

また、各学校における定期的な点検や要望のあった学校施設の劣化や不具合等の修繕、敷地整備につきましては、児童・生徒等の安全上、緊急性のある事案を優先的に、必要な修繕や改修工事を計画的に実施しておるところでございます。

なお、緊急性の高い突発的な施設の修繕工事等につきましては、その都度、町長部局と協議を行いまして必要な予算の確保を行い、適宜対応するように心がけております。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員） 今、町長から、設置者としての考え方、それから管理者としての教育長の答弁をいただきました。

その中で、教育長の答弁の中で、報告を受けたものといった答弁に、そこに若干疑義があるわけなんです。報告を受けたもの、それ以前に、教育長、お伺いしますけれども、教育委員会、学校を管理する最高責任のある機関として、それだけで事故防止、もしくは子どもたち、それから教職員いらっしゃると思うんですが、そういう方々の安全対策は十分かどうか、再度お伺いいたします。

○教育長（穂園正幸君） 学校保健安全法に基づいて、大意義的には学校の安全面に関しましては、学校長等が職員の部分あるいは児童・生徒の部分の安全の確保をして、日常、安全点検や、ときには臨時的に安全点を行ったり、日常的な部分があって、より身近にいる学校で安全面の管理をいたします。

そして、そのことを踏まえて、例えば不具合があって予算的な部分が学校で処理しにくいというのであれば、それを教育委員会のほうに連絡していただいて措置していくという形になっているところでございます。

○10番（中山美幸議員） 今、教育町のほうで説明がございました。点検なんですよ、私が問うたのは、今、教育長がお答えをいただきました、それで子どもたちや教職員の安全を確保できていますかということなんです。

ところがですね、私もいろんな関係で学校等を訪問することは多々ございます。そういったところを点検している実態、若干どうなのかなというところがありまして、今回これをお伺いしたわけです。そういった部分では放置されている部分、お気づきになっていらっしゃる部分は多々あるんじゃないかなと理解しているんですね、私はそういう認識を持っています。そうしたときに、先ほど教育長が申されました学校安全法に示されている基準があらうかと思えますけども、本教育委員会としてはそういった基準をお守りになっていらっしゃるのかどうか。その点についてお示しをいただきたいと思えます。

○教育長（穂園正幸君） 学校安全に関する学校の設置者の責務というところが、学校保健安全法の第26条でございます。このところに、学校の設置者は児童・生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において事故、加害行為、災害等により児童・生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故により児童・生徒等に危険及び危害が現に生じた場合において適切に処置することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに学校管理体制の整備充実、その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとしますとあるわけです。

学校管理の設置者なんですけれども、先ほども申し上げたとおり、身近に児童・生徒、それから施設がある、そして教職員の身近にいるのは学校の校長が一番、安全面の確保をするわけです。そうしたときに、先ほども申し上げましたとおり、定期的な安全点検がございます。これは、町内の小中学校を調べますと、月1回、定期的な安全点検を行っております。

それから臨時的な安全点検、例えば、一昨年、イチョウの木が落ちて校長先生が亡くなった事例があります、そういう場合に学校の敷地内に大きな木があって枝が落ちたりすることはないかどうかとか、事故が発生したときに必ず点検をさせていただきますという臨時的な点検がございます。

それから、もう1つは、日常的な安全点検ということで、教員は注意配慮義務がございますので、例えばプールに入るときに、このところは滑りやすいよとか、ここがでこぼこしているので足元には注意なさいねとか日常的なそういうところに、あるいは建物が低いから頭を打ちやすいよとか、そういうような日常的に点検して、子どもたちに注意を喚起することがありまして、身近にある児童・生徒あるいは教職員の健康状態もそうなんです、安全面については学校のほうでまずもって把握していただいて、先ほども申し上げましたとおり、緊急的なことは学校のほ

うでいろいろ対応して、ここは、例えば穴が空いているのでトラロープを敷いて立入りが禁止だよというのは学校のほうでして、でも、埋め戻すためには予算が必要だよというときには、管理である教育委員会のほうに連絡していただいて予算措置をするという形で学校を、教育委員会としては管理していると捉えていただければありがたいと思います。

○10番（中山美幸議員） 今、また教育長のほうでいろいろ説明をいただきました。当然のことだと理解しております。

日常点検等とプールのお話もお伺いしました、今、教育長のほうから出たわけですよ。先般、私は町長にもお話を申し上げたと思いますが、プールの件あったと思います。これは日常点検では出てこなかったということですか。具体的に申し上げます。持留小学校のプールです。これは長期間放置されていると私は認識しております。それは日常点検、それと法的に、今、先生のほうでお話をいただきました学校保健安全法施行規則等についても条項まで読んでいただきました、26条、それから29条、29条は読んでいただけませんでしたけども、そういったことを踏まえた上で、先ほどプールの件を教育長のほうでお話をさせていただきましたので、それについてお伺いしますが、日常点検、それからこれは法的には毎学期1回執行するようになっていきますね。それからいろんな関係の法律を見ても、使用前にもチェックをするようになっていきますね。もうすぐプールが始まります、体育の授業としてなっているはずですよ。指導要領を読んでみますと、私は毎年買っているんですが、小学校1年生から中学校2年生まで、中学校3年生は除かれるんですね、体育の授業の中で水泳は現在の教育指導要領の中で必須科目じゃないですか。そうしたときがあるということはちゃんと日常の点検で、これは学校長だけの問題じゃないんですよ。教職員の方々も一緒に入られたりします。それは学校長から報告がなかったのか。そんなことはないと思いますよ。これは教育委員会も安全管理のために点検をやっていなかったということじゃないんですか。私はあれを見れば一目瞭然で、すぐわかることだと思っているんですが、その点について、日常点検をやっているということをおっしゃいましたので、お答えいただきたいと思います。

○教育長（穂園正幸君） 学校での安全点検のやり方が3つあるということでお話をしたところです。

日常点検の中でプールの不具合があったのをどうしてほしいというのは学校のほうから、プールだけでなく、予算的な部分で配慮してほしいという部分は学校から報告は受けております。

○10番（中山美幸議員） 学校から報告は受けているけども、実際はその対策はしていないじゃないですか。

それと、そういった対策がなされていないのは、非常に今後注意しないといけません。同僚議員が、昨日、イノシシのことを質問いたしました。持留小学校の校舎の裏側、既にイノシシは出ているんですよ。そして、関係者に聞いてみますと、イノシシが出てくるので教室に入ってくる可能性があるので、裏のドアは開けないでほしいということまでなっているんです。これは町長にもお伺いします。校舎の裏側にフェンスを張るとかいう対応も必要じゃないのかなと、もし事故が起こった場合は、フェンスの代金以上の補償費が必要になってくるということがあろうかと思えます。これは学校体育保険がありますので、その対応でもOKなんですか。しかし、実際に子どもたちがそういうところで勉強をさせられているといった状況になっていることは、これは教育委員会としても、学校設置者としても、これは考えるべき大きな問題じゃないですか。まず、教育長のほうからお答えいただきたい。そして、町長、予算措置をしてしっかりと対策を講じるかどうかについても答弁を求めたいと思います。

○教育長（穂園正幸君） ありがとうございます。

イノシシの情報については、今、私は持留小の部分については初めてお聞きいたしました。そういう情報が学校のほうからも、あるいは今、気づかれて議員さんが行かれて実際学校から聞いたり、あるいはそういうような手続等を取ったほうがいいんじゃないかというのがあれば、私たちも、また協議をして予算とかそういう配慮の部分ではできるんじゃないかと思っております。そういうような部分の中で、特に児童・生徒や教職員の安全面については早急にしないといけない部分があれば緊急的に対応する方法はあるんじゃないかと思っております。人の安全が第一ですので、その部分は思っているところです。イノシシにつきましては、今聞いただけですので、また、今後、学校あるいは町長部局のほうとも協議したいと思っております。

以上でございます。

○町長（東 靖弘君） 学校にイノシシが出てくることは、中山議員から何回も聞きました。それに対して何の対応も取っていないということは、今お話を聞きながら、対策としてはやっていなかったということがありますが、実際、学校側からの報告は実際受けていないところであります。また、それは教育委員会部局に報告が行くことであると思っておりますけど、実際、子どもたちがイノシシが出ることによってイノシシから襲われたりとかいうことは十分考えられることであると思えます。今までのイノシシの対策について専門家からいろいろお話を伺う機会も多々あったわけであります。子連れの子でイノシシであったら、なお飛びかかってくるということがあって、絶対、親と子どもがいるときの間を遮ることがないようにしないといけ

ないとかいろいろなお話を伺いましたので、通常はおとなしいイノシシであっても、人間が何らかの危害を加えることによって逆にけがをしたりということはあることであると思います。そういったことを考えたときに、校庭に出てきたり、教室に入り込んできたりということは避けていかなければならないと思います、避けていくべきだと思います。

したがって、教育委員会や学校と協議しながら、そのフェンスが必要である対策は講じていくべきであったとっておりますので、必要に応じて予算措置はしていきたいとっております。

○10番（中山美幸議員） 先ほどから私が申し上げているのはですね、点検の対応の仕方なんですよ。今聞いたとおっしゃいましたよね。先ほどは、日常的に月1回とか、日々点検をしているということをおっしゃったんですよ、そこに矛盾はありませんか。私は、本当ならば、これは校長が言う以前の問題として、学校を委員会あたりで整備の状況を点検しているのであれば、小学校6校ありますよね、中学校1校です、7校あるんですよ。そういった中で日々点検がなされていて、それから学校側から予算として上げてほしいという要望がない、これはかなり気を使っていると思うんですよ。そして、ましてや教職員は子どもたちと対応する時間が、今いろいろなところで時間がないとかいろいろ言われております。4時45分になったら私たちは帰るんだというような話も聞いています。少ない時間の中で、本当にそこまで安全対策まで考えて子どもたちを支援することができるのかどうか。そういった部分については委員会部局はもう少し気を使うべきではないのかなと。そして、教職員については、子どもたちの支援に力を注いでいただきたいと思うんですが、教育長、いかがですか。

○教育長（穂園正幸君） いずれにいたしましても、子どもたちの安全や教職員の安全は守るべきだと思うんですが、法的には、先ほどの繰り返しになりますけれども、学校環境の安全の確保が第28条にございまして、校長は当該学校の施設または設備について児童・生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、または当該措置を講じることができないときは当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする第28条であるんです。例えばイノシシが出てきますよというときには、学校の校長は、まず子どもたちを集めて、あるいは先生方を集めて、イノシシが出てきたときにどんな対応をしたほうがいいのか、威嚇すると飛び込んでくるので注意したほうがいいのか、そのときにどういう対応をしたらいいのかという安全指導を講じるということは、そういうことではないのかなと。まずは教職員にも情報を共有して、今、ここの学校の裏の山で出てきましたとすぐやるのが学校で、その後、ど

うしても、フェンスや、あるいは窓の開閉がきついでとかいう部分があれば、学校の設置者である教育委員会のほうに報告していただくということでもあります。

教育委員会のほうが小学校6校、7校を回ったり、そういう方向があれば担当者ですぐ駆けつけて、その状況を把握して、樹木や建物にしても、そこを見て、必ずチェックするようにはしているところです。まず、第一義的には学校のほうからそういう部分が身近にあるから報告をもらって、私たちは管理者として設置の責任上、行って、いろんな安全対策の措置をとっていくという形を取っておりますということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員） 私はそれでは子どもたちは守れないと思います。学校から連絡がないと教育委員会は動かないということじゃないですか、究極を申し上げますよ、私はそういうふうに取りました、今。

なぜ、学校の管理者、もしくは校長から教育委員会のほうに、こうこうこういう危険があるよということが言われなければ、教育委員会としては動かないということですか。究極のことを言いますよ、今の教育長の答弁はそうじゃないですか。1段階は学校側から連絡が来ないということですよ。それ以前に、今度は学校設置者、それに付随する任命を受けている教育長、教育委員会、学校管理課は連絡が来ないと動かないということですよ。その以前に、大崎町に住んでいる子どもたちの安全を考えたときに、こういったほうがいいんじゃないかといった政策的なことも考えるのが教育委員会じゃないですか。子どもたちの安全を考えるときにそういったことはできていないということじゃないですか。

先ほど教育長は法的なこともおっしゃいました。その中に、安全点検の実施要項がありますね、その中に安全点検のポイントもあるんですよ。私はそれも読んでみました。そうしたら、そういったところまで教師に行かせないように努めるべきであるということも書いてあります。そうじゃないですか。だから、さっき言っているんです、教師の方々は子どもたちを支援することに重点を置いていただきたいと、そういった部分については教育委員会なりが、そしてまた学校設置者がしっかりと行うべきだと。だから、さっき町長にも答弁を求めたんですよ。教育長、そこをもう一回お答えいただけますか。

○教育長（穂園正幸君） おっしゃるとおり、例えば通学路の安全について、あそこに草が生い茂って通路が通りにくい、あるいは木が生い茂って枝が落ちてくる可能性があるとかいうのが町内の地域住民のほうから教育委員会に直接連絡が来る場合もございます。そういう場合には、教育委員会のほうから、学校の通学路に関することでもありますので学校と連絡を取りまして、学校から報告を受けなくても、こうい

う地域からの情報がありますのでどんな対応をしますかという部分もあります。

ただ、先ほど申し上げるのは、安全点検という一過性の点検をする作業上においては、学校保健安全法においてはそのような法的にはなっておりますと紹介いたしましたので、柔軟的にいろんな場合もあると思いますので、地域の情報、あるいはほかの住民のほうからありますので、そこについては、先ほど議員がおっしゃるように、子どもたちの安全は第一ですので、教育委員会のほうから学校に連絡していったり、情報を共有してどうしようかと協議しているところでございます。

○10番（中山美幸議員） 私が申し上げているのは、学校から報告がある前に、点検等も教育委員会でやるべきだとそう思っているんですよ。学校もやるでしょう、校長もやられるでしょう、教職員からの話もまとめて教育委員会に持ってこられるでしょう。そのほかにも教育委員会、教育部局をつかさどる1つの係として、ましてや部局の長として私はそれをやってほしいなということを思っているんですよ。なぜ、学校から言ってこないからとか、学校長がやるべきだとか、私は責任が若干薄れているのかなと思いますが、是非、これは教育委員会部局でも、月1回とか、授業が始まる前とか、小学校6校なんですよ、中学校を含めて7校ですよ、1か月に1回ずつ行っても、そんなに時間はかからないじゃないですか、学校を1周ぐるっと回る。私も学校に行ったときは1時間もかかりません。学校を1周して回って見てみて、これ危ないよねというのは感じますよ。これは子どもたちに対してはよくないよねというのも感じます。そういった感覚、昔は子どもたちにKYT、教育長はよく御存じだと思いますが、危険予知トレーニング、先ほどおっしゃいました、そういった教育もあつたじゃないですか、近頃KYTやっていないようです。大分影が薄れています。そういったところまで含めた学校を支援する体制はつくるべきではないんですか。いかがでしょうか。

○教育長（穂園正幸君） 教育委員会として、学校の安全面をどのようにしていくかという観点においては、すごく大事なことだと思います。

例えば学校訪問があります、全学校、教育委員、それから教育委員会の事務局で回ります。このときにも施設設備の点検という時間がございます。このときに学校長立会いのもと、あと教頭先生とかいろんな方々に安全面について、予算的な部分の中でないですかというお聞きする機会もあります。また、指導主事も校内の研修会に出かけていきますので、必ず校長や教頭からも安全面のことをお聞きするような時間があります。そういう時間の中で把握したりして、教育委員会がもしそういうのが把握できた場合には、また担当の法で予算措置や、あるいは、行ってどういう対応をしないといけないのか、あるいはプールのポンプが壊れたから現場の方々に業者も一緒に行ってもらおうとか、専門的な建設課の方に行ってもらってそこを見

てもらおうとかという対応はしているところがございますので、今、提案がありました、月1回程度の教育委員会の巡回という安全点検ということにつきましては、また教育委員会内で協議して検討してまいりたいと思います。

○10番（中山美幸議員） これだけ私が申し上げているのに、まだ検討してということをおっしゃいましたよね。子どもたちの安全よりも、先に検討が大事なんですか。私は非常に悲しいですよ。それは、即やりますとか、子どもたちの安全を考えたらそうですよねということは言えないんですか。非常に悲しいですけど。教育長、いかがですか。

○教育長（穂園正幸君） 先ほども申し上げたとおり、全然していないということではないんです。ですので、安全面の部分について教育委員会で、例えば定期的な部分というのは学校訪問という段階においては安全面のことをやっておりますので、また、月1回とか先ほど提案がありましたので、そういうような形ができるのかどうか、職員の体制上ですね、そういうのも検討したいということでございます。

○10番（中山美幸議員） 非常に教育委員会、管理課、忙しいですねと思います。

それと、先ほどプールのお話をされましたけども、持留小学校のトラックは、多分、保護者や地域の方々がシラスを入れていただいたんじゃないのかなと理解しています。これはシラスで本当に運動ができますか、トラックを使った運動ができますか。私は若干陸上をかじっていますけども、シラスのトラック、私はこれどうかなと思うんですけども。そういったところも見ていらっしゃらないんじゃないですか。保護者や地域の方々は子どもたちのために、多分シラスを入れていただいたと。その後について、管理課としてはそういったところを見ていないというのが実態だと思っています。

それから、大崎中学校のグラウンド、砂が飛散するという話も、もう前から同僚議員も質問していますけども、そういったところの改善もまだなされていないじゃないですか。

それから、中沖小学校の屋内体育館と校舎との間の三角の部分は、前、話をしましたところ、砂利だけが入れてあるんですね、砂利、深いんですよ、子どもたちが通るときにこけたらどうしますか。先日、イノシシを追っかけて膝をけがした同僚議員もおられますけども、そういったこともあり得るということでしょう、走って通るときにこけて膝を擦る。私が一回提案したのは、舗装してほしいということを申し上げたと思います。それらについては、まだ改善なされていないじゃないですか。緊急を要しないということですか、見解としては。

○教育長（穂園正幸君） 修繕が必要な各学校からの対応の状況につきましては、管理課長のほうで答弁させていただきたいと思います。

○教委管理課長（相星永悟君） お答えいたします。

管理課におきましては、各学校からの修繕要望を予算編成の時期にいただきまして、それを次年度の当初予算に盛り込むわけでございます。

先ほど教育長からもございましたように、学校訪問は私も同行いたしますけれども、学校側から不具合の箇所等の指摘をいただきますので、それを含めまして早急に修繕を要するものにつきましては、職員を学校に派遣して、どういう状況か見ることが常に考えております。

今、具体的に御指摘がございました持留のグラウンドの件につきましては、ここ数年、町内の建設業者の方のボランティア活動の一環でグラウンド整備をしていただいております。重機を用いて整地をした後に、シラスも業者負担によって布設されて整地がされて、今のグラウンドの状況が保たれている状況でございますので、確かに議員がおっしゃるように、シラスがトラックの資材として有効なのかと問われれば、私もちょっとどうなのかと思いますが、一生懸命ボランティアでやっていた中で、強く、例えばグラウンドに適した質の土を入れてくれというのはちょっと難しいなと考えております。

それから、プールの件でございましたけれども、プールのテープの塗膜が剝離しまして、はげた部分が隆起をして、ここでエッジができますので足を切っただけがをすおそれがあるということを私どもも認識はしております。必要最低限の措置になりますけれども、ゴムマットを1メートル四方ぐらいを剝離した部分に敷いて、本当に必要最小限の措置です、足の裏を切らないようにというので対処はしております。

それから、大崎中のグラウンドですが、統合の折に周りの樹木を伐採した後に、当時、サッカーができるような面積がありませんでしたので、第一中にサッカー部がありましたから、新制大崎中学校になった後には、大崎中にはなかった部活をやるようにするというので全面的な改修をして、今に至って砂の飛散となっておりますけれども、こちらもその当時、スプリンクラーを設置できるような水栓を2箇所施しました。スプリンクラーもある程度ホースが長めにとっておりますので、移動するによって飛散の防止にはなるのではないかと考えておりますが、なかなか学校からの要望には応えてないのが状況でございます。

それから、塩化カルシウムをまいて飛散を少しでも抑えるという工夫はしておりますけれども、なかなか改善につながっていないのが現状でございます。

中沖小の校庭の砂利の問題です。最初、ぬかるみが発生するというので、現在、玉砂利的なものですが、それを布設しているわけですがけれども、最終的にはアスファルトで塗り固めるのがいいんでしょうけれども、そこまでには至っていないのが現状でございます。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員） いろいろと、今、担当課長からのも答弁がございました。まだかなりの部分で改善されていない、これは緊急性がないということで理解してよろしいのでしょうか。緊急性のある事業についてはすぐやるということをおっしゃっていましたが、これは緊急性がないということで理解しますが。ちょっと皮肉っておりますけども、申し訳ございません。

やはり、子どもたちの安全ということが一番に考えていただきたいというのが私の本音であります。本当に大崎町の次世代を担う子どもたちですよ。町長、そういったものについてふるさと納税も使えるじゃないですか。ふるさと納税の使用の要項の中の7条の3項に、未来を担う子どもたちの育務、施設に関する事業がございます。こういったものを使って、緊急性のあるものについては対処すべきだと思うんですが、町長、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 御質問にいろいろあります、大崎中のグラウンドや中沖小の砂利のことは、そこまでは聞いていないところであります。持留小学校の状況につきましては、先週、教育長と管理課長と私と、複数で学校に行きました。実際、どういう状況になっているのか確認すべきことがありましたので、行って担当者や校長先生、教頭先生といった方々も校庭におられたので話をしたところであります。

グラウンドにシラスが入っているのを見て、私はびっくりしました。というのは、雨上がりだったのでグラウンドから道路側のほうにシラスが流れていって、また、シラスは水を吸うので天候が悪かったりしたときにはグラウンドを使用することはできないのでと思ったんですけれども。業者のボランティアで入れましたということだったので、それだけ確認したところであります。

まず、小学校に行って思ったことが、正門のところから水が校庭内に入り込んでくるということがありました。ここは、持留小学校に勤務しておられる方々が一応の臨時的な対策としてパイプをもらってきて側溝に流していると言ったことがありましたので、どう見ても不自然な状況でしたので、ここについては建設課に相談しながら予算を上げなさいということで担当課には指示を出しました。

それから、プールのことなんですけれども、プールに上がっていているときに子どもたちの水泳の授業が始まって、先生も子どもたちもプールに入ってございました。その前に中を点検したり、プールの中も硝酸化窒素によって壁面が大分のりが付着している状況でありましたので、こういったことが取れるかどうかということも気をつけて確認しながら話を聞いたところでありますが、持留小学校においては7月14日をもって最後のプールの使用となることでした。劣化しているということで、プールの中はその部分だけゴムシートが敷いてあって、一応利用できる

ようになっていて、そこで子どもたちは楽しく泳いでいる状況でした。私が思ったのは、プールサイドのことであります。長い年数が経っていてプールの縁がめくれてしまって、はだしで突っ込んだときにけがをするおそれがあるということは十分に、プールサイドを見たときに感じました。ところどころがゴムシートがめくり上がっているという状況がありましたので、子どもたちは防止のためにスリッパを履いてプールサイドを歩いている状況を見たところでしたので、これらについては改善が必要だということで、教育長、担当課にはお話をしたところでした。担当課としても、プールサイドを含めてプールの中をやり替えるのに、これぐらいの、まあ、2千万超の事業費がかかりますというお話もしておりましたけれども、取りあえずできる対策としては何があるかと考えたときに、プールは今のところはゴムシートを敷いて支障はありませんということでしたけれども、やはりプールサイドについてやり替える必要があるので、その対策については1つ2つの案を示しながら対策を講じなさい。場合によっては9月補正や、あるいは事業費が大きかったら当初予算と、そういったことをかんがえたほうがいいんじゃないか、なるべく経費を抑える形で、できるものについては対応すべきじゃないかというお話をしました。

それと、プールが使えない状況の中で中沖小学校でプールを使用したり、次は大崎小学校に行ってプールを使用するといった計画を立てて、実際、実行したというお話も伺ったんですけれども、計画をしても、その日が雨だったら使えないと不具合があったり、行き帰りに、低学年だと疲れ果ててしまうという声も聞きました。できるだけ、地元にある中で、その学校にある中で授業ができる、なんとか授業ができる状況では地元の学校のプールを使いたいというのが先生たちの要望でもありました。それで、先ほど申しましたように、プールサイドについては何らかの対策を講じていきたいと思えます。

以上です。

- 10番（中山美幸議員） 町長は見に行かれて私と同じような感覚をお持ちだったのかなと。私もプールサイドの段差、それから亀裂についても危険を感じていました。水の中に入った子どもたちが足がふやけたので歩いてしまうと切ってしまう。それと、今、いろんなところでいろんな補償問題が出ています。そういったところを考えたときにもう少し子どもたちのことも考えてほしいと思えます。それが大きな問題となってしまいうんですよ。起こる前にやるのがKYTじゃなかったですか。レクレーション指導者養成講座でもKYTやるでしょう。教育長も講座の指導講師をやられますよね。私も指導講師をやります。そういったときにはKYTをやりますよね。キャンプのときもそうです、子どもたちをキャンプに連れて行く、子どもたちを遊びの学校で遊ばせる、始めるときにはKYTをやります。どういった危険の余

地があるのかを子どもたちには周知してもらい、理解してもらうためにそういった体験をやってもらうということなんです。それを児童・生徒、教職員の間でも1つとして持ってもらって、教育委員会でもそういったものを持ってもらってやっていただきたいと申し上げておきます。

そして、今、町長から若干答弁がございましたが、不具合が発生した場合の対策、それから改善策が非常に遅いんです。そういったところをもう少し早く対応していただくような措置はできないんですか。

○**教育長（穂園正幸君）** 今おっしゃるように、安全面が非常に大切ですので、不具合があったり、安全面に非常に支障があることがあれば、こちらのほうで予算的な部分があれば、また担当課と協議をしながら予算措置をしていく措置をしながら、緊急性がある場合にすぐできるような体制は取りたいと思っております。

○**10番（中山美幸議員）** 私の認識では、ほとんどの場合が緊急性はあると思っています。いつまでも伸ばしていたら子どもたちがけがをしたり、いろんな問題があると思います。

それから、返りますが、先ほどボランティアで砂を入れていただいたのでやらなかったと、でも、その後、改善する気持ちは出てこないとおかしいんですよ、ボランティアでやってもらったから終わりじゃないんです。それをいいほうに改善することが必要じゃないんですか。これは課長にお伺いすればいいんですか。その考え方、私は若干おかしいと思っています。

○**教委管理課長（相星永悟君）** 先ほど申し上げました、業者様の好意によってなされている工事になりますので、こちらからさらに要望を伝えて、ああしてくれ、こうしてくれというのは、私個人としてはいかがなものかなと思っています。していただくだけでもありがたいのかなと。本来、町におきまして予算を確保してやらねばならないところをいただいているわけですので、そこは私としては感謝に尽きるのかなと思っていますが、恐らく、このボランティア活動につきましては各学校におきまして業者の方はやってくださると思いますので、機会を見て、もう少しこうしてくださいますかということは、個人としては考えてみたいなと思います。

以上です。

○**10番（中山美幸議員）** 私は、ボランティアの方々にそういう要望をしろということを申し上げているんじゃないんですよ。ボランティアでやっていただいたけども、その後はやはり行政で対応すべきだということを申し上げております。早急に、そういった部分があった場合には改善策を採っていただくように要望を申し上げて私の質問を終わります。

さらに、そういった要望があった場合は早急に補正を組むなり、専決でやるなりといった方法もあるじゃないですか、そういった対策も講じていただくように付け加えておきまして私の質問を終わります。

○議長（吉原信雄議員）　ここで、昼食のため暫時休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

-----○-----

休憩　午後0時00分

再開　午後1時00分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員）　再開いたします。

次に、6番、稲留光晴議員の質問を許可いたします。

○6番（稲留光晴議員）　日本共産党の稲留です。通告書に基づき、質問をいたします。

まず、1番目でございます。第3次大崎町総合計画後期の答申についてであります。まちづくりを進めていく上で必要になるのが、その指針となる総合計画であります。計画を立てて、その計画を実行し、その結果がどうであったかを検証し、改良すべき点があれば見直して実行していく、この繰り返しだと考えております。

昨日の町長の所見で述べられたことは、町政のかじ取り役として職責を、100%とは行かなくても全うできたとお考えを述べられたことは、まさにこの指針に沿った答えではなかったかと私は考えます。今後の町政の進む道筋として、この総合計画をもっとよりよいものとして町政発展に寄与することを願うものであります。

それでは、本題の質問に入ります。審議会により出されました答申の要旨の意見書がございますが、この中での要望・提言は、重点目標1から4までとなっております。この中で、現状での進捗状況はどうなっているかをお尋ねし、最初の質問といたします。

○町長（東 靖弘君）　お答えいたします。

総合計画では、令和7年度から11年度までの今後5年間の取り組むべき4つ重点目標を設定しております。また、委員の皆様から、この重点目標ごとに合計11の要望・提言を意見書の形でいただいたところでございます。

御質問の、意見書に対する現状での課題と検討につきましては、総合計画策定から2か月間の期間が経過し、各課ばらつきがある状況でございますので、それぞれ担当課長から答弁させていただきます。

○農林振興課長（鎌田洋一君）　お答えいたします。

重点目標1に対する意見書としまして、稼ぐ農業を目指すためには安定的な農業

の担い手を確保していく必要がある。そのためには、外国人についても農業後継者となれるような農業基盤構築の検討を要望するとあります。現在、外国人に対しまして農地を借用するには外国人には在留期間がありまして、その在留期間においては借用することができます。農地の取得につきましては、非常に厳格化されておりますので、永住する証明、例えば国籍等の取得が必要となりますことから、現実的に農業後継者としてはなかなか厳しいと思われまいます。ただし、農地取得に関しまして、相談等があれば県など関係機関と情報交換を行いながら検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○商工観光課長（上野明仁君） 次に、重点目標1の2番目になりますけども、観光事業においては既存のスポーツ観光施策だけではなく、インバウンド需要を取り込めるような事業の検討を要望するとございます。

現在、おおすみ観光未来会議の中で広域的にインバウンドの方々を呼び込めるように協議をしているところでございます。

以上です。

○企画政策課長（渡邊正一君） 企画政策課でございます。

重点目標2「新しいひとの流れをつくとともに、住み続けたくなるまちをつくる」の項目でございます。外国人については、異なる文化や慣習から起こる様々な課題があるため、実態把握に努め、多様なまちづくりに積極的に寄与できるような事業を要望するとございました。

まず、これにつきましての現状でございますが、本町には令和7年5月末現在で約540人の外国籍の方が居住しております。様々な課題の例として、ごみの分別や日常生活上のマナー、言語がわからないことから発生する勘違いの部分、道路交通のマナー、それから行政手続がわからないといったものがございます。

ただいま実施中のものを申し上げます。令和5年度から日本語教室の開催、具体的な学習内容といたしましては、外出時の看板の読み方や道路標識の読み方、スーパーにある商品表示の読み方などを学習カリキュラムの中を含めたりするなどの対応を取っております。

これからの検討でございます。令和7年度から、七夕祭りや書き初め教室、多文化料理の振る舞い等をする事によってのサロンの開催であるとか、町民との交流イベントなどを計画中でございます。また、課題についてはいろんな集約方法があるかと思えますけれども、例えば自治公民館長様へのアンケートを取ったりという手法も考えられるのかなと考えております。

それから、引き続きまして、次の項目でございます。移住・定住促進を図るため、

転入者だけでなく、現在居住している町民の方々へのリフォーム等補助金の拡充を要望するというものがございました。

現状、大崎町におきましては、現在居住している皆様へのリフォーム等の補助金はないところでございまして、実施しているのが空き家のリフォーム補助金のみでございます。ここは、これからの検討かなと捉えております。

それから、引き続きまして、企画政策課の部分で、重点目標3「子どもの夢を育むまちをつくる」という項目がございまして、ここでの1点目、国際交流事業については、これからも企業、大学等との連携を推進することや、グローバル化への積極的な対応を要望するというものがございました。これにつきましての、まず、現状でございまして、例えば台湾などアスリートの方々の本町を訪れたり、環境政策を視察するために海外から視察訪問などの例はございます。ですが、企業や大学等との連携、グローバル化への対応にはまだまだ至っていないのかという認識でございまして。

そして、実施中のものでございまして、本町に在住する外国人540人のうち、その95%を占めるフィリピン、ベトナム、ミャンマー、インドネシア、この4か国出身者が占めている状況でございまして、これに対応できるように国際交流員を4人配置する予定を立てております。

また、さらに実施中のものでございまして、自治公民館や大崎小学校への出前講座などを実施して、さらに現職の国際交流員2名につきましては、文化祭に参加するなどして交流を図るきっかけづくりを今行っているところでございます。

そして、これからの検討すべき項目でございまして、企業や自治公民館、学校へ出前講座など、今は始まったばかりですので、こういった回数を増やせないかというところ、それによってグローバル化への効果を高めたいと考えております。また、学校との連携事業に当たっては十分、教育委員会とも取組については協議をしまいたいと思います。

また、企業との関連の部分でございまして、令和7年度から、特定技能実習生を雇用する企業には行政施策への協力確認書の提出が義務化をされました。このため、雇用する企業との連携を模索したいと考えております。

以上でございます。

○社会教育課長（西竹信也君） 社会教育課関係でございまして。

重点目標3「子どもの夢を育むまちをつくる」の中で、地域で子どもたちを育てる学校運営協議会活動が地域全体に広がらないことが課題である。地域全体で子どもたちを見守られる施策の検討が要望されております。現在、社会教育課では、地域全体で子どもたちを見守られる活動として、令和3年度から地域と学校が共に連

携・協働して、地域活動や学校活動の支援を行う地域学校協働活動事業に取り組んでおります。

現在、各学校を核として地域ごとにこれまでの活動をベースに、それぞれの地域の特色を生かした地域活動や学校活動の支援に取り組んでおります。また、本年度から、小学校の放課後等を活用し、ICTスキルの向上と子どもたちの居場所づくりを目的として郷中学舎事業にも取り組むこととしております。各地域のそれぞれの活動が地域全体を巻き込んだ活動となり、子どもたちを地域全体で見守られる活動に発展するよう、今後も各地域の活動を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（宮本修一君） 次に、総務課関係でございます。

重点目標4「住み続けられる安心・安全で、豊かなまちをつくる」の項目の中の、まず1点目になります。デジタル弱者への配慮及びサポート施策について、個別施策の具体化を要望する。このことにつきまして、現在の具体的な対策といたしまして総務課では、国のデジタル活用支援事業を活用し、携帯電話会社と連携してスマホ教室を開催しております。社会教育課では、生涯学習講座の一環としてスマホ教室を実施しております。また、昨年は、スマホの困りごと巡回相談会を各地域で開催し、より身近な形での支援を実施いたしました。加えて、役場内でのすべての窓口で、職員と共にスマホ操作の相談を受け付ける体制を構築しております。

課題につきましては、デジタルデバイドの解消にはスマートフォンを所有している前提の施策が増えていること、そして、詐欺被害の増加などの課題があります。これらの課題に対応するため、継続的なスマホ教室の開催、高齢者向けのスマートフォンの新規購入支援策の検討、詐欺の手口や対策についての注意喚起を強化してまいります。

次に、重点目標4の2番目になります。地域の防災や大規模災害に対応する消防団員の人材確保と育成を図るため、処遇改善や地位向上を要望する。この内容につきまして、現在の具体的な対策といたしましては、令和4年度より、火災等の出動報酬の見直しを行い、処遇改善を図ってきております。また、令和7年度には、消防団の円滑な運営と福利厚生を図り消防団の日常の活動に要する経費を補助するため、大崎町消防団分団運営交付金を交付することとしております。また、災害に備え、自主防災組織を含めた訓練を充実するための施策につきましては、令和6年度より、大崎町地域防災計画策定支援事業補助金を交付し、地域の方々が協働して地区防災計画の策定に取り組み、地域主体の防災活動や災害時における適切な避難行動が実現できるよう支援しております。

なお、地域防災計画の策定後は、地区防災活動用資材購入に係る経費や地区防災

活動に必要な経費を補助する大崎町地域防災力向上支援事業補助金を、令和7年度から実施しております。

以上でございます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 保健福祉課関係でございます。

重点目標4の3点目、地域で安心して暮らせるよう積極的な医療確保対策に努めていただきたい。具体的には、「小児科及び内科の誘致を要望する」に対します進捗状況でございますが、医療確保策につきましては、御承知のとおり、令和6年度に開業医支援事業補助金制度を創設いたしまして、本年度はサテライト診療所の設置運営に対する補助制度も創設いたしました。いずれも、最大2億円の補助額として、より実現性を高めたところでございます。

制度の詳細については、3月議会でも御説明しておりますので、その後の状況等につきまして御説明させていただきます。

4月に入りまして、まずは新しい制度をホームページ上で周知させていただきました。この後、5月に入りましてから、町内の医師・歯科医師との打ち合わせをする場がございます、その場で再度、医師の皆様にも御説明をさせていただき、今後の方向性についても御理解をいただきました。そして、今回、6月に入ってから、県や地域の医師会、鹿児島大学病院、都城市などの県外の医師会、そのほか医療・介護・障害者福祉施設など、また、これまでに問い合わせのあった医師や関係機関などにもダイレクトメールを送るなど、周知を図っているところでございます。

さらに、6月9日から7月18日の40日間を事前の応募期間と設定いたしまして、おおよそ2年以内の開業を考えている医師、医療法人の意向確認を行うことといたしました。これは、これまでも問い合わせが幾つかあったものの、その後の状況がわからないケースがあること、複数の希望者があれば、事前に調整、マッチングができる可能性があるということから、申請前の意向確認のための期間を設けたところです。例えば、この期間内に1件も申し込みがない場合は、改めて時期を見て応募期間を設定するものといたしまして、1件のみの申し込みであれば、本申請に向けての協議を進めることも可能だと思っております。また、複数の申し込みがあった際は、例えば個人開業希望者とサテライトを希望する医療法人の希望があった場合は、情報共有をすることでサテライトの管理者として医療法人がその医師を採用するという形でマッチングが可能なのではないかと、そういった可能性が広がるのではないかと思っております。少しでも実現性を高めるために、このように積極的な周知などに努めているところです。

また、小児科医の誘致につきましては、以前も御説明したとおり、志布志市の動向を見極めながら今後検討することと考えておりますので、現在、本町としまして

は内科の看板を掲げる診療所の誘致に努めてまいりたいと思っているところです。

以上です。

○企画政策課長（渡邊正一君） 重点目標の4番目でございます。企画政策課関係でございます。

現状といたしまして、公共交通施策として、おでかけタクシーチケット利用助成事業、それから高校生等通学定期券購入助成事業をしているところでございます。検討内容といたしましては、現在実施しているこうした公共交通施策の検証を行いながら、課題を整理させていただきまして、引き続き、大崎町地域公共交通活性化協議会で協議していきたいと考えております。

なお、先般でございますが、5月20日に、第1回目の協議会におきましてオンデマンドの交通について、テーマの頭出しをさせていただいたところでございます。

現在の状況でございます。以上でございます。

○教委管理課長（相星永悟君） 重点項目4の5番目、一番最後でございますが、スポーツ少年団員が減少していく中で、合同チームでやっておる活動の中で、子どもたちの送迎手段が話題になりました。

現在のところ、その中で、大崎中学校のスクールバスの活用が意見として出ましたけども、現在の大崎中学校のスクールバスは、大崎中学校生徒のみが利用するというのでバス業者が許可を得まして、町が運行を委託しておるところでございます。

また、女性活躍推進会議がございますけども、この席上におきましても、高校生の通学にこのスクールバスも活用することはできないかという意見もございます。大崎中学校生徒以外の利用となりますと、スクールバスの位置づけとしてではなく、ある意味コミュニティバスに該当してくるのではないかと考えられますので、まずは中学生保護者の理解を得ることが必要、それから地域公共交通活性化協議会での話し合いがされなければいけないと思っておりますので、課題の解決に向けては相当時間を要すると考えております。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 今、担当課長のほうから検証、進捗状況がありました。後期は5年間ということになっておりますが、この意見書は審議会18名の方の答申として非常に重みのある重要な案件だと思っております。私どもが一般質問で、これやってくれ、あれやってくれという項目も当然含まれるんですが、審議会委員の方々から出た、非常に重要かつ、町政を進めていく上での必要不可欠な問題だと私は捉えております。

時間がかかるとありましたが、この5年間でどこまで達成できるかということもありますけども、そのへんでは今、外国の方が540人いらっしゃるということで、

その方たちを含めての担い手という問題もありましたが、人材不足というのは、日本国内、人材不足ということで外国の方等にいろんな産業等も含まれている現状ですが、町のこういう検証について、5年計画ということでありますから、できるところは早めにとということでしないと駄目だというようなことだと思うんですが。

審議会のメンバーの方も名簿がありますけども、そういう方々から要望、提言は重みがあるんだということでお考えだと思いますが、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） ただいま、意見書に基づいてそれぞれ担当課長が現在の進捗状況、あるいは方向性について説明したところでございます。審議委員の方々に慎重に審議いただいて御意見をいただいておりますので、こういった様々な提言は大変重要なことだと位置づけておりますので、そこを尊重しながら進めていきたいと思っています。

○6番（稲留光晴議員） 町長から伺いました。

それでは、この意見書の中身なんですが、重点項目1の一番上の項目1番目です、安定的な農業の担い手の確保ということで外国人の方でも後継者となれるような基盤構築とありますが、検討を要望するこの件に関しては、やはり信頼できる外国人の方が雇用している中にいらっしゃるということではないかなと私は感じますが。今、外国人の方は短期就農ということで、なかなか後継者ということに関しては難しい面があると思います。先ほど、農林振興課長からありましたが、もうちょっと詳しく、こういうことをクリアすれば後継者としてできるんだよというのがあれば、教えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○農林振興課長（鎌田洋一君） 今現在の状況が、なかなか農業に対する、例えば外国から研修生として来られて農業に従事され、そして、大崎町で今後農業を通して住んでいこうという御相談も、現在のところ1件もないんですけども、もしあった場合には、国の農地の取得の制限とかいろんなハードルが高すぎるというのが、取得に関してはですね。新規就農に関しましても、在留期間、日本にいる期間は決められておれば、新規就農者の支援に対する計画が立てられないということから、なかなか許可が出せられないというのが、県に確認をしておりますけども、そういう回答でございました。

ただ、先ほども申したように、農地を一時的に借りるとか、在留期間が逆にはっきりしていて、その期間、借りるというのは可能だということでもありますし、また、別な例を言えば、例えばですけど、志布志市で1件、そういう件があったんですが、日本人の女性と結婚をされた、そして家庭菜園で、実際は家庭菜園だったんですけど、そういうので取得をしたいということでされた方がいらっしゃったということ

になります。あと、曾於市のほうでも、外国人の男性の方だったんですけども、永住権を取得したと、それには永住カードと入出国在留管理局に確認が取れたため、土地を取得することができたという例も1つあります。そういうことで、いろんなハードルが高いものですから、大崎に来られている外国人の方が後を継ぐということとはなかなか難しいハードルじゃないかなということが、我々も聞いたんですけど、県の意見でもありましたので。ただし、また相談等があれば、パターンがいろいろその方々で違うと思いますので、今後また、いろんな関係機関と協議しながら、できる方向で我々は進めていきたいと思っております。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 第1点目はなかなかハードルは高いんじゃないかなと考えております。

それでは、その下の段のインバウンド需要に関してですね、この要望は既存のスポーツ観光施設だけではなく、インバウンド需要を取り込めるような事業の検討とありますが、これはどういうことを要望されているのか認識がおありだと思いますが、外国の方が豪華客船で来られた方が大崎町に来てお金を使っていただく、そういったたぐいの外国人の方が多く来られてというようなイメージなんですけど、こういった認識でこれをお考えですか。

○議長（吉原信雄議員） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時30分

再開 午後1時32分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 再開いたします。

○町長（東 靖弘君） 失礼いたしました。

インバウンド需要を取り込めるような事業の検討を要望すると意見書できております。今、担当課長とも協議をしたところでありますが、インバウンド、訪日外国人ですので、現在来ている台湾の選手たちがスポーツで合宿に来てはいますが、それ以外にいろんな方々が観光に来られたときに、大崎町でそういった方々を呼び込めるような事業を実施すべきじゃないかという御意見かなと捉えておりますが、当然、そういう方向性で進めていくことは必要だと思います。最近、大隅総合開発期成会の総会の中でも出てきたんですけども、クルーズ船が大隅半島に寄港するという話が進んでいるということがありました。その御意見を述べられたのは錦江町の町長さんだったんですけども、沖合から今度は別の船に乗って上陸してくるという中で地域を訪問する、観光事業をやるということだったんですけども、こちらの

地域でどういうふうに捉えられるかということもそのときに考えたところでした。

昨年も総合開発期成会で質問したんですけれども、志布志港にクルーズ船を寄港する計画はないのか質問したときに、そういう計画、協議は今進めてありますとありました。大隅地域でも、南大隅や錦江の地域と志布志市や大崎の地域は相当離れておりますので、外国人の方々がインバウンドで来られたときにどれぐらい地域を回れるかということがあるわけですから、その中で我が町をどういう観光事業として促進したらいいかということになってくるわけでありましたが、そこで担当課で協議している中では、志布志、大崎だとお茶の関係があったり、私たちの町では新平酒造さんが観光ができるようなつくりになっていますので、ああいったところを活用したり、古墳があったり、先般もそういった意見が出たところではありますが、古墳があることや、くにの松原が整備されればそういったいわゆる避暑地になるところとか、自分たちで観光地をつくっていくということは進めていくべきじゃないか。そしてまた、新たに外国人の方々が関心を持つようなものをつくりあげていくべきじゃないかということで、まずは海岸地を主体に考えておりますので、インバウンド需要を取り込めるような需要の検討はかなり必要なことだと思っております。そういう方向性で協議してまいりたいと思います。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 大崎町の観光名所はどこでしょうかと聞きたい、くにの松原とかですねそういったところもあるし、どういったところに行きたいですか、クルーズ船で来られた方々がどういったところに行きたいか、どういったものを食べたいかといったものがあるんじゃないかと思えます。食べ物に関しては別に不自由はしていない、どこで食べてもらうかということだと思んですが、私の考えですが、あとはどこを観光とか、町長のほうからありましたが、そういったところをつくっていかねばいけないとおっしゃいました。町のほうにはバイパス道路を海岸線のほうにつくるという計画ですよ。それは5年、10年の計画ではできないような気がしているんだけど、インバウンドの需要に対してお尋ねするんですが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 大隅縦貫道路がありまして、今、着々と工事が進んでおります。南大隅町まで、東九州自動車道の延長線で大隅縦貫道路ということで工事が進んでおりますので、錦江町の沖合といいましょうか、根占港がありますので、ああいったところに来られたら鹿屋市辺りに来ることはかなり可能性が高いんじゃないかと思えます。クルーズ船だと1日でどのくらい回れるかということになりますので、それを我々の地域に引っ張ってこられるかということになってくると、かなり厳しいものがありますので、さっき答えたのは、志布志市でもそういう方向性で協議を

開始しているということでしたので、こちらをいかに活用するか。それが今年なのか、来年なのかわかりませんので、港を整備して受けられるのか、それとも沖合に停泊して別な船で上陸するのか、そういったことで実現のスピードは違ってくると思います。私たちの町にもいろんな産業がありますので、そういったことを検討ながら、こういったものには関心を持ってもらえるんじゃないかといったところはいろいろ検討してつくりあげていきたいと思っております。

- 6番（稲留光晴議員） 志布志港の開発されている面もありますが、志布志港のおかげでクルーズ船の計画がなっているんだと。考えてみれば胸がわくわくする、楽しいとなってほしいなど。よくテレビで半年後のクルーズ船の運賃が今だったらこの金額でいけますと、よくコマーシャルでやっていますが、それは何年先かわかりませんが、今後はそういった計画、夢と何とか実現してほしいのを、町としての発展がインバウンドの需要を取り込むというのでは非常に大切じゃないかなと思っております。

あとですね、何点かお尋ねしたいところがあるんですが、重点項目4の4番目のデジタル弱者への配慮でスマホ教室を言われましたが、窓口でも相談されているということ言われましたよね。それは、業務中に教えてもらえんだろうかと、教える担当の方は決められているから、いつでも相談できるんですよということでしょうか。いかがですか。

- 総務課長（宮本修一君） 先ほど、スマホの困りごと相談窓口のことについて答弁させていただきました。今現在、役場内の全窓口でそういった窓口を設置してスマホの困りごとの相談に対する受付をできるような形で体制を整えているところでございます。

まず、その中でDX推進員を各課に1人配置しておりますので、その方を中心にしながら、役場の窓口に来られた相談、LINEの設定方法がわからないとか、そういった方につきましては窓口での相談を受け付ける体制ができているところでございます。

- 6番（稲留光晴議員） 全窓口でとおっしゃいましたが、例えば会計課に行っても、税務課に行っても、住民課に行っても、各窓口で、そういうことを言われてもDXの専門家の人から教えていただくという体制なんですか。

- 総務課長（宮本修一君） 一応、全窓口でそういう支援体制は整えておりますので、その相談内容によっては、その担当でわからないこともあろうかと思いますが、そこは横の連携で詳しい者に聞いたりしながら、相談内容に答えられるように体制を整えているところでございます。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） スマホの取扱いに関しては、私も含めてですが不器用な面もありましてですねなかなか難しい面も、今でもあります。あと、スマホ教室の件ももうちょっと聞きたいんですが、生涯学習という項目でのスマホ教室でしたか。あと、登録されている方、年齢、講習料が月に幾らというのはどうなっていますか。

○総務課長（宮本修一君） スマホ教室の関連の御質問でございますけれども、教室を開催しているところが、今、総務課と社会教育課と2つの部局で開催しております。

生涯学習講座は1人当たり1,000円だったかと思っておりますけれども、参加費を取って講座に参加をしていただいておりますけれども、昨年度の実績で申しますと、生涯学習講座に15人申し込みがあります。延べ72人の開催となっております。

もう一方で、総務課のほうのスマホ教室につきましては、一月10回のコマで3か月実施しております。具体的には、9月から11月の期間で実施しております。参加人数につきましては29人、延べで申しますと116人の参加がございました。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 了解いたしました。

あと、もう1点、意見書を聞いて、2番目に移りたいと思います。重点目標の4番目の一番下の項目です、スポーツ少年団の送迎可能な施策の充実であります。私は前回の質問でクラブ活動の試合のときの送迎の補助を出せないか、してくれと言いましたが、任意団体には補助は出せないという教育長の答弁でありましたが、スポーツ少年団員もやっぱりそういうことになりますか、お尋ねします。

○社会教育課長（西竹信也君） お答えします。

スポーツ少年団の任意団体ということではなくて、スポーツ少年団に加入することが任意であることから補助はできない、公的な送迎の支援は行えないということに答弁させていただいたところでございます。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 了解いたしました。

それでは、2番目の、住宅リフォーム助成制度の創設を求めることに対して入りたいと思います。

ここで、資料配付をお願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） 資料配付のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時46分

再開 午後1時47分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 再開いたします。

○6番（稲留光晴議員） 今お配りいたしました資料でございますが、2025年4月15日現在で、私本人がここに明記してある自治体の担当者のほうに電話で聞き取りをして確認をした数字でございます。

自治体の次が7年度の予算額になっております、ちょっと見にくいかと思いますが、その右側が令和6年度の実績、補助金の上限交付額を入れております。それから、右が実績の件数、あとは中身ですね、波及効果、工事額を入れていますが、第3次総合計画の答申で、先ほど重点項目2の移住・定住促進を図るため転入者だけでなく、現在居住している町民の方々へのリフォーム等補助金の拡充を要望するということですね、一応、創設に関して経済波及効果が大きいと、住宅リフォーム助成制度創設をお願いしたいということで資料として出させていただきました。

今、本町の現状なんですね、計画書の35ページにあります、重点プロジェクトの2の2ということで、主な個別政策がうたわれているわけですが、空き家リフォーム促進事業、空き家等バンク事業、空き家除却推進事業というのがリフォームに関する事項で、住宅リフォーム制度の創設をお願いできないかというのを、私は7年ぐらい前に、空き家リフォームができてしばらくしてから、町長にリフォームの助成制度はできないだろうかということでお願いをした経過があります。今回は審議会の非常に重たい提案だと思っておりますので、是非ですね、35ページの空き家リフォーム、この3つの中に是非ともですね、今住んでいらっしゃる住宅のリフォーム補助金制度も是非入れていただきたいと考えております。担当のほうでも、今後を考えますとですね検討するみたいなおっしゃったと思いますが、いかがでしょうか。是非、個別施策に入れてほしいと考えております。よろしく申し上げます。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

現在、本町ではリフォームに関する補助制度として、空き家等リフォーム促進補助制度を創設しております。この制度は、町内に所在する空き家等の流動化を促進し、人口の増加と地域経済の活性化を図ることを目的とした制度でございます。

御質問の、空き家ではない居住している住宅のリフォーム補助制度といたしましては創設していない状況でございますが、今回、総合計画の策定に辺り、審議会から要望・提言がございましたので、前向きに検討してまいります。

○6番（稲留光晴議員） 検討していただけるということをお聞きしましたので、ありがたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

この表に移りますが、隣の曾於市は家財の撤去とか一般住宅とか、垂水市では一般の世帯、子育て世帯の2つを取っても、やっぱり上限額が異なるということですね、こういったやり方。曾於市では空き家が7件リフォーム、あと、リフォーム一般というのが普通の住居の一般の工事費。あと、家財撤去というのもあります。下

に空き家リフォーム工事が含まれているようでございます。是非とも、近隣自治体のこういったことと大崎町ならではの住宅リフォームということで、この計画は5年以内になっていますが、少しでも早くしていただければと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで、私の質問を終わります。

○議長（吉原信雄議員） ここで、暫時休憩します。2時5分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後1時54分

再開 午後2時05分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、2番、草原正和議員の質問を許可いたします。

○2番（草原正和議員） 皆さん、こんにちは。私は、今回、通告に基づき、大枠、2項目について質問いたします。1点目、住民生活の質の向上に向けた専門職の導入と活用について、2番、過去の一般質問において「検討する」とされた案件の進捗と今後の対応についてを質問していきます。

それでは、1点目、住民生活の質の向上に向けた専門職の導入と活用について。近年、人口減少や少子高齢化により地域社会の課題は複雑化・多様化しています。住民からの相談対応、行政判断の迅速性・公平性、また分野横断的な支援体制の構築がこれまで以上に求められます。そうした中で、行政内部においても法律、福祉、教育、住宅、ICTなどの分野における専門的知見を有する人材の導入が住民の安心と満足度の向上につながるものと考えています。

本日は、こうした観点から住民生活に直結する専門職の導入とその活用についてお伺いします。専門的知見を有する職員の必要について、町長にお伺いします。これらの大崎町の行政において、専門的知見を有する職員の配置は必要だとお考えでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

これからの町行政において、専門的知見を有する職員の配置は非常に重要であると考えております。現代社会は複雑化・高度化しており、例えば防災対策や環境保全、行政デジタル化など、多岐にわたる分野で専門的な知識と経験が求められています。こうした知見を持つ職員を適切に配置することで、より効果的かつ効率的な行政運営が可能となり、住民サービスの向上や町の持続可能な発展につながるかと考えております。

また、専門職員の育成・確保は将来的な町の課題解決にも不可欠であり、そのた

めには積極的な採用と研修体制の整備が必要と考えており、専門性を持つ職員の配置を推進し、質の高い行政運営を実現してまいります。

以上です。

○2番（草原正和議員） それでは、ここ数年の間に住民からの相談や行政判断に当たって、法的・技術的知見を必要とする案件は増加しているとお感じでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

近年、住民からの相談や行政判断において法的・技術的知見を必要とする案件が増加していると感じております。これは、社会の高度化や多様化に伴い、新たな法律や規制の制定などによるものと考えられます。例えば、防災や環境保全、安全管理など多くの分野で専門的な知識を要する案件が増加しており、その対応には専門家や技術者の意見を取り入れる必要性が高まっております。

また、これらの案件は、客観的かつ正確な判断を下すためにも、法令遵守とともに、最新の動向を踏まえた業務が不可欠となっています。このような背景から、私たち行政としましては、継続的な知見収集と人材育成に努め、町民サービスの質向上を図ってまいります。

以上です。

○2番（草原正和議員） そうした中ですね、専門性を求められる案件に対して、現状の町職員体制では対応が難しいと感じた場面はありますか。庁内で課題認識についてお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 現在の職員体制において、専門性を要する案件への対応は十分でないと感じる場面があることは認識しております。これは、現在の人員配置や研修体制において、特定分野の深い知識や高度な技術を持つ専門職の配置が限定的であることに起因しています。

特に新たな法令や制度の導入、ICT化推進など、多様かつ複雑化する課題には専門的な知見を持つ職員の人材不足を感じているところです。このため、今後は、外部専門家との連携強化や職員への継続的な研修、スキルアップを図ることで課題認識を共有しながら対応力の向上に努めてまいります。

○2番（草原正和議員） 不足を感じている場面があるということで、その中で、既に専門性を生かして現場で活躍されている職員がいると思いますが、例えば保健師、建築士のほか、元警察官、元消防士としての経験を生かして職務に当たられる方がいると思いますが、その方々の実績や効果について、町としてどのように評価されているかについてお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町におきましては、専門性を生かして現場で御活躍いただいている職員の皆様

については、その実績と効果を高く評価しております。例えば保健師や建築士の資格を持つ職員は、専門的知識をもとに、地域の健康づくりや安全なまちづくりに寄与しており、その活動によって住民の安心・安全な暮らしを支える重要な役割を果たしております。

また、警察官や元消防士としての経験を持つ職員は、災害対応や地域防犯活動において即戦力となり、多角的な視点から地域課題解決に貢献しています。

これらの人材は、それぞれの専門性と経験を生かすことで行政サービスの質向上と迅速な対応力強化につながっていると考えております。

以上です。

○2番（草原正和議員） 今いる専門職の方たち、知見を有する方たち、多角的な視点から貢献しているということで、さらにですね、暮らしに直結する分野への専門職活用の可能性について質問をします。

町民の暮らしに密着した分野において、専門職の活用は必要とお考えでしょうか。考えをお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

町民の暮らしに密着した分野において、専門職の活用は非常に重要であると考えております。これは、住民一人一人の多様なニーズに的確に対応し、質の高いサービスを提供するためには、専門的な知識や技能が重要と考えます。例えば福祉や医療、教育などの分野では、それぞれの専門職が持つ知見を生かすことで安全・安心な生活環境を築くことが可能となります。

また、総務省も自治体のDX推進に当たり、外部人材を積極的に活用する方針を示していることから、その必要性を感じます。

こうした取組を通じて、町民の皆様がよりよい暮らしを遅れるよう努めてまいります。

以上です。

○2番（草原正和議員） 町民の皆様がですねよりよい暮らしを送れるように努めてまいるということですが、例えば、法務、弁護士等、福祉、地域包括支援専門員、教育、スクールカウンセラー、住宅、建築技術者、ICT、DX推進員、水道事業、管路技師、移住・定住に関しましては、コーディネータ等など、町民の生活に密着した分野での専門職の必要について、どのように捉えているか詳しく教えてください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町は町民生活の質の向上を進めるためには、多様な専門職の配置と連携が不可欠であると認識しております。弁護士や地域包括支援専門員は、法的支援や高齢者、

障害者支援において重要な役割を果たし、安心して暮らせる地域づくりに寄与してございます。また、スクールカウンセラーや建築技術者は、子育て支援や安全・快適な住環境の整備に直結しており、地域の持続可能な発展を支える基盤となります。さらに、行政DX推進や管路技師は、効率的な行政運営やインフラ整備を促進し、行政サービスの向上につながります。これらの専門職は、それぞれの分野で町民のニーズに応え、安全・安心・快適な暮らしを実現するために必要と考えております。

以上です。

○2番（草原正和議員） 今、いろいろ述べられた専門職種の中に必要な資格、経験、また、その資格や経験等が本町の中でどのような役割を果たすことが期待されているかについて町長の見解をお伺いします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

弁護士、地域包括支援専門員、スクールカウンセラー、建築技術者などの各職種に必要な資格や経験について申し上げますと、それぞれの専門性に基づき、高度な知識と実務経験が求められます。例えば、弁護士には法曹資格と実務経験が不可欠であり、地域包括支援専門員には介護福祉士や社会福祉士の資格と経験が必要です。

これらの人材は、町の中でそれぞれの役割を果たすことで町民生活の安心・安全を守り、多様なニーズに応えるための重要な存在となります。特に行政DX推進員は、デジタル化を促進し、法律的な行政運営を支えます。これら職種の育成と確保は、町の持続可能な発展に不可欠であると考えております。

以上です。

○2番（草原正和議員） いろいろな資格があるようですけれども、その中でも弁護士についてお伺いしたいと思います。弁護士の活用について、明石市では過去の文献を見ると、2020年では12人雇用しているという文献を見たり、最近では8名になっている文献も見られるんですが、多く雇用しているところもあるようです。本町においても法務に関する専門職として弁護士の活用の必要はあるとお考えでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町においても、法務に関する専門職として弁護士の活用は非常に重要であるとと考えております。弁護士は法律の専門的知識と豊富な実務経験を有しており、複雑な法的課題や紛争解決において適切かつ迅速な対応が可能です。特に公的機関や地域住民の権利・利益を守るためには法律の専門家による助言や代理業務が不可欠であり、その結果、行政運営の適正化や円滑化につながります。また、近年増加する契約や条例制定など、多岐にわたる法的業務に対処するためにも弁護士の積極的な活用は必要不可欠と考えます。

これらの理由から、本町でも弁護士の専門的支援を受けることが、町民サービス向上と行政の適正運営に寄与すると考えられます。

以上です。

○2番（草原正和議員） 必要だと考えているということですが、弁護士はですね法律的な裁判とかそういう紛争のほかにも、相続や未登記の土地、耕作放棄地などの問題、複雑化する土地の関連の課題に対して、弁護士の助言や関与が有効であると考えます。町の認識はいかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

相続や未登記土地、耕作放棄地の問題は、近年、人口減少や高齢化の進展に伴い複雑化・多様化していることから、適切な対応が求められております。こうした課題に対しましては、法的な知識と専門的な助言を有する弁護士の関与が非常に有効であると認識しております。

弁護士は、所有者不明土地の権利関係の整理や相続手続の円滑化、土地利用に関する法律上のアドバイスを提供できるため、土地管理や利用促進に大きく寄与します。実際に本町でも、法的専門家との連携を強化し土地所有者への相談や理解を求める対応など、具体的な取組を実施しているところです。

今後も、弁護士等専門家の助言を積極的に活用し、土地問題の解決と地域の持続可能な発展につなげてまいります。

以上です。

○2番（草原正和議員） 土地問題はですね相続等で亡くなられた場合に印鑑が揃わないという場合、もしくは、印鑑は揃いそうなんだけども、どうやって調べればいいのかわからないと。調べる場合には多額の費用がかかるというようなことが上げられているようです。そのようなことの解決のためにもですね是非検討をしていただきたい。

また、続きまして、隣地間の境界や通行、排水のトラブルについて、行政として弁護士の助言をもとに早期に解決を図ることがあるのではないのでしょうか。そのような効果は、町長はどのように考えているかお話してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

境界や通行、排水等の隣地間トラブルに関しましては、地域住民の生活環境や円滑なコミュニケーションを確保するために非常に重要な課題でございます。行政として弁護士の助言をもとに早期解決を図ることには、多くの効果が期待されます。

まず、法律的観点から、適切なアドバイスを受けることで紛争の根本原因を正確に把握し、公平かつ法的に妥当な解決策を提示できる点です。また、専門家の意見を取り入れることで、感情的な対立を抑えつつ、迅速かつ円満な解決へと導くこと

が可能となります。これにより、地域の不安や不信感の拡大を防ぎ、住民間の良好な関係維持にも寄与します。このことから、弁護士助言による早期対応は、地域社会の安定と住民満足度向上に資するものと考えております。

以上です。

○2番（草原正和議員） いろいろなトラブルの中ではですね感情的になる部分が多くあると思います。民間と民間、もしくは民間と行政という中で第三者が入ることによってですね、助言をいただくことによって冷静になったりとか、見解の違いがあつてそういうことだったのかということによって解決する部分が多々あると思います。弁護士の配置はですね住民だけでなく、職員にとっても、法的判断に委ねられる安心材料となり、行政全体の信頼向上にもつながると考えますが、町長のお考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

弁護士の配置について御質問をいただきまして、ありがとうございます。現在、本町では法的判断や助言を専門的に行うために顧問弁護士と委託契約を締結しております。この体制により、職員が安心して行政運営を進められるよう必要な法的支援を適時適切に提供できると考えております。

顧問弁護士は常駐しなくても、緊急時や重要案件について迅速かつ正確な判断を下すことが可能であり、その専門性と柔軟性は行政の信頼性向上につながるものと認識しております。したがって、新たな弁護士配置は、現状の委託契約体制のもとでは難しいと考えておりますが、今後も、よりよい法務体制の構築に努めてまいります。

以上です。

○2番（草原正和議員） よりよい法務体制の構築に努めてまいるということでしたので、要望を申し上げておきます。

ここで、事例として町長にお伺いしたいと思います。これは特に本町の担当課が対応が悪いとかそういう事例ではないです、一般的なインターネット等で拾ってきた事案になるんですけども、道路に陥没があった場合に、そこに高級車が入って車が損傷した場合に、これは名古屋高裁であったんですけども、高級車、穴で損害で400万円の賠償を命じたといったときに、そのような判断、穴を修理する、しない、どのような頻度で判断を本町はされていますか。

○町長（東 靖弘君） 過去にもそういった事例はありました。グリーンロード上で穴が開いていて、そこにバイクが突っ込んできて転倒や負傷といったことから賠償の責任があったことを対応させていただいたところであります。やはりそれは行政の瑕疵ということがありますので、そういったことについては十分点検が非常に必要

となってくると思います。そういったことがなされないことによって事故が発生したときの行政の瑕疵責任は非常に大きくなりますので、注意してまいりたいと思います。

○2番（草原正和議員） 事例で穴を持ちましたが、私も何度か穴を通学等であって危ないかなという相談をしたことがありますけど、本町は相談すると割と早くもうしっくれたとやというようなやっぱり安全に関わる部分は早くしてくれるようには感じております。倒木で、通行に問題はないけれども道路の隣地から上空で枝が折れ、上空で橋渡しになっている状態の中、通行には問題がないと所有者に相談をしてくれというような回答があるようです。確かにそうだなとは思いますが、ただ、それが落下してきたときに死亡事故等につながったりした場合、もしくは隣地の枝が道路にはみ出しているのを気づいたのに急な飛び出し等でよけた際に木の枝と接触した。それは、でも道路上だった場合に、どれぐらいの過失があるのか、賠償をしないといけないか、その相談をですね、これは事例で出てきて判例が分かっているんですけども、瑕疵があった、なかった、だからそういう判断を、今、いろんな見方が、法律は先ほども質問の中で第何条とかいうものがあつたんですけども、法律は答えが1つではないと思うんですよ。テレビ等でも行列のできる相談所とありますけども、有名な弁護士の意見が2つに割れることがあるんですけど、見方、捉え方によって回答が違ってくる部分があると思うんですよ。課長さんが、必死に職員が調べて住民に対して回答をしたのに、見解の違いでもめ事になったりした場合に、やはりですね迅速に相談をしたい。そこは町民の皆様も、テレビで見た、雑誌で見たとあるけどどうなんだろうという相談をするときに、窓口に来てそれと違う展開だったときにはやっぱり感情的になるんですね。そういった中でお互いが相談できる場所、これはどちらにとっても落ち着いた話ができ幸福度が増すのかなと思います、その点についてどう思われますか。

○町長（東 靖弘君） 隣地の樹木が歩道、町道に倒れてきて、そこで車なり人にけがをさせてしまったといった事例はあるのかと思います。

先般、日本経済新聞を見ておりましたら、そういったことに対しての行政の過失が問われておりました。所有者は隣の全く民間人が所有していて枝が出てきたり木が倒れてしまっている。それを行政職員が何回もそれを見ていながら対策を講じなかったということが、立木を持っている者より行政の過失責任ということが非常に大きいと、これが判例として出されておりましたので、今、草原議員がおっしゃるように常に二とおりの見解が出てくると思いますけれども、そういったことに対して行政職員としてはそういった注意も十分すべきだと思います。通常は持ち主が処分したり、枝が相当出てきたら注意したりしますが、木そのものが倒れてきて、

逆に行政にそういった賠償責任を命じられた判決が出ていましたので、こういったことにつきましては想像し難い判決でありますけど、でも、それが正当性を持って証明されていきましたから、十分そういったところについては確認しながら、また、我々も勉強しながらそういったことがないようにしていくべきだと思っております。

○2番（草原正和議員） これはいろんな方向から見たときに両方とも言い分はわかるんですけども、木の枝が飛び出ている、危ないから切つてと所有者に担当課長が幾らお願いしても聞いてくれないと、それでも放置していたのかという職務怠慢じゃないかという取り方、もしくは、そんなので行政からの指導を無視していれば行政が切ってくれるんだと思えば無数に出てくると思うんです。そこは考え方がいろいろあるので、そういうようなときにやっぱり法律的な見解から、切らないところというのがあるんだよとあるとやっぱり聞いてくれる住民とかも出てくるんじゃないかなと考えております。

続きまして、弁護士の件は以上なんですけども、専門職ということで測量士、土地家屋調査士の必要性について提案を1件申し上げます。土地の貸し借りの問題です、耕作放棄地と、特に境界がわからなくなっていたり、土地を集約したい場合、農家がですね賃貸した場合に、畦を取っ払いたいという提案があったときに、返却する際に境界がわからなくなるからそういうことはしないでくれということで、小さな土地が耕作放棄地になっているところが多く感じられます。全国でそういうのをみたところ、測量士や土地家屋調査士等でそういうところで一括して借り上げたり、集約した場合には返却の際、そういうことが生じた場合には区有地等を行政のほうで責任を持つから心配ないよと、特に高齢な方が土地を持っている場合は返却のときに大丈夫かな、わからんごとなっておいげん土地はどっかどこずいかわからないよと、そげなことはせんでくれということが多々あるようです。そのようなときに、最後どういう手続を準備しているか、1枚にまとめたものを返すより、そのまま相続されてもそのままつくってくれという案件が多いのですが、やっぱり不安はぬぐえないんですね、いつかは売却するときも境界がわかってないと売買ができませんので、そのようなときに専門職としてそういうことがあったり、委託としてそういうことの責任を行政が最後はお手伝いをするから、貸し借りしたり、耕作放棄地をどうにかしませんかという考えについては何かお考えはないでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、農地の集積、効率化を進める上で畦畔の取扱いに関する課題は重要な御意見であると認識しております。農業は、本町の基幹産業であり、持続可能な農業経営を確立していくことは喫緊の課題でございます。

現在、御提案いただきました測量士や土地家屋調査士といった専門職の配置を直

接的に行うことは考えておりませんが、農地の有効活用に向けた取組は継続して行っております。

農地の集積につきましては、農地中間管理機構を通じた取組や、農業委員等の皆様が地権者と利用者の間に入り、個別の状況に応じた調整に尽力していただいております。

しかしながら、畦畔の台地撤去に関する地権者の皆様の御意向は、長年の慣習や隣接する農地との関係など多岐にわたる背景があり、一律に対応することが困難なケースがあることも承知しております。個人の財産でもありますので難しいのではないかと考えております。

今後は、御指摘のような具体的な事例がどの程度あるのか、あるいは他自治体によって、こうした畦畔の課題に対しどのような先進的な解決を講じられているのか、まず情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○2番（草原正和議員） 管理機構や農業委員等で対応をしているということですが、先日も町長が、人口減少の中、町を発展させ大きな変革を伴うという言葉もあったようにですね、今までと一緒にでは変革しないんですね。新たな取り入れ、新たなそういう制度、何か考えていただけるように要望を申し上げておきます。

続きまして、導入の方法の検討についてお伺いします。今後、専門職の導入に当たり、本町として導入の必要性をどのように認識されているかについて伺いします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

専門職の導入は、地域課題の多様化と複雑化に対応し、より効果的な行政運営を実現するために極めて重要であると認識しております。

近年、地方自治体においても、多様な専門知識や高度な技能を持つ人材の確保が求められており、その役割は従来の行政サービスへの質向上だけでなく、新たな政策展開や住民ニーズへの迅速かつ的確な対応にも不可欠です。本町としましても、地域特性や課題に応じた専門職を積極的に配置し、住民サービスの向上と持続可能なまちづくりを推進していく必要性を強く認識しております。

このことにより、行政の効率化とともに、地域住民の満足度向上にも寄与できるものと考えております。

以上です。

○2番（草原正和議員） 必要性を強く認識しているということでしたが、導入方法として、非常勤、嘱託、委託、県との連携、町村間の共同雇用といった方法が考えられますが、それぞれのメリット・デメリットについてどのように整理されているかについてお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

非常勤や嘱託、委託、県との連携などの導入は、それぞれメリットとデメリットがあると考えます。非常勤や嘱託は柔軟な人員配置が可能であり、コスト面でも抑制できる一方で、継続性や専門性の確保が課題となる場合があります。委託は、業務効率化や専門性の向上に寄与しますが、自治体の自主性や地域密着性が損なわれるおそれもあります。また、県との連携や町村間の共同雇用は規模拡大による効率化や人材交流を促進しますが、調整に時間を要し、意思決定の遅れや運営の複雑化も伴います。これらを踏まえ、本町では地域ニーズに応じて最適な導入方法を選択し、多角的な視点から効果的な人材確保の体制に努め、実施してまいります。

以上です。

○2番（草原正和議員） 地域のニーズに応じて最適な導入方法を選択するということでしたが、こういった導入に当たってですね財政的課題、人材確保、任期設定など具体的にどのような課題があると捉えていますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

専門職の導入に当たりましては、まず、財政的課題が重要なポイントと認識しております。新たな人材を確保し、適切な報酬体系を整備するためには、一定の予算措置が必要となります。また、人材確保については、専門性の高い人材の育成や採用が求められますが、そのためには研修や資格取得支援などの制度整備も不可欠です。さらに、任期設定に関しては、長期的な視点で安定した運用を図る一方で、柔軟な配置転換や更新制度を設ける必要があります。これらの課題を解決するためには、計画的な予算配分と制度設計が求められるとともに、多様な人材確保策や継続的な評価・改善が不可欠であると考えております。

以上です。

○2番（草原正和議員） 課題等について十分認識しているのかと受け取ったのですが、これらについてモデル地区の設定や、優先分野を設けて段階的に導入を進める考えがあるかについてお伺いします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

専門職の導入に当たりましては、現状の社会的ニーズや行政運営の効率化を踏まえ、優先分野を設定し、段階的に進めていくことが重要であると考えます。すべての分野で一斉に導入を行うことは困難であり、まずは医療や介護など社会保障分野を中心に取り組むことで、その効果や課題を把握しながら、次第に他の分野へと拡大していく方針が望ましいと認識しています。

今後、具体的な優先分や段階的導入については、さらなる検討を重ねてまいります。これにより、効率的かつ効果的な専門職活用を実現し、町民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（草原正和議員） 検討をしてみたいということで、次の質問でもですね検討をする答えはどうなったのかというところがあるように、質問を通じて専門職の導入が必要であるというのは共通の認識なのかなと感じております。町民の安心や、行政運営への信頼向上を図るためにですね必要な分野における専門職の導入、また、その在り方について、具体的な方針づくりや制度設計を進めていただくことを期待しております。また、そういう専門職の雇用は町民にとっても、職員にとっても、相互の幸福度が増すのではないかなと、相談窓口の明確化、日常の法的トラブルの早期解決、生活の安心感を高める大きな支えとなります。行政と住民の双方にとって多くのメリットがあることから、導入に向けたさらなる検討、前向きなですね進めていくという検討ですね、をお願いしたいと思います。

続きまして、大枠2点目、過去の一般質問における、検討するとされた案件の進捗と今後の対応についてお伺いします。本町では、町民の皆様の多様な声や生活課題を受け、これまで各議員からの一般質問において、「前向きに検討する」「今後の課題としたい」といった答弁が多数ございました。これらは、議員個人の考えに留まらず、地域発展、生活基盤の安定、仕事や雇用の創出、生きがいくくりといった多方面からの町民の切実な声を集約したものです。検討するという答弁に対して、町民の皆様は未来への期待を抱いております。その町民の思いや信頼に町長としてどのように応えていくのか、町の未来をどう導いていくのかを明らかにするために、以下のとおりお尋ねします。

これまで検討すると答弁された案件の中で、具体的に進展した事例はあるか。また、現在、実施に至った、または明確な方向性が定まった案件があれば、その内容と進捗状況についてお示しください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

具体的に進展した事例はあるかとのお尋ねでございますが、教育関係で申しますと、給食費の完全無償化、小中学校の冷水機の設置など実施いたしました。また、明確な方向性が定まった案件のお尋ねで申しますと、企業誘致につながるような働きかけを行い、ただいまの定例会において上程し、審議していただいております菱田中学校や大崎第一中学校跡地の有効活用でございます。また、他の事業におきましても、関係課と検討を進めながら実施できたものもございます。

以上です。

○2番（草原正和議員） 私も就学中の子どもがいるので給食費の無償化、また冷水機等はですね特に子どもたちからはよかったという声を聞いております。またですね進んでいる案件として菱田中学校、大崎第一中の跡地、審議中なのでいろんな声は

聞きますけども、今まで何も着手していなかったことに大きな一歩を踏み出したのかなとは思っています。先ほども言いましたけど、町長は大きな変革を発展のためには伴う、大きな変革になるのではないかとは思っております。ただし、変革には摩擦が生じてくるんですね。摩擦というと、私は整備の仕事もしているんですけど、摩擦、そのまま放っておくと熱が発生して、そのまま進むと発火すると、火がつくと、これも一緒だと思うんですね。そこに対しては、そうならないように潤滑剤等を投入すると円滑に進むんですね。どのような潤滑剤が必要なのか、十分にですね、その地区だったり、近隣だったり、あとは商工者、周りの農業者、いろんな部分に配慮して、どういう潤滑剤が必要なのか、進めながらも考えていく必要があるのかなど、潤滑剤をいろいろ試行錯誤して検討していただければなど要望を申し上げておきます。

それでは、検討中の案件のうち、検討が長期化している理由と課題は何か。進捗が見られない案件について、町として検討が進まない原因をお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

検討が長期化している理由と課題は何か、進捗が見られない案件について、町として検討が進まない原因のお尋ねでございます。議員より質問のありました内容につきまして、漏れている部分や実施できた部分もあるかもしれませんが、次の3項目につきまして答弁をさせていただきます。

1点目に、地域コミュニティ関連でございます。地域コミュニティ協議会関連の自治組織や協議会の在り方につきましては、地域や団体と協議し、研究を進め、勉強していくと答弁したところですが、現在の進捗状況につきましては、地域コミュニティの在り方について、令和6年度に菱田公民分館を本町のモデル地区と指定し、地域コミュニティの理解と意識を深めるため、講師を招致しての講習会や先進地研修を行い、地域住民が考える課題や地域資源の掘り起こしを行ったところです。また、令和7年度からコミュニティサポート業務をコミュニティサポートかごしまに委託することで、より効果的な支援体制の整備を図ります。令和7年6月に、第1回目の検討会を開催し、地域コミュニティの在り方について議論を始めたところです。

2点目に、児童館や子ども館、インクルーシブ公園など、子どもが遊び、学べる居場所づくりにつきまして、複合的な施設の在り方も含め慎重に検討すると答弁したところですが、現在の進捗状況につきましては、女性活躍推進会議からも提案をいただいておりますことから、今後の女性活躍推進会議の動向も注視したいと思っております。また、役場内でも、保健福祉課や建設課、教育委員会部局の関係職員を集めて協議もスタートしたところですが、さらに、他の施設整備の状況や子育て

世代の声など、多くの意見、情報を集めながら進めていきたいとの報告を受けておりますので、今後も継続して検討を進めてまいります。

以上です。

○2番（草原正和議員） いろいろな、まだ進まない理由とお答えいただきましたが、今言われたもので認識をしました。そのほかに畜産のことはどうなっているかについてお伺いします。

○町長（東 靖弘君） 失礼いたしました。

先ほどの答弁の3点目が漏れておりましたので、改めてお話をさせていただきます。3点目は、畜産関係の支援策につきまして、どういう支援策が必要か検討していくと答弁したところですが、畜産関係の検討につきましては飼料価格、生産資材、燃油高騰、子牛価格等の下落など、非常に厳しい経営環境に直面している畜産農家に対しまして、これまでも令和5年度に配合飼料高騰対策事業、令和6年度に畜産経営支援交付金など状況に応じて必要な支援を続けてきており、成果が上がっていると考えているところです。今後も、畜産関係など各種の価格動向に注視しつつ、必要に応じて、引き続き支援ができるよう努めてまいります。

畜産農家への他の補助金などの支援につきましては、助成制度を進めると答弁したところですが、令和7年度より、元牛導入補助金など、自家保留等も対象とした政策を今年から新しく実施しておりますので、畜産基盤の維持発展につなげていけるように取り組んでまいります。

農作物や放牧地における有害鳥獣対策につきましては、有害鳥獣捕獲実施隊の設置は担当課と協議を進めていくと答弁したところではありますが、本年4月より、大崎町猟友会及び野方猟友会から4名ずつ会員を推薦していただき、より有害鳥獣捕獲に特化した大崎町鳥獣被害対策実施隊を4月18日に実施隊員として委嘱をし、活動していただいているところです。現在、町民の方々の駆除依頼等に対して迅速に対応していただいているところでございます。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） 3点お聞かせいただきましたけども、コミュニティについて、またですねインクルーシブ公園等、また畜産関係ですね、有害鳥獣も含めてですけども、まだ、これからやっついていかないといけないことが残っているのではないかなと思われま。また、畜産関係だけでなく農業に関しては、畑作、施設園芸、水田、そのへんも資材高騰等でかなりの影響を受けているようです。畜産に関しては少し市場価格が戻ってきつつあるようですけども、飼料高騰、資材高騰等でなかなか厳しいという声を、継続的な支援をとという声も聞いておりますので、何もやっていないというわけではないと思います。今聞いたように、いろいろやっついて、農家の

方からも、他の市町村より大分やっけていただいているという声も聞きます。それでも苦しいという声があるのは事実。また、イノシシ等の有害鳥獣に関しましても実施隊を設置していただいて、これから進んでいくのかなと思いますが、先ほどの同僚質問からもあったようにイノシシのことが質問されるということは、まだ、やはり困っているということなんですね。そのへんについて継続して検討・実施をしていただきたいと要望を申し上げておきます。

あと2点だけ、過去の質問でお聞かせください。中央運動公園の芝生化についてと、スポーツ施設の充実化の2点については、今どのような形になっているのかについてお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 2点の御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○社会教育課長（西竹信也君） スポーツ施設の充実化と中央運動公園の人工芝化につきましては、中央運動公園等のスポーツ施設につきましては教育委員会が所管しておりますので、関係でスポーツ施設の充実化では、グラウンドの整備、ナイター設備などの充実化につきまして、総合的に検討を重ねてまいりたいと答弁を町長のほうでしたところですが、現在の進捗状況につきましては、各運動公園等の利用につきましては、これまで自治公民館や公民分館、スポーツ少年団、スポーツ協会の各競技団体など、子どもから高齢者まで幅広い世代の町民の方に利用していただいております。また、スポーツ合宿利用としても、ビーチバレーボールやサッカーなど、多種多様な競技種目の方に利用していただいているところでございます。

そのことを踏まえまして、町民の皆様や合宿利用者の方の多様なニーズに対応できる柔軟なスポーツ施設の構築が必要不可欠であると考えておりますので、中央運動公園の排水対策と人工芝化も含めまして、引き続き、商工観光課等と総合的に今後のスポーツ施設の整備について協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） いろいろお聞かせいただいて、少しずつでも着実に進んでいるのかな、検討をされているのかなと感じたところでした。今後の検討課題に対する取組について質問をしていきます。

検討課題とした案件を、どう取り扱い、町民にどのように説明していくのか、検討するという答弁に留まらず、町民に対して透明性のある説明責任をどう果たしていくのか、進捗管理や情報公開の在り方について町長のお考えをお伺いします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

町民の皆様に対しましては、透明性を確保し、説明責任を果たすことが行政の基本であると認識しております。今後は、進捗管理については広報誌、ホームページ

等を活用し、具体的な進行状況や課題について、わかりやすく情報の提供に努めてまいります。

また、住民からの意見や要望など双方向のコミュニケーションを図ることで、信頼関係の構築に努めてまいります。

また、情報公開の手法についても、多様な媒体を通して公平かつ迅速な情報を提供し、これらの取り組みを通じて町民の皆様への説明責任を果たしてまいります。

以上です。

○2番（草原正和議員） 今回の質問に当たって、検討されているということが進んでないんじゃないかという指摘の質問というよりは、どうなっているんだろうと、やはり町民の皆さんが期待しているという観点から質問をしたところだったんですけども、聞いてみると、そのように進んでいるということがわかると思うんですけども、町民が未来に希望を持てる検討の在り方は何か、検討すると答弁が、単なる先送りにならず、実効性のある政策形成の第一歩となるために、町長としてどう向き合っていくのかについて、お聞かせください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

検討するという表現は、単なる先送りではなく、具体的な政策実現に向けた第一歩として位置づけております。町としては、まず関係部署と連携し、現状の課題などを詳細に把握・分析し、具体的な計画を策定することを重視しております。その上で、実現可能性の高い施策から優先的に取り組む姿勢を徹底し、進捗状況についても定期的に評価・見直しを行います。また、町民や関係者の意見を反映させることで、実効性のある政策を実現できるように、検討が具体的な成果とつながるよう努めてまいります。

これらの取り組みを通じて、より信頼される行政運営を目指してまいります。

以上です。

○2番（草原正和議員） 検討中の案件に対して、多くの町民は将来の暮らしが少しでもよくなるかもしれないという期待を寄せています。その声はどう応えていくのかを、町政の信頼性に直結する重要な課題です。町長の御自身の言葉で今回答えていただいたとっておりますので、これらの町民の思いにしっかりと応えていただけるように、情報公開等もしていくということでしたので、しっかりと情報を伝え、着実に進んでいっていただきたいと願い、今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉原信雄議員） 以上で、本日の一般質問は終了いたしました。

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

-----○-----

散会 午後2時56分

第 4 号

6 月 2 5 日 (水)

令和7年第2回大崎町議会定例会会議録（第4号）

令和7年6月25日

午前10時00分開議

於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（10番，11番）
- 日程第 2 行政報告
- 日程第 3 議案第26号 土地の処分について
（大崎第一中学校跡地（土地の処分及び町有財産（建物）の無償譲渡）に係る審査特別委員長報告）
- 日程第 4 議案第27号 町有財産（建物）の無償譲渡について
（大崎第一中学校跡地（土地の処分及び町有財産（建物）の無償譲渡）に係る審査特別委員長報告）
- 日程第 5 議案第28号 土地の処分について
（菱田中学校跡地（土地の処分）に係る審査特別委員長報告）
- 日程第 6 議案第29号 令和7年度大崎町一般会計補正予算（第1号）
（総務厚生常任副委員長報告）
- 日程第 7 議案第30号 令和7年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
（総務厚生常任副委員長報告）
- 日程第 8 議案第32号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第33号 令和7年度大崎町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議員派遣の件
- 日程第11 閉会中継続審査・調査申出書

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 藤 田 香 澄 | 7番 神 崎 文 男 |
| 2番 草 原 正 和 | 9番 中 倉 広 文 |
| 3番 岡 元 修 一 | 10番 中 山 美 幸 |
| 4番 富 重 幸 博 | 11番 鷺 東 慎 一 |
| 5番 児 玉 孝 徳 | 12番 吉 原 信 雄 |
| 6番 稻 留 光 晴 | |

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

8番 宮本 昭一

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	東 靖 弘	農林振興課長	鎌 田 洋 一
副 町 長	千 歳 史 郎	建 設 課 長	美 戸 博 明
教 育 長	穂 園 正 幸	農委事務局長	松 元 昭 二
会 計 管 理 者	岡 留 和 幸	水 道 課 長	川 越 龍 一
総 務 課 長	宮 本 修 一	教委管理課長	相 星 永 悟
企 画 政 策 課 長	渡 邊 正 一	社 会 教 育 課 長	西 竹 信 也
商 工 観 光 課 長	上 野 明 仁	税 務 課 長	谷 迫 利 弘
町 民 課 長	本 松 健 一 郎		
環 境 政 策 課 長	竹 本 忠 行		
保 健 福 祉 課 長	岩 元 貴 幸		

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	久 保 健 一 朗
次 長	上 橋 孝 幸
次 長	松 元 幸 紀
庶 務 係 主 任	西 ゆ か り

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉原信雄議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、中山美幸議員、及び11番、鷲東慎一議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 行政報告

○議長（吉原信雄議員） 日程第2「行政報告」を行います。

これを許可します。

○町長（東 靖弘君） 令和7年第2回議会定例会最終日に当たり、諸般の行政報告をいたします。

令和4年12月定例会において議決をいただきました新電力小売事業者との契約に係る債務不履行に伴う損害賠償請求訴訟につきまして、その後の進捗状況について報告いたします。

本件につきましては、町が当該事業者を相手どり、契約不履行による損害賠償額1,080万2,834円の請求を行い、訴訟を進めていたところですが、係争中に相手事業者が自己破産の申立てを行い、裁判手続は中断となりました。その後、破産手続が開始され、令和7年5月に破産管財人により簡易配当による通知が届きました。これによると、町が請求していた損害補償額1,080万2,834円に対し、配当金として74万6,956円が支払われる旨の通知を受けております。この金額が、本町に対する配当額のすべてであり、残額についての配当は見込まれておりません。当該配当金につきましては、令和7年6月11日、町の歳入として適正に処理いたしました。

また、今回の事案を教訓として、今後の契約締結時における相手方の経営状況の確認や、リスク管理の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

以上で、報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これで、行政報告を終わります。

-----○-----

日程第3 議案第26号 土地の処分について

日程第4 議案第27号 町有財産（建物）の無償譲渡について

○議長（吉原信雄議員） 日程第3、議案第26号「土地の処分について」、日程第4、

議案第27号「町有財産（建物）の無償譲渡について」、以上2件を一括議題といたします。

本案について、大崎第一中学校跡地（土地の処分及び町有財産（建物）の無償譲渡）に係る審査特別委員長の報告を求めます。

○大崎第一中学校跡地（土地の処分及び町有財産（建物）の無償譲渡）に係る審査特別委員長（鷲東慎一議員） ただいま議題となりました議案第26号、土地の処分について、及び議案第27号、町有財産（建物）無償譲渡についての審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、6月10日の本会議において本特別委員会に付託されたもので、大崎第一中学校跡地（土地の処分及び町有財産（建物）の無償譲渡）に係る審査特別委員会を設置し、6月12日及び6月23日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

議案の内容については本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、油化事業部分の国・県補助金収入について、先般開催された住民説明会では、「補助金は受けない」と答弁されていたようだが、提出資料では、令和7年度からの2か年で合計1億円を見込んでいと記載されている。矛盾しているのではないかとの問いに対し、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金は、事業主が直接申請するため、町は補助金申請には関与しない。住民説明会での発言は、町経由の補助を否定したものであるとの答弁でありました。

次に、教室及びグラウンドの料金設定の試算はとの問いに対し、地域住民などの要望や意見に対し、先方からは、「町と協議した上で配慮に努め、地域の方々が使いにくい値段設定にならないよう努める」と回答を得ているとの答弁でありました。

次に、ビニールの飛散防止について、確約を求めることはできないかとの問いに対し、保管方法はフレコンバッグを使用し、高さは1メートル未満とし、追加対策として、グラウンド境界にフェンスの設置を予定している。監視体制は、町環境政策課と鹿児島県が現地調査を行い、許可権者である鹿児島県が是正指導等を行うなど、適正な管理の徹底に努めるとの答弁でありました。

次に、立地協定を締結する場合、町から補助金を支出するののかとの問いに対し、現時点で立地協定の話はないが、仮に締結する場合は企業立地促進補助金の適用があり、補助金額は最大2億円であるとの答弁でありました。

次に、契約書内に違約金条項の記載は求められないかとの問いに対し、契約書案第14条に「買主は、正当な事由なく規定する事項に違反したときは、売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として、売主である町に支払わなければならない

ない」との条項を設けるとの答弁でありました。

次に、事業計画案及び投資 20 億円程度の油化事業に関して詳細な説明をとの問いに対し、先方からは、「事業化検討が、初期段階で土地が取得できるかどうか前提条件となっており、現時点では売上げ予測や費用構成が固まっていないため、詳細な資料提供は困難である」との回答を得ているとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、討論を終結し、その後、採決に入り、議案第 26 号、土地の処分について、及び議案第 27 号、町有財産（建物）無償譲渡については、原案のとおり可決すべきものと、出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

しかしながら、本件に対しては、契約後の不確定要素が多く、引き続き、事業監視の徹底（進捗状況の義務化）や情報開示の拡充（立地協定や補助金関連等の議会事前報告）、契約履行の担保（違約金条項）など徹底していくよう要請する。

以上で、大崎第一中学校跡地（土地の処分及び町有財産（建物）の無償譲渡に係る審査特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。

まず、議案第 26 号「土地の処分について」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。本案についての委員長報告は可決であります。

議案第 26 号「土地の処分について」は委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号「土地の処分について」は、可決されました。

次に、議案第 27 号「町有財産（建物）の無償譲渡について」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。本案に対する委員長報告は、可決であります。

議案第27号「町有財産（建物）の無償譲渡について」の委員長の報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号「町有財産（建物）の無償譲渡について」は、可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第28号 土地の処分について

○議長（吉原信雄議員） 日程第3、議案第28号「土地の処分について」を議題といたします。

本案について、菱田中学校跡地（土地の処分）に係る審査特別委員長の報告を求めます。

○菱田中学校跡地（土地の処分）に係る審査特別委員長（鷲東慎一議員） ただいま議題となりました議案第28号、土地の処分についての審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、6月10日の本会議において本特別委員会に付託されたもので、菱田中学校跡地（土地の処分）に係る審査特別委員会を設置し、6月13日及び6月23日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

議案の内容については本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、敷地内に杭が残っている理由はとの問いに対し、平成30年度の事業である大崎町スポーツ交流施設整備事業に際し、国の概算要求時では、体育館部分を除いて杭を撤去することを含めた積算であった。町の予算及び実施設計では、杭を宿泊施設などの新築建築の基礎杭の一部として再利用することで、コスト低減、工期の短縮、解体に伴う廃棄物・騒音・振動などの環境負荷の低減が図られることから、

一時的に杭を残置することとし、除外していた。その後、合宿施設の整備が見送られ、杭撤去後の復旧方法によっては地盤の安定性を損なう可能性があることから、跡地の利活用計画が具体的になった際に、撤去の方法や埋め戻し方法等を改めて検討し、不要になった時点で撤去することとしていたためとの答弁でありました。

次に、契約書に、交通安全対策について、より強い表現での記載は求められないかとの問いに対し、先方からは、「大規模小売店舗立地法に交通安全対策が規定されているため、法に則り、道路管理者、警察、地域の関係者と十分協議の上、対応させていただく」との回答を得ているとの答弁でありました。

次に、住民の要望については、契約書の条項を整理した上で盛り込むことはできないかとの問いに対し、土地売買契約書における特約条項第21条第7項に、住民からの意見・要望に関する包括的条項を追記している。要望等は、予定している立地協定の中でも協議してまいりたいとの答弁でありました。

次に、補正予算で計上されている1億2,000円万円の工事発注と企業立地協定は、どちらが先になるのかとの問いに対し、最初に土地売買契約、次に町発注の工事契約、その後、先方の大規模小売店舗立地法の事務届出が発生すると思われる。立地協定については、工事の契約のあとが想定されるとの答弁でありました。

次に、杭抜き工事の被害調査範囲は、県道を挟んだ向かい側も対象かとの問いに対し、工事敷地に隣接する住宅すべてが対象であり、県道向かい側も含まれるとの答弁でありました。

次に、杭抜き工事において、騒音が少ないとされるフライヤー工法を選定した理由はどの問いに対し、鹿児島市鴨池の商業施設解体での実績を参考に選定した。ほかの工法は比較せず、騒音が少ない点を重視したとの答弁でありました。

次に、杭抜き工事において、周辺の住宅等に被害が発生した場合の補償責任の所在はどの問いに対し、第一義的責任は業者にあると認識している。ただし、発注者である町も責任を負うため、業者への監督を徹底する。なお、被害が発生した場合は、保険会社と連携して対応することになるとの答弁でありました。

さらに、委員から、賃貸住宅において、家主から損害賠償請求があった場合や借家人への補償はどうなるのかとの問いに対し、家主との立ち合い調査を基本とするが、借家人が退去を迫られるケースなどは個別に協議するとの答弁でありました。

次に、菱田公民分館長が令和6年2月に提出した、菱田中学校跡地の地域活性化のための活用に関する請願書の取扱いはどのように対応するのかとの問いに対し、地域コミュニティセンターの設立に関する請願であったが、今回の案件により、菱田中学校跡地に新しい施設をつくるという方向性はなくなったものと認識している。先般開催された住民説明会では、菱田改善センターなど、既存施設に必要な改修を

しながら使っていくという町長答弁であったとのことでありました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、討論を終結し、その後、採決に入り、議案第28号、土地の処分については、原案のとおり可決すべきものと、出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

本案件に対し、議員全会一致をみた要因として、東町長をはじめ執行部の真摯な議論及び対応、二元代表制に対する姿勢を高く評価します。引き続き、審議過程の議会からの質疑の回答・要望も踏まえ、答弁を着実に執行され、町民への丁寧な説明責任と対応策を履行し、本町の発展、住民福祉の向上に邁進していただきたい。

以上で、菱田中学校跡地（土地の処分）に係る審査特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。

議案第28号「土地の処分について」の委員長報告に対して、何か質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○1番（藤田香澄議員） 本議案に、賛成の立場から討論いたします。

長らく活用が検討されてきた菱田中学校跡地において、今回、数か月にわたる交渉の末、スーパーセンタートライアルの出店計画の受入れ及び町有財産を売却するに至ったことは、地域の利便性向上のみならず、商工業やスポーツ分野における相乗効果も、今後の関わり方、提案の仕方次第では期待できるものと認識をしております。

また、さきに菱田中学校跡地の地域活性化のための活用に関する請願書を提出された町民や、菱田地域以外の町民のニーズを一定程度満たす内容となっている点も評価できるものと受け止めております。

ただし、この判断を支持するに当たっては、周辺地域で暮らす町民の生活環境に十分配慮することが大前提です。実際に、生活への支障や不安の声も寄せられています。

先ほどの報告にもありましたとおり、具体的には杭抜き工事などにより住宅への被害が生じた場合に備え、補償の方針を明確化、また関連のある町民に周知をすること、また、出店に伴い懸念される交通渋滞への対応、通学時の安全確保、ジャパンアスリートトレーニングセンターで行われる行事等で必要となる駐車場確保についても、国・県など関係機関と継続的に協議をし、実効性のある対策を講じていた

だきたいと考えます。

さらに、要所において、近隣住民への説明や進捗共有を丁寧に行うなど、最初に情報を伝えるべき人は誰なのかを判断しながら進めることに努めていただきたいと考えます。

以上の点に十分留意していただくことを前提に、本議案に賛成いたします。

以上です。

○議長（吉原信雄議員） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

議案第28号「土地の処分について」は委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第28号「土地の処分について」は、可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第29号 令和7年度大崎町一般会計補正予算（第1号）

○議長（吉原信雄議員） 日程第6、議案第29号「令和7年度大崎町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任副委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任副委員長（稲留光晴議員） ただいま議題となりました議案第29号、令和7年度大崎町一般会計補正予算（第1号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、6月10日の本会議において当委員会に付託されたもので、6月11日及び6月23日に、委員出席のもと委員会を開催し、担当課長及び関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億9,481万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億9,672万6,000円とするものであります。

補正予算の内容については本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告をいたします。

まず、歳出の款2、項1、目6財産管理費、節14工事請負費の菱田中学校跡地

残置物撤去等工事1億2,000円万円について、菱田中学校跡地の土中に杭が残っているとのことだが、その理由はとの問いに対し、当時は合宿施設等の拠点施設を整備する計画があり、土中の杭も有効活用する予定であったとの答弁。

さらに、委員から、今回の企業誘致に当たり、杭を撤去する必要があるのかとの問いに対し、土地を売却予定の企業から、障害物のない状態での引渡しを求められているため、杭の撤去が必要になったとの答弁。

次に、款2、項1、目10企画費、国際交流員の新規採用に係る関連経費について、国際交流員の活動内容が見えない、住民への周知・広報は住民に十分になされているかとの問いに対し、国際交流員の活動を、住民の皆様幅広く理解していただくことは必要だと思っている。そのため、広報での周知はもとより、各種会合での活動紹介、地域との交流活動を含め、住民への周知に努めていきたいとの答弁。

さらに、この事業がどういった形で町や住民の皆さんに還元されているのか、費用対効果も考慮し、事業遂行されるよう要望いたしました。

次に、款2、項1、目12電算情報管理費、節12委託料の健康アプリ導入業務委託料407万円について、健康アプリは、スマートフォンを所持していなければポイントを利用できないとのことだが、スマートフォンの所持・不所持にかかわらず、サービスの差異が極力なくなるような事業を展開していただきたいと要望しました。

次に、款2、項3、目1戸籍住民基本台帳費、節12委託料のセミセルフレジ導入業務委託料138万6,000円について、機器が故障した場合は、業務に支障が出ないようにするためのマニュアルが策定されているのかとの問いに対し、ネットワークが遮断された場合は、現金等のオフラインでも対応が可能である。また、プロポーザル方式で機器を導入する予定であるが、故障時の対応についても仕様書に盛り込むことになっているとの答弁。

次に、款5、項1、目12営農推進費、節18負担金、補助及び交付金のスマート農業・農業支援サービス事業補助金592万円について、トラクターと水田ハローを購入することだが、選定理由と稼働面積はとの問いに対し、農業機械は農業公社が選定したもので、作業内容は、耕うんと代かきである。今後、益丸地区及び有村地区で進められる基盤整備を見越して購入するものであるが、稼働面積は、ピーク時で約45ヘクタールを見込んでいるとの答弁。

さらに、今後の農業の在り方を考えた場合にはドローンの活用も多くなると思われるため、農業機械の選定に当たっては考慮していただきたいと要望しました。

款8、項1、目2非常備消防費、節14工事請負費、中央分団消防詰所新築工事2億円について、研修センターグラウンドは、大崎ソフトボールスポーツ少年団が

利用しているが、影響はないかとの問いに対し、昨年11月にスポーツ少年団関係者と協議をした。グラウンドの使用面積は狭くはなるが、特段、広さに関しては問題はないと聞いている。ただし、ソフトボールが飛び込まないような高さのあるフェンスを設置するなど、対策は講じていくとの答弁。

さらに、移転する中央分団詰所に付随して、今後、防災施設を建設する予定があるのかとの問いに対し、防災施設については、庁舎等の建設とも関連があると考えているとの答弁でありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第29号、令和7年度大崎町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと、全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。

議案第29号「令和7年度大崎町一般会計補正予算（第1号）」の副委員長長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第29号「令和7年度大崎町一般会計補正予算（第1号）」について、副委員長長の報告は原案可決であります。

副委員長長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号「令和7年度大崎町一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第30号 令和7年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（吉原信雄議員） 日程第7、議案第30号「令和7年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任副委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任副委員長（稲留光晴議員） ただいま議題となりました、議案第30号、令和7年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、6月10日の本会議において当委員会に付託されたもので、6月11日に、委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,998万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億906万円とするものであります。

内容については本会議において説明がなされておりますので、委員会で主な質疑について報告いたします。

歳出の款3、項3、目6認知症総合支援事業費、節10需用費の17万6,000円について、この費用は認知症初期集中支援事業を進めるための費用であるが、この事業の概念はとの問いに対し、認知症と思われる方や御家族に対し、どのような支援が必要か、地域包括支援センターや医療機関とも連携し、初期集中支援チームを組んで認知症の初期支援を行うものであるとの答弁。

さらに、委員から、初期集中支援が必要な対象者は何名ぐらいいるのかとの問いに対し、初期集中支援チームの会議を数か月おきに行っているが、大体1件から2件、議題として上がってくるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第30号、令和7年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。

議案第30号「令和7年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の副委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第30号「令和7年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」について、副委員長の報告は原案可決であります。

副委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉原信雄議員) 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号「令和7年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第32号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(吉原信雄議員) 日程第8、議案第32号「非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(東 靖弘君) 御説明いたします。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、選挙長等の報酬額を改正するため、非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長(宮本修一君) 御説明いたします。

本案は、最近における物価の変動や選挙の執行状況等を考慮し、また、選挙の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本町においても選挙執行に係る選挙長等の報酬額を国の基準に合わせるため、非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものでございます。

具体的な改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、議案書に添付してございます新旧対照表をお願いいたします。右側が現行、左側が改正案で、アンダーラインを引いてある箇所が改正部分でございます。

別表第1の1段目でございます選挙長につきましては、現行の「1万800円」を「1万2,200円」に、次の投票所の投票管理者につきましては、現行の「1万2,800円」を「1万4,500円」に、次の期日前投票所の投票管理者につき

ましては、現行の「1万1,300円」を「1万2,800円」に、次の開票管理者につきましては、現行の「1万800円」を「1万2,200円」に、次の選挙立会人につきましては、現行の「8,900円」を「1万100円」に、次の投票所の投票立会人につきましては、現行の「1万900円」を「1万2,400円」に、次の期日前投票所の投票立会人につきましては、現行の「9,600円」を「1万900円」に、次の開票立会人につきましては、現行の「8,900円」を「1万100円」に、それぞれ改めるものでございます。

なお、今回の改正部分はすべて日額での単価となっております。

なお、改正後の非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例につきましては、令和7年7月1日から施行することを附則で規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第32号「非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第32号「非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第33号 令和7年度大崎町一般会計補正予算（第2号）

○議長（吉原信雄議員） 日程第9、議案第33号「令和7年度大崎町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,792万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を135億4,465万3,000円にするものでございます。

内容につきましては、国の法改正に伴う参議院議員選挙執行の際の投票管理者等報酬の補正、国の総合経済対策による定額減税の調整給付及びNHK受信契約に要する経費でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（宮本修一君） それでは、御説明いたします。

今回の補正予算は、議案第32号で御説明いたしました法改正に伴う参議院議員選挙に係る投票管理者等報酬の補正と、国の総合経済対策による定額減税の調整給付、不足額給付に要する経費及びNHK受信契約に要する経費でございます。

まず、歳出のほうから御説明いたしますので、歳入歳出補正予算事項別明細書の7ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目6財産管理費、節13使用料及び賃借料89万円の増は、テレビ受信機能のあるカーナビを搭載している公用車について、NHK受信に係る契約が未締結だったことに伴うNHK受信料支払いのためのテレビ聴取料でございます。項4選挙費、目3参議院議員選挙費20万2,000円の増は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正されたことにより、非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正したことに伴う投票管理者等報酬の補正でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目10物価高騰対応重点支援事業費、節10需用費29万5,000円は、消耗品費23万1,000円と書類送付用の封筒作成に係る印刷製本費6万4,000円でございます。節11役務費43万9,000円は、通知文書等の発送に係る通信運搬費29万6,000円と口座振込に係る手数料14万3,000円でございます。節18負担金、補助及び交付金4,699万1,000円は、令和7年度の定額減税について、所得確定に伴い追加で差額支給が発生した方への不足額の給付、また、税制上、扶養親族とならない青色専従者等へ、1人当たり原則4万円を給付する調整給付金不足額給付でございます。

なお、予備費につきましては、財源調整でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金4,772万5,000円の増は、給付金事業に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の補正でございます。

款16県支出金、項3委託金、目1総務費委託金、節5選挙費委託金20万2,000円の増は、報酬単価引き上げに伴う参議院議員通常選挙費委託金の増でございます。

以上で説明を終わりますが、8ページに給与費明細書を添付してございますので御参照いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第33号「令和7年度大崎町一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第33号「令和7年度大崎町一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議員派遣の件

○議長（吉原信雄議員） 日程第10、「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。

別紙のとおり、本町議会議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、本町議会議員を派遣することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 1 1 閉会中継続審査・調査申出書

○議長（吉原信雄議員） 日程第 1 1 「閉会中継続審査・調査申出書」の件を議題いたします。

委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのとおり、4 委員長から申出があります。

お諮りいたします。

4 委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、4 委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査は可決いたしました。

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしました。会議を閉じます。令和 7 年第 2 回大崎町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前 10 時 42 分